

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9
10

9 産業

21
—
22

9

国立公文書館	
分類	内閣府
	平成17年度
排架番号	4E
	34
	466

裏面白紙

産業関係

石油

()

2

油

沟

彌

経 濟 企 画 庁

(1号・23行)

裏 面 白 紙

()

目 次

22年

7月1日	○ 石油製品割当分類一覧表(案)
7月15日	○ 「石油製品配給方針」実施の件
7月23日	○ 石油販売業者指定の件
7月24日	○ 自動車用石油製品の配給について
8月9日	○ 石油製品配給方針
8月12日	○ 石油長期需給計画策定に関する説明
8月	○ 石油製品配給方針改正の件
9月28日	○ 総合家庭燃料対策の一環として ガソリンの輸入懇請について
10月4日	○ 国内経済維持に必要な石油製品最低需要量説明
10月4日	○ 昭和22年度下半期石油製品輸入確保の件
10月7日	○ 各用途別石油製品配給要領に関する件
10月13日	○ 石油配給に関する件
10月13日	○ 薪炭を中心とする家庭燃料の確保上ガソリン等の増加輸入懇請を必要とする事情について
10月14日	○ 官公署、船舶用及港湾用石油製品割当に関する件

経済企画庁

(1号・23行)

4

裏面白紙

()

10 20	○ 産業用燃料重油消費希望量調
10 31	○ 暫時物資需給調整法及石油 配給公團法に基づく「石油製品 配給規則」
11 18	○ 1948年(1~12月)石油製品需給 計画説明
11 21	○ 進駐軍用石油製品の取扱い件 ○ 昭和22年(4月~8月)石油計画及 実績比較表 ○ 鉱工業用石油製品配給要領 ○ 農林用石油配給要領 ○ トラック用石油製品配給要領 ○ 船舶用及び港湾用石油製品 配給実施要領 ○ 石油製品配給実施要領 ○ 鉱工業用石油製品割当実施要領 ○ 水産用石油製品配給要領 ○ 石油製品配給方針 ○ 石油製品配給規則制定件 ○ 農林用石油配給要領 ○ 石油統計 ○ 昭和22年《月分石油計画及実 績比較表

経済企画庁

(1号・23行)

裏面白紙

5

(

- 石油製品配給規則(案)
 - 石油製品配給規則

1

8

- 石油製品配給規則(案)
- 石油製品配給規則

経済企画庁

(1号・23行)

6

裏面白細

石油裝品割至分頭一覽表(案) 一九二六年六月二日

需等部門		主務官廳		用 途 别 分 類	
農林用		農工省		米 灰 脂 麥 調 整 用 灌 溼 耕 地 水 用	
農林省		農工省		薰 工 品 製 造 用 草 麻 刨 皮 用	
自動車用	運輸省	農林省	農工省	稻 粉 製 造 用 麥 粉 製 造 用	米 灰 脂 麥 調 整 用 灌 溼 耕 地 水 用
資物	工商	製茶	製茶	稻 粉 製 造 用 麥 粉 製 造 用	薰 工 品 製 造 用 草 麻 刨 皮 用
施	商	農林省	農工省	稻 粉 製 造 用 麥 粉 製 造 用	米 灰 脂 麥 調 整 用 灌 溼 耕 地 水 用
其 沈 重 品 工 機 材 物 資	石炭瓦斯坑木 化學肥料、 セメント、 石炭瓦斯坑木 化學肥料、 セメント、	機械 鐵鑄件 特殊物件	機械 鐵鑄件 輸出 同原 特殊 物件	機械 鐵鑄件 輸送 器具 工具 輸送 處理 用	機械 鐵鑄件 輸送 器具 工具 輸送 處理 用
商工省	農工省	農工省	農工省	農工省	農工省
商工省	農工省	農工省	農工省	農工省	農工省
地方 自動車事務所	地 方 資材 調整事務所	地 方 資材 調整事務所	地 方 資材 調整事務所	地 方 資材 調整事務所	地 方 資材 調整事務所
自 动 車 事 務 所	農工省	農工省	農工省	農工省	農工省

船頭用	私款 公需 星上鐵 卷灣 通用 運輸省	其の他の公共團體 其の他の官廳用 以上用達以外 の一般民需用 道駐軍用 用開保各石 内關及 開保各省 運輸省 内關及 開保各省 運輸省 小區 運送 運輸省 公需 星上鐵 卷灣 通用 運輸省
運輸省 (汽船)	旅賃物 客 用船 油 槽 物 商工省	道駐軍用 用開保各石 内關及 開保各省 運輸省 内關及 開保各省 運輸省 小區 運送 運輸省 公需 星上鐵 卷灣 通用 運輸省
商工省	運輸省 運輸省 運輸省 運輸省 運輸省 運輸省	運輸省 内關及 開保各省 運輸省 内關及 開保各省 運輸省 小區 運送 運輸省 公需 星上鐵 卷灣 通用 運輸省
商工省	運輸省 運輸省 運輸省 運輸省 運輸省 運輸省	運輸省 内關及 開保各省 運輸省 内關及 開保各省 運輸省 小區 運送 運輸省 公需 星上鐵 卷灣 通用 運輸省
商工省	運輸省 運輸省 運輸省 運輸省 運輸省 運輸省	運輸省 内關及 開保各省 運輸省 内關及 開保各省 運輸省 小區 運送 運輸省 公需 星上鐵 卷灣 通用 運輸省

		鑄工業
農林省	其他用	商工省
農林省	大豆 ソルガム 木炭 水銀 肥料 抽出料	硝 アソ 自動車 生産 子ト
農林省	通 信 機 新 聞 イ ン 機 械 保 全	採 集 ゴ ア ル ミ 子 ト
農林省		商工省
農林省		商工省
地方資材 調整委員會		商工省及 地方政府
化學工業 鐵 鋁 金 屬 工業 化學工業 通信機械 英 國 美 國 業	黑 業 黑 業	機 械 工 業 自 動 車

公共用		官需用 (除自動車)		開墾用				水產用		保健衛生用		運輸省		鐵道車輛	
内務省 運輸省		内務省 内務省		農林省 (農林省)				商工省 (農林省)		商工省 (農林省)		各省		大藏省	
戰災復興院	運輸省	戰災復興院	農林省	農地開墾農業未	英	石油生產用	其他	海	洋	火	D.D.T. 製造用	鐵道車輛	船	鐵道車輛	船
二般地方廳用	港湾公用	復興建築用	其地官需	國土木用	公干拓	農地開墾農業未	農林省	沿岸漁業	岸	火	防疫工キス	自動車整備	船	鐵道車輛	船
内務省	運輸省	戰災復興院	内務省	戰災復興院	全上	運輸省	農林省	農林省	水產局	火	試運轉迴流用	自動車整備	船	鐵道車輛	船
全上	全上	全上	全上	全上	全上	運輸省	農地開墾	農地開墾	水產局	水產業	大藏省	鐵道車輛	船	鐵道車輛	船
全上	全上	内務省 府廳及	公需	官需	官需	運輸省	農地開墾	農地開墾	農林省 地方資材調整	水產業	各省	鐵道車輛	船	鐵道車輛	船

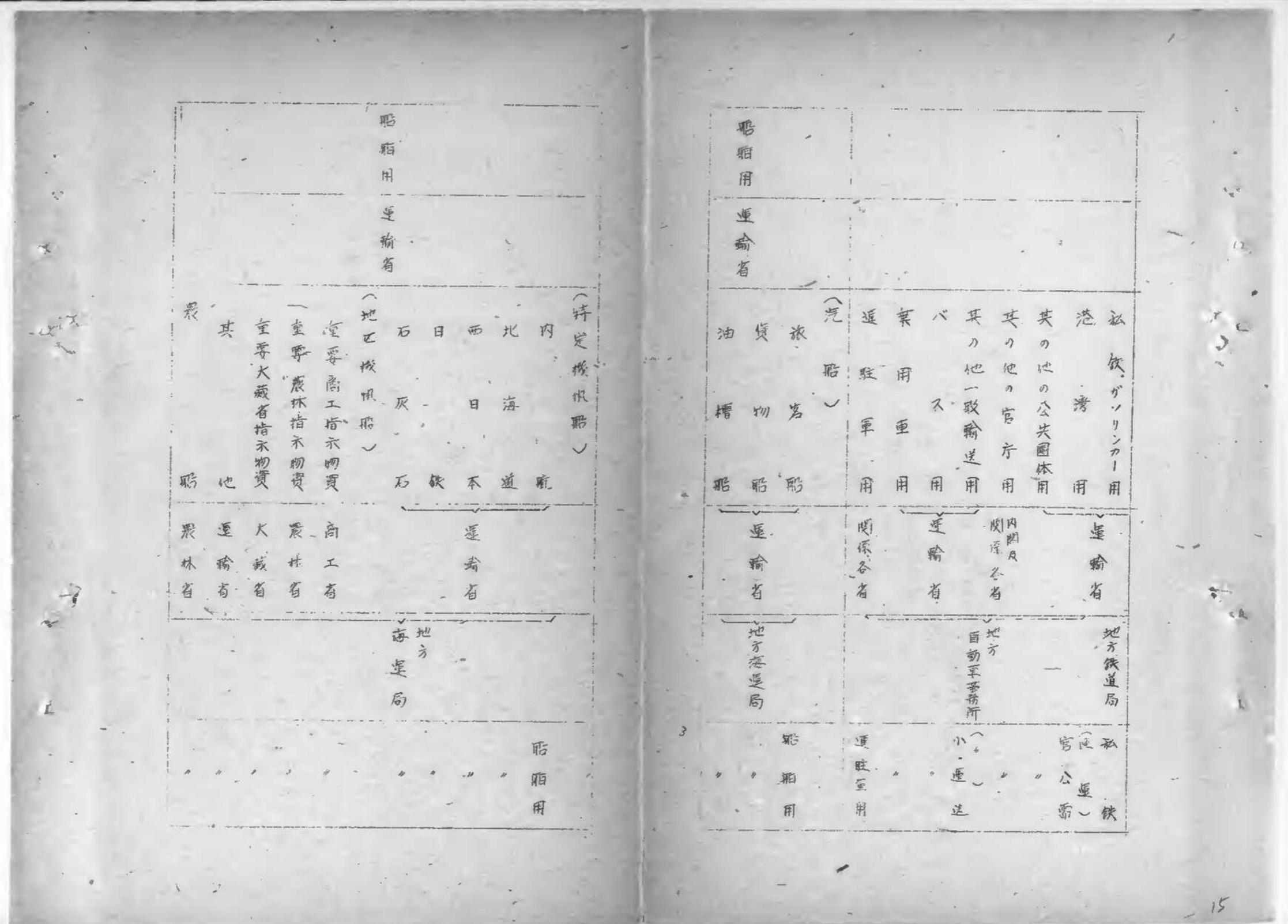
其他用	商工省	地の部門に属しない
用途用	商工省	地方
商工局	商工省	其他

備考

- (1) 需要部門分類は現行 P.A.G 申請様式の分類による。
- (2) 主務官廳
 - (1) 物調法規定による主務官廳へ担当部門の需要調書を取纏め(安本に提出する)
 - (2) 括弧内官廳は主務官廳より事務委任を受けける
 - (3) 安本への提出期日は需要在該月の前々月二十五日迄とす。

(3) 用途別分類

- (1) 現行 P.A.G 申請の株式分類へ但し必要に応じ変更する。
- (2) 構内主務官廳別に此の分類迄安本に於て割当を為す。
- (3) 需要調書作成担当官廳
- (4) 所管産業の需要調書を作成し主務官廳に提出する。
- (5) 消費者別割当計画作成担当官廳
- (6) 安本で定めた(3)の用途別割当を所管の地方、別又は需要者別に割当計画を作成する官廳
- (7) 此の担当官廳が主務官廳と相異する場合は両者の協議により事務委仕することが出来る。
- (8) 需要者に対する発券官廳
- (9) 安定本部需要区分
- (10) の割当計画に基き需要者に発券する官廳
- (11) の割当計画を安本の定めた指定生産資材需要部門割分類としたもの



船用 鐵工業用 商工省		鐵工業用 軍用		船用 鐵工業用 軍用	
深	ア	自	硝	鐵	鐵
川	ル	助	セ	工	工
生	シ	車	化	鐵	鐵
油	十	子	肥	石	石
	ニ	ト	肥	鐵	鐵
	山	山	料	工	工
	炭	鐵	料	鐵	鐵
商					
工					
省					
地 方 工 局		鐵工業用 軍用		船用 鐵工業用 軍用	
石	機	鐵	鐵	鐵	鐵
油	械	工	工	工	工
松	工	業	業	業	業
業	自	業	業	業	業
	動	業	業	業	業
	車	業	業	業	業
金	鐵	鐵	鐵	鐵	鐵
屬	工	工	工	工	工
工	業	業	業	業	業
業					

三

卷之三

- (2) 主務官庁とは
内閣法規定によると主務官庁を謂う。へ担当部門の需要
一解書を取扱ひ安本に提出す。安本方に需要調査提出
明日は需要当該月の前々月二十五日迄とする。
（3） 命逕別分類
現行のP.A.及申請の様式分類に基じたもので安本は概
一ね主務官庁別に此の分類迄割当を決定する。へ且し必
要に底じ此の分類は一部変更することがある。へ
又需調書依成担当官廳は所管産業の需要調書を作成し

裏面白紙

19

一、主務官庁に提出する。
二、本表に於て主務官庁と需要調書作成担当官庁と相異す
るものの付箋の地域別、需要者別割当については主務官
庁が需要調書作成担当官庁と協議の上その意見を尊重
して決定を行すこと。

2122-9
269)

1 石油製品配給方針と実施の件

三二、七、五
経済安定本部

一、経済安定本部は、関係方面の承認を得て、石油製品配給方針を策定して、七月十一日安定本部総務長官より、各省に示達して、之が実施方を命じた。

二、右方針の骨子は、次の通りである。

1、石油類の配給は、八月一日以降次の方法に従つて、実施される。

イ、各月別、用途別配給量は、経済安定本部が決定の上、各主務官廳に示達する。

ロ、各用途別の各地方別割当は、各主務官廳に於て、決

定し、各地方に於ける消費者別割当は原則として、主務官廳の出先機関が決定して、発券する。

（注）例えは、自動車用に付ては、安定本部に於て、小運送用、郵便車用、官公署用等に用途を分類して、運輸省に通知する。

運輸省は、更に之を府縣別に割当て、各自動車事務所は、更に之を消費者別に割当て、各消費者に発券するのである。

2、石油製品の配給は次に掲ぐる條件に適合する消費者に對してのみ配給される。

1、経済安定本部により定められた、基本的な政策及び計画に基いて、日本經濟の再建上重要にして、且つ

15

20
3.1.0

效果的な事業に從事するもの。

- ①、石油製品の使用が必要不可欠であつて、他の動力又は燃料の使用が不可能であるか又は重大な障害を生ずることが明瞭であるもの。
- ②、石油の使用を認めた、機械、機具、車輛、船舶等は原則として登録させて、且つ一定の標識を付けさせる。
- ③、石油は、配給を受けた目的以外の用途には、使用させない。
- ④、石油の配給は、割当公文書によることにした。
- ⑤、正規に配給を受けた石油以外の石油を使用したり、又は配給を受けないのに、石油類を使用したとするものは、嚴重に取締られる。

三、各省は、目下安定本部の示達に基いて、石油製品配給規則へ依拠して共同省令の立案を急いで逐々がく近々公布せつれる予定である。

四、各主務省は、石規則に基いて、各用途別に詳細な配給要領を制定するのであるが、自動車用、トラック、バス等及び消防車、救急車等の特殊車は、審査を受けて登録しなければならない。登録事務を実施するのは各都道府県の自動車事務所である。

石油製品配給方針と実施の件

三三、七、五
経済安定本部

一、経済安定本部は、関係方面の承認を得て、石油製品配給方針を策定して、七月十一日安定本部總務長官より、各省に示達して、之が実施方を命じた。

二、右方針の骨子は、次の通りである。

1、石油類の配給は、八月一日以降次の方法に従つて実施される。

1、各月別、用途別配給量は、経済安定本部が決定の上、各主務官廳に示達する。

2、各用途別の各地方割当は、各主務官廳に於て、決

定し、各地方に於ける消費者別割当は原則として、主務官廳の出先機関が決定して、発券する。
例えば、自動車用に付ては、安定本部に於て、小運用、郵便車用、官公署用等に用途を分類して、運輸省に通知する。

運輸省は、更に之を府縣別に割当て、各自動車事務所は、更に之を消費者別に割当てて、各消費者に発券するのである。

2、石油製品の配給は次に掲ぐる條件に適合する消費者に對してのみ配給される。

1、経済安定本部により定められた、基本的な政策及び計画に基いて、日本經濟の再建上重要にして、且つ

石油販売業者指定の件

(一) 二二、七、二三、安、勲、石、

七月二十三日ケプロン氏、中島次長及芝原課長会談の結果、さきに終本名で提出の「石油販売業者指定要領」中の記事項を夫々改訂の上七月十日施行の終本第二五四号通諭「石油製品配給方針」第三、販売業者の項に組入れること、しその原案を至急提出するよう指示を受けた。

改訂すべき事項次のとおり、

- 14
一 指定申請書提出期限を設けてはならない。
二 公團は販売業者指定数を定めてはならない。
三 都道府県に設置する「銅衡奉貢会」は「詔門奉貢会」に改められていればならない。

四 指定申請者代表は右委員会のメンバーとなつてはいけない。
五 指定を受ける資格の中

- (1) 資金信用の字句を除く。
(2) 設備規模による配給能力は設備の借用の場合も含むこと
(3) 石油類の配給に関する経験及び熟意は削除

六 指定の内容

- (1) 販売地域は府県単位なることを明らかにすること
(2) 取扱品種、申請人の意志に従うこと
七、其の他

法令違反者に対する不指定はE、S、Bの権限外であるから石油配給に関する法令違反者を指定しないというような條文を除くこと。

石油製品配給方針」改正案（未定稿）

（二二、七、二十五）（安、動、石）

七月一二日附経本第二五四号懇請長官牒の「石油製品配給方針」中、
たの通り改正する。

第三の十を左の通り改める。

販売業者は左に掲げる資格を有することを要する。

- (一) 石油製品の配給に必要ず設備を有するか、又は使用し得ること。
- (二) 石油製品の配給地区内に一仓库を有すること。

前項の配給地区とは都道府県を以て単位とする。

第三の十二を左の通り改める。

前項の指定申請書は、石油公団出張所又は支部においてこれを受け

つけろ。

石油配給公団出張所又は支部は都道府県別證問機因の意見を付し、
これを石油公団總裁に報告する。

前項の證問機因は石油配給公団、消費者代表、関係官廳因係官等を
以て民主的に構成されなければならぬ。

第三の十二の次に左の一項を加へる。

十二の二、石油配給公団總裁は前項の報告に基き、第三の十に定め
る資格の有無を審査し商工大臣の認可を得て販売業者を指定するも
のとする。

販売業者の指定は左に掲げる事項を明示してこれを行ふ。

(1) 指定番號

(2) 氏名及住所。

(3) 営業店舗の所在地。

(4) 販売を許し得る都道府県名。

(5) 特定の製品のみを取扱ふ場合はその製品名。

(6) 其の他必要事項。

指定を受けた販売業者はこの旨を右頭の他見易い場所に表示しなければならぬ。

第三の十三に付の但し書きを加へる。

但し都道府県別又は地域別配給割当量が当該地域内全販売業者に対する最終総数量の割当をする余裕のない場合は、商工局長は販売業者に対し配給許可数量の割当を行はないことができる。

配売業者に対する配給許可数量については、内閣訓令第三号指定配給物質配給手続規程第三條の七乃至十二の配給許可数量に関する規定を準用する。

陸資第八八一號

昭和二十二年七月二十四日

各鐵道局長殿
各自動車事務所長殿
各都道府縣知事殿
營、規、總監殿
各商工局長殿
石油配給公團總裁殿

商運次官
內務次官
財務次官
農林次官

10-4
26

自動車用石油製品の配給について
昭和二十二年七月十一日附経本審ニカ四号經濟安定本部
機務長官通達により自動車用石油製品の配給は別紙要領により八月一日より実施する。とてなつたが、申請方法と、
主分連絡の上実施上遺憾をなすよう取扱いれたる旨
通り通達する。

トラック用石油製品配給要領
自動車事務所長がトラックに対する擇、燃油の使用を認
める場合に、はこの要領に従はずけねばならぬ。
地方の特殊事情によりこの要領と異なる措置を必要と
すると、之は自動車事務所長は豫め運輸大臣承認を受けて

受ければならない。この運輸大臣の承認は經濟や定本部總裁の定める方策に基いて行はれる。

二、トラックは揮発油を使用むとうどり前で事業の種類、事業の種況、トラックを使用しようと至る地城、一箇月の稼走走行料、揮発油所要量等を記載し入力登録申請書を提出しなければならない。

三、燃料登録申請書には前項の事項を詳細に入しきれば全りない。

四、各自動車事務所長は登録申請書のみにててその可否を決定し得ないときは実地検証し全すれば全りない。

五、登録を受けたことができるトランクは左に掲げたものでなければ全りない。

六、經濟安定本部が定める方策に基き運輸大臣の指定する重物貨物を輸送する貨物自動車。

七、公の保健、保守その他公共の業務に從事する貨物自動車。

八、遊覧車の専用より運行する貨物自動車及び乗合自動車。

九、自動車事務所長により登録を受けたトランクは前項がラスに該当しないことを示す標識を付ければ全りな

い。前項の標識は運輸省が印刷の上各自動車事務所へ配布し運輸省以外の他のいが全るとこでてもこれを印刷施行

しては全然ない。この標識は車輛登録番号、所有者名、割当証番号及び有効期限を記載する。標識の様式は、運送を防ぐため運輸大臣が監修と認めたときは被覆する。

五 登録の有効期間は二箇月とし毎二箇月の切替に更新されなければならない。

六 傷上げての他より第三号へ掲げた場合、業務へ馬鹿にして過時六ヶ月以上もしくは年額の全額を適用する。但しこの場合トラックとして自動車事務所より揮毫袖の使用を認められたもの又はこの事務所の全部を適用する。但しこの場合合は第4号の標識の代りに揮毫袖使用登録証明書を交付する。

前項の証明書は車輛の使用中常に運転者がこれを持行

しなければならない。この証明書には車輛登録番号、所有者名、割当証番号及び有効期限を記載する。

七 撥脂油使用登録証明書は運輸省が印刷の上各自動車事務所へ配りし、運輸省以外の他のいかなるところにこれを印刷施行してはならぬ。

八 第三号へ掲げた場合業務の大中小、トラックを傷上に被覆油を使用しようとする場合の登録申請書には所有者が又は使用者双方の署名した席上にハガキの裏面に添付されねばならぬ。

九 撥脂油は登録を受けたトラックはこれを燃焼しても全くない。

更に現在代用燃料を使用し又は代用燃料を使用する

カク装置と船大トラックは福能油の配給を受けて此ノ日
であります。

九 登録を認めるトラックの輛数及び福能油の一輛当たりの
最大配給量は自動車事務所長が此を決定する。

自動車事務所は自動車事務所長が此を決定する。

一 自動車事務所は前項の運輸大臣の決定と天罰當量の限
度を超えて割当てることはできません。

二 第三号に掲げた業務以外の業務に従事する者は第三
号に掲げた業務に従事する者の名義を使用して登録を受
け丁てはなりません。

三 自動車事務所は燃料登録簿を備付け此に登録車輛の

使用者の氏名住居車輛番号車種年式型式主たる使用地等
を記載しこれによつて揮能油の濫用を防止し取締らなければ
此はなりない。

四 自動車事務所長はトラックの登録及び第八条による運
輸大臣の割当に基いて揮能油の配分といたときは、登録
料及び分配数量を運輸大臣に報告しなければならぬ。

自動車事務所長はこれを変更させることができる。
自家運輸大臣はこれを変更させることができる。
自己が使用するため揮能油の割当を申請した者がそれ
の割当へいて不服があるときはその者にため函を送り
經濟安定局へ申立てることができる。

五 ハラックに対する揮能油の税金は割当額八百四十円

自動車事務所長は毎月の割当を決定いたしまして消費者
に対して割当数量を記載した割当証を運輸省へ交付し乍
れば全員全い。

取扱業者は揮発油を販売したときは割当証に販売数量
を記入して捺印し且つ自己の端付けていた販売帳簿へ車
輌登録番号、割当証番号及び販売数量を記入しなければ
ならぬ。

販売業者はこの販売帳簿によつて毎月末報告書を作成し
て商工局へ提出しなければならぬ。

揮発油の割当証は車輌の使用中常に運転車がこれを持
行しなければならぬ。割当証は運輸省が印刷したもの自

五 動車事務所へ配布し運輸省以外のいかなるところでもこ
れを印刷施行してはならぬ。

多數の登録を受けたトラックを使用する者は自己の車
輌へ配給される揮発油を取り扱ひて購入するため必要
があつとすれば自動車事務所長へ同一箇割当証の交付を
申請する二と加べる。

多數の場合は運搬者まで揮発油の割当証、代りに自動
車事務所の交付する揮発油使用証を車輌の運転者に携
け出でて販売業者にて購入することを要する。この責任者た
る多數の販賣業者は自動車事務所長より監査を行ふ事と
して規定が交付を受けた者は揮発油の使用証のみ持つて全
ての販賣業者にて購入することを要する。この責任者たる

擇巻油使用証は有効期限経過後返済なく自動車等係り返還に至ければならぬ。

揮発油使用証は運輸省が別の上各自動車業者等に販布し運輸省以外のいかなるところでも使用する事は出來ない。

六 段落業者は有効手割当証の引換又は提示がなければ擇巻油を消費者へ譲り渡すことはできない段落業者以上當全肖費者ハ必ず有効手割当証の引換又は定期券が付して送付額で擇巻油を販売しなければならぬ。正當な消費者とは櫻眼から自動車事務所又は車両登録を受けては櫻巻油を使用すること認められぬ。付効率。所有する者包。ハ。

七 製鐵、擇巻油使用登録證明書、割当証又は擇巻油使用証は此を販売し購売又は譲渡することがさせ入トランクに対する反筋と警察署長より第特又は櫻機を入、若く次の回次につれて又施設此を受けばならぬ。八 代用燃料で走行するに装置されたりラックの母油、灰井、といろがどうかがどうか。九 案件これでいいトランクが櫻巻油を販売してゐるがどうか。十 煙管の石炭用してあるトランクが第三号大場の入業者で営業又は販賣又は販賣してあるハどうか。

九 この要領に違反した者は燃料登録と取消し処置、停止させ又被弾巻油残量を没収され又裁判所に送致され處罰されるものとする。

十 計約され火薬弾油は使用者の創意と上へにてて成り立つ効率を發揮するよう使用されなければならぬ。自動車事務所長は彈巻油の使用効率を清め、その運営全般に専門家より使用者に対して適切な指導を講じ、運行はなければならぬ。

十一 運輸大臣は前項の目的を達するため火薬油あると之に該弾油を取扱う地方官吏を招集する。

十二 自動車事務所の分課は逐々定めらるが基づき、自動車事務所は地区的事務を担当する旨を定め此の要領は区域ごとに施行され、此種の実施のため必要あらゆる事務を掌る。

十三 本件の要領は、總務省總務課より彈巻油使用車輛の登録、保管、運送、貯蔵、彈巻油使用証の発行、燃費登録簿の登録、運輸省より要求された報告の作成並びにこの要領の実施に關する事務を掌る。

家用自動車用石油製品規制要領

一、自動車事務所長が乗用車輌として彈巻油の使用を認めた場合、以てこの要領に遵むる旨を看板と必ず記入し、その特殊事情によりこの要領に遵むる旨を看板と必ず記入し、この看板は自動車事務所長は採り置かれたる運輸大臣の承認を得る。

この運輸大臣の承認は経済安定本部總裁の定めたる乗車料基にて行はれる。

二 乗用車又揮発油を使用しようとする者は乗車の種類、乗車の機況、乗用者を使用しようとする地域、一箇月の確定走行料、揮発油所要量等を記載した燃料燃焼油消費を提出しなければならぬ。

機料登録申請書には前項の事項を詳細に記入しなければならぬ。

自動車事務所長は登録申請書のみによつてその可否を決定し得ないことは実地検証をしなければならぬ。

三 登録を受けることができる乗用者は左に掲げる目録に採用されるものでなければならぬ。

四 乗用車業用

一 官公署事務の執行用、以内の統制する團体又は政府代行職員の事務の執行

五 設送車業用

一 連絡車のための業務執行用（口口口より又は連絡車

又は、緊急の業務を要求される場合等）、

其、登行単数の多い日刊新聞又はこれと類似の事業の大いの本筋の執行用

又、医務用（例へば医師の所有する車輛、警察署が持つたる患者と病院に通ひ大めく乗上せる車輛）、

七、國家再建のため行く必要な車業用（うち

一、食糧品の生産地給車業へ水、麦、穀飼料、生糞

味噌、醤油、鮮魚、野菜、油等)

二、燃料の生産並公車系、石炭、無炭、石油、然る

成、旦斯等。

一、電氣事業ハ公共事業会社。

医薬品又はその原料の生産配給事業。

三、復興資材の生産配給事業。

食糧増産用資材の生産配給事業。

復興資材の生産配給事業。

輸出用物資輸入用物資若しくは自此ハ復興特

生産配給事業。

六、公共交通送機関と適当に運営させ、百人以上乗車する

事の生産配給事業。

七、自動車事務所長が次之、總司下に各零細の貨物を

八、自動車事務所より登録を受けて乗用車以前面がノベ

九、車両の登録をしたことを不正識を何ヶ至ければ至るを以

十、登録の権限は運輸省が印刷の上各自動車事務所に於て

十一、登録者以外の他のいかなるところでも二枚を印刷登録

十二、全員登録。

十三、この標識には車輛登録番号、所有者名、割当額等另

十四、有効期限を記載する。標識の様式は不正を防止するた

十五、め運輸大臣が必要と認めるときは二枚を發行する。

十六、登録の有効期間は二箇月とし毎二箇月に初め又更新す。

北全ナ此は全ナ全ナ

六 帳上にその他より第三号を掲げた緊要を某發へる。此の時より引継き二箇月を滿だ全い期間へ使用され、其用車にして自動車事務所より埠港油の使用と總合してのんのうこの号領の全印を適用する。但しこの場合には第四号の標識の代りに埠港油使用登録證明書を交付する。

前項の證明書は車輛の使用中常に運転者がこれを持�行し全け此は全ナ全ナ。この證明書には車輛登録番号、所持者名、測定証番号及び有効期限を記載する。埠港油使用登録證明書は運輸省が印刷の上印刷の上各自動車事務所へ配布し運輸省以外の他のいか全ナニ全ナ。

七 第三号が掲げて某事務所のため某用車を埠上に埠

埠油子使用しようとする場合の登録由請書には所有者及使用者双方の署名して埠上に埠下に書面を添附し全ナ全ナ全ナ。

八 種登録は登録を受す全い某用車はこれを既給しては全ナ全ナ。又現行代用燃料を使用し又は代用燃料を使用するまた大半置され某用車は埠港油の配給を受けタシはで全ナ。

九 某用車は小型車又は中型車でなければ登録を受ける事が出来ない。大型の某用車の登録は宣伝及び入型車で

合計枚数から余ることを証明した者に限る。

一〇 登録を認める乗用車の輛數及び擇選額の一輛当たりの燃

大船舶量は自動車事務所長がこれを決定する。

各自動車事務所へ割当てらるる燃料の總量は運輸大臣

がこれを決定する。

自動車事務所長は前項の運輸大臣の決定した割当量の

限度を超えて割当てることはできない。

一一 第三号に掲げて業務以外の業務へ從事する者は第三号

K掲げた業務へ從事する者が名義を使用して登録を受け

てはならない。

一二 山野車事務所は燃料登録簿を備付けこれに登録車輛の

使用者(代)、住所、車種、年式、型式、主

二二 大令付用紙等を記載して此によつて擇選油の濫用を防止

し取締りを行はねばならぬ。

二三 自動車事務所長は乗用車の登録及び第一の号牌による運

輸、其の担当に基いて擇選油の配分をしきとさは登録辦

務及び配分数量を運輸大臣へ報告しなければならぬ。

二四 同上に規定するため人選券の割当を申請する者は

自動車事務所長の決定又は措置が不適当と認めた時は

、この不適當の不該な措置を申請する者にせらるべがむだ。

二五、公用車に対する擇選油の配給は割当額によつて実施す

自動車事務所長は毎月の割当を決定したときは消費者が付し割当数量を記載した割当証を遅滞なく交付しなければならぬ。

販売業者は揮発油を販売したとては割当証上販売数量を記入して捺印し且つ自己の備付けていた販売帳簿又車輪番号、割当証番号及び販売箇所を記入しない時は不合法である。販売業者はこの販売帳簿により毎月末報告書を作成して商工局へ提出しなければならぬ。

揮発油の割当証に車輛の使用中常に運搬者がこれを持行しなければならぬ。

割当証は運輸省が印刷の上自動車事務所へ配布。運輸省以外でかかるところどもこれを印刷発行してはならぬ。

前項の場合に販賣者は揮発油の貯蔵の代りに自動

車事務所の交付する割当証を用ひて販賣する場合は自動車事務所長に届出せねばならぬ。

一括割当証の交付を受けた者は揮発油使用登録を記入して販賣者に足りぬことを認めたるこの責任者の名は自動車事務所長に届出せねばならぬ。

揮発油使用證は販賣期終過後還済を自動車事務所

K返還しなければならぬ。
揮巻油使用証は運輸省が印刷の上否自動車車務所に付し運輸省以外のいかなるところびこれを印刷する所にてはならぬ。

一七 挥巻業者は有効空則当証の引換又は是未が空けられ
業者を消費者へ譲り渡すことはござる。
販売業者は正当な消費者から有効空則当証の引換又
提承があるとされ統制額じ揮巻油を販売しなければ
全八、
正當な消費者とは権限ある自動車車務所より販賣
人名録を受け又は揮巻油を使用することを認められた人
が車を所有する者をいう。

八 標識 挥巻油使用登録証明書、副当証又は揮巻油印用
紙にてこれを販売し譲り受け譲渡する、とほござなば、
又乗用車に対する取締は警察によつて常時又は専機にて、
又次の如き、ついて実施されなければならぬ。
一、公用燃料で走るよう装置された乗用車が揮巻油を
使用されてい全い乗用車が揮巻油を使用して
二、ハハ
かどうか
乗用車が正當に既に以此の揮巻油を使用して
かどうか
空標以降事してい全い乗用車が第三号大橋にて審査

二〇
この事例に違反した者は燃料登録を取消され運輸を停止され又は揮発油残量を没収され又は裁判所に起訴され反対に罰金とするものとする。
二一 配給された揮発油は使用者の創意工夫によって最大の効率を發揮するように使用されなければならぬ。
自動車事務所長は揮発油の使用効率を増大するよう只有能者専門家により使用者に対するして適当な指導及び監督を行はなければならぬ。
運輸大臣は前項の目的達成するため大處要員としては揮発油を取扱い地方官吏を招集する。
二二 自動車事務所が分譲は追て定められ差当り自動車事務所長は配給事務を擔当する者を定め二つの事務所を統合する。
大抵の手続の実施即ち揮発油使用車輛の登録、燃料、販賣、卸、販賣、揮発油使用証の発行、燃料登録簿の保存、運輸自らの要求される報告の作成並びに二つの事務所の存続と以此確実施のため必要至あらる事務を擧げて之とを察する。

附 資 第 八 八 四 号

昭和二十二年七月二十四日

運輸省陸運監理局長

鐵道局長 殿

自動車半務所長 殿

記、以て本日陸運第八八一号で監理局内務三監
官通達が送せられたから、これが実施方は既付し日監第
八八〇及第通達外の外、左記各項了知の上手落しの上
より當直され大く通達する。

記
本件の主旨
自動車用ガソリンの販路統制は石油競業規制と
の廢止によって自動車組合等によらず、自主的規制を行ふと
より、適正使用方を指導して來たが、ガソリンの供給量
は半ば減少しも適正でない。ガソリンの供給加算し
て、不適切な時に大額分輸入よつてゐる現在、不尽全消費
能力が隠れて自動車輸送力を差し支へと民生、産業後
益に及ぶことは緊急を要するので本件御くよくて自動車
用石油類の配給と消費分適正を圖らうとするものであ
る。本件領事施入に対する連合國當局の期約
この要領事施入について連合國最高司令部においても

國立公文書館
National Archives of Japan

41

大なる肉心の期待をもつてゐる。即ち連合軍民甚旨令部
は本年初めより数回人亘にて石油類の不燃零在消費の推
陳と効果的分配の確保方並に火災の実験の実施方人の
にて、政府に対する建議、主張せらるゝ。前人當局人の行
は、同司令部指導のもと以本署の造成に當り七月三日
附認可され次第である。然つて此が完全実施たる於
公正、消費の適正化行はれること、大部分の期待と所心を
もつてゐることを充分心得て實施し得らば此人
本要領の根據放令。

當時物資輸給調整法に基く石油製品配給規則の各需要
部、内に大通りる事項の内、各省大田省々に加近づく御定公
布され予定で、この旨今半ば上級總務部石油課西方面

新規の開港場の建設に際しては、港の位置、港の構造、港の設備等の問題が複雑で、また港の開港後は、港の運営、港の管理、港の維持等の問題が発生する。そこで、港の開港場の建設に際しては、港の位置、港の構造、港の設備等の問題が複雑で、また港の開港後は、港の運営、港の管理、港の維持等の問題が発生する。

乗用車に対する監督が認定地の範囲は第1号記載
のとくに大黒屋川務及び父夫姓、所有者等車両登記に依りし
るが、地方的又は本署に該当しないもので、特に
該識を要するものがあるときは具体的な理由を具し、本省
以上申の上駆除乞及ニト

也考慮して取扱ふことは文庫がない。
第八号はおいて、大型の乗用車としては乗員總容積四
ドア以上、エンジンを装備する乗用車として成程少
こと。この取扱をする主旨は、ガソリンの消費量の比較、
的外ない車輛を努力して採用させ、ガソリンの使用効率を
高めようとするのである。

なお小型自動車のうちにはかなりニを使用する三輪
及び二輪乗用車を含む。この場合第四号の標準を照付
する場合のないときは施行させても差支えないと、小型
貨物車の場合も同様である。

トラックに対する配給暫緩について

ここでいうトラックは第三号記載による

貨物自動車の外、定期運行する乗合自動車、並び
に車の命令により運行する乗合自動車が含まれる乗用車以外
の自動車のすべてである。

第八号は經濟安定本部の定める方策に基き運輸大臣
の指定する重要物資とは次のものを指す。

一、運送車の命令により輸送する物資

被服、被褥、糧食、油類、日用品、飲料、海
乳及乳製品、膏肥食等。

二、船舶物資、及び其の相也用資材

燃料油脂、石炭、礦石を含むコクス、鉛炭、原油及び石油製品

第三、泥炭を除く豆炭、块炭、原油及び石油製品

薪、酒精、木炭、瓦斯、油脂及油粉原料等)

瓦斯

油脂及油粉原料等)

(五) 電氣事業用物資

瓦斯

油脂

油粉

原料

(六) 医療品及び其の原材料

瓦斯

油脂

油粉

原料

(七) 燃料用資材(木炭、砂利、砂、セメント、石灰、石灰類、板硝子等)

石灰

砂利

セメント

石灰

(八) 食糧、燭屋火心等、空物資(種子、化肥、肥料、葉灰、農器具、農工品等)

化肥

肥料

葉灰

(九) 石炭増産火心等、空物資

石炭

增產

火心

(十) 輸出入西及びその原材料

輸出

輸入

西

(十一) 條裝用資材

條裝

用資

材

(十二) 燃水器

燃水器

器

水

(十三) 鐵道機器及びその原材料

鐵道

機器

原材

(十四) 國交教科書、試験及びハルフ

國交

教科

書

試験

及ハル

フ

(十五) 船舶及び船舶到着貨物

船舶

及

到着

(十六) その他及び船舶到着貨物

其他

及

到着

(十七) その他外港明義火基並輸送統制之行公物資

其他

外港

明義

(十八) 本立派の多數の登録を受けたラツフを使用す

本立

派

ラツフ

(十九) 二十、二三噸以上の登録を受けたものとしこれ以下、一馬力一束の石油割当証を交付し、その代

二十

二三

噸

(二十) 登録未駆散と同様の運送油使用証を交付するもの

登録

未駆

散

(二十) 本立派の多數の登録を受けたラツフを使用す

本立

派

ラツフ

登録車輛數二輛までのものに対する車輛並くに油割当証を各ニ兼用し、一ハ現品引換用也は携帶用と規定すること。

採用車の場合も同様である。

公用自動車ヒトラックに対する交通事項について
第六号の二箇月以上滿たない期間、當時ハガソリ、採用の登録を承認した自動車ヒ对于には、標準油使用登記証明書を交付する。外取締の必要上便宜ハ第四号の規則に準じ幅時におけることを明示した標識を前面ガラスに貼付せしめること。

第八号によつて現在代用燃料を使用し又は代用燃料セナするようK装置された自動車ヒはガソリンを配

色ハ全ハシトトク空つてゐるが、急坂路等において代用燃料では密坂が出来ず、当該区间がソリンの使用を必要とするよう空地方の事情あるときは、当省ハ上申ハ上題理されたり、もつとて本要領實施の当初よりおいて本車事務所長において被許可を與え巡査ヒ上申シ、其文尤加全いこの場合ヲ何々間、登坂がソリン使用不能等ハシトトクこの全証票を前面ガラスに貼付させくして当省の承認を受けて措置すること。

冬期寒冷地等ハおいて代用燃料車の活動用ヒガソリヒ使用しなければなら奉ハシトトク本場合は豫めその事

石 油 製 品 配 給 方 針

經濟安定本部
動力局石油課
二二八

21.2.25.9
(56)

第一 總則

一、石油製品は其の供給が著しく不足し特に輸入に依つて供給されるが如きの販給については日今再建に最も効果あらじめることを目的として配給の公正と使用効率の向上を圖るため本方針に依つてこれを実施する。

二、石油製品の販給は舊時物資需給調達法、指紋生産資源割当と續規定、舊時販給物資販給手續規程及び他の配給に関する法令に基いてこれを行ふ。

47

第二 配給割当公文書

三、石油製品の販給は第二の法令に基く配給割当公文書を發行交付してこれを行う。

四、配給割当公文書は左に掲げるものとする。

(一) 消費者が販賣業者から石油製品を購入し得るため上賣業者に対し當該消費者の主務官庁より発給せらるる購入切符、購入注文、譲入割当證明書で切り取式又は流通式でないもの。

(二) 販賣業者が石油配給公團から販賣用石油製品を購入するため上賣業者に対し地方商工同業より発給せらるる石油手帳。

(三) 石油製品の生産業者、販賣業者及び石油配給公團が其の保有する石油製品を自家使用に供するのにそれらのものに付し商工大臣又は地方商工高長より發給せらるる割当證明書

五、石油製品は前号(一)及び(二)の配給割当公文書と正当に引換え又は購入、
返還の正当な提示がなければ何へもこれを譲り渡し又はこれを譲り
受けることは出来ない。且し石油配給公團に譲り譲り渡す場合はこの
限りでない。

六、販売者として石油製品を保有する者は有効な配給割当公文書を提出、
する旨に於しこれを販売することを要する。

その販売は統制價格で且つ公正な條件で行うことを要する。
販売業者は前項の統制價格を消費者が容易にこれを了知し得る方法
で表示することを要する。

七、生産業者、販賣業者及び石油配給公團は次の保有する石油製品を第
四号(三)の卸吉證明書に記載せられた数量を超えて自家用に供するこ

とは出來ない。

八、配給割当公文書はこれを他に譲り渡し又は他から譲受けることが出
えない。

九、配給割当公文書の様式その他の必要な事項は主務官庁がこれを定める。
配給割当公文書の発行交換は無効でなければならない。

第三 販賣業者

一、販売業者は左に掲げる資格を有することを要する

(一) 石油製品の輸送に必要な該備車有するか又は使用出来ることが確
し思ふこと

(二) 石油製品の配給地区内に一店舗を有すること。

(三) 前項の配給地区とは南道高麗五放と算定とする

二 石油農商の販売を行ふとする旨は石油配給公團總裁に対するに掲げる事項を報告して販賣業者の肯定を申請しなければならない。

(1) 氏名及び住所

(2) 店舗の所在地

(3) 賦給設備の有無地、構造、種類、規模又は能力及び從業員数

(4) 過去に於て石油配給業に從事したる期間、取扱数量及び取扱品種、販賣地区

(5) 現在の經營状況

二 前項の指定申請書は石油配給公團出張所又は支局においてこれを受付つくる。

石油配給公團出張所又は支局は簡直府縣別諸問合會の意見を付し

3

れま石油配給公團總裁に報告する。

前項の諸問合會は石油配給公團の代表者、消費者代表及び關係官吏等、まして民主的に構成されなければならない。

三 二石油配給公團總裁は前項の報告に基き第三の十二に定める資格の有無を審査し終資安定本部(總務長官の指示により高工八至)の認可を得て販賣業者を指定するものとする。

該販賣業者の指定は元に掲げる事項を明示してこれを行う。

(1) 指定番號

(2) 氏名及住所

(3) 営業店舗の所在地

(4) 販賣を乞得する前通商業名。

(5) 特定の製品のみを取扱う場合はその製品名。

(6) 其の他必要な事項。

指定を受けた販売業者はこの旨を店頭その他見易い場所に表示しなければならない。

石油配給公團又は前項の指定を受けた販売業者以外の者は石油製品を販売することは出来ない。

一三、地方商工局長は第十二号の二により指定せられた販売業者に対し第十一号の報告基準とし且つ都道府県別又は地域別配給割当量を勘案して配給許可数量の割当を行う。

但し都道府県別又は地域別配給割当量が当該地域内全販売業者に対する最低経済量の割当をする余裕のない場合は商工局長は販売業

4

者に対し配給許可数量の割当を行はないこととする。

販売業者に対する配給許可数量については内閣訓令第三号指定配給物資既終手續規程第三條の八乃至十三の配給許可数量に関する規定を準用する。

十四、販売業者は前條により割当てられた配給許可数量を越えて販売することは出来ない。

経済的な出荷を行ふ必要上已むを得ず配給許可数量を超過して販売したる場合又、販売業者は地方商工局長に対し其の事由を報告して承認を受け三ヶ月超過分につき翌月に於て調整しなければならない。販売業者が販売用石油製品を石油配給公團より仕入れ人とする場合は地方商工局長より割当を受け且つ補油手帳に其の数量の記入を受

すべてに及ぶ石油製品の用に供給して置けまつり

二、石油電燈公團よりはノルズ石油製品の販賣別、販賣額及販賣

ノルズ

公文書の發行官及び割合率等、販賣の年月並に消費

額を又は品種及び種類

三、毎四の石油製品の品種別在庫、貯蔵

一、販売業者は毎四月とて其の販賣記入簿等の上、翌三十日迄に左の總額ある事、或は販賣額を以て販賣額として認可しなければならぬ。

二、前項に於ける販賣額はノルズ

5

(一) 前項に於ける品種別、消費部門別販賣数量

(二) 販賣額に於ける品種別販賣量

(三) 販賣額に於ける品種別販賣量

たゞ前二項は前項の認可を基礎として翌年の販賣額を以て販賣額を決定する。

但し販賣による前項販賣実績が當該販賣業者の翌年販賣額を算定するに及ぶ場合は、地方産工長は其の實績を考慮して適當と決定し得れどならない。

八、石油製品の認可は元に售りる業者に當する販賣者にてしての又行はれる。

一、營業安樂全般に於けるもあらざる基本的政策及計算に基き

第三回 販賣者

日本經濟の再建上前面より考慮するに當るに從事すること。

(一) 石油製品の使用本必要不可抗にして他の方便を以て代替すること
が不切緊であるが又は宣入は又は文章互生することが明瞭であること。

(二) 石油製品の配給法が使用に變じ法令に違反せざること。

主務官庁は必要なりと認めた場合、經濟安定本部の指示に基き前項の重要種類を規定し又は額度を定めることが出来る。

（三）主務官庁は必要なりと認めた場合、經濟安定本部の指示に基き前項の重要種類に付し長の資本を保證すべき營業證の授與、他の同様の権利、當該證明書を附せずして石油製品の供給する旨にてて行ふ旨の許可書を交付するものとする。

此の場合は當該證明書を附せずして石油製品の供給する旨にてて行ふ旨の許可書を交付して譲り受けた者。

（四）主務官庁は經濟安定本部の指示ある石油製品の範囲内不變にてに付ける要領により、當該證明書に付する配給割合量を決定し且つ當該消費者に付し第4條の配給割当公文書を發行交付する。

（五）當該證明書の生產、輸送又は貯蔵の際の運送量に一定の限度を定める。

（六）石油製品を消費する設備老成の能力と過度耗損に一定の標準消費量を定める。

（七）當該證明書の配給割当公文書により購入した石油製品はこれを販給割当公文書に記載せられた用途以外に使用し又はこれに他人に譲渡することは出來ない。

（八）石油製品の配給を受けた者は其の使用効率を最大限度に發揮するた

の最も努力と工夫盡さなければならぬ。

第五 直営及火薬剤

三、主務官庁は消費者又は需要者に対する石油製品の割当を公表し
なければならない。

四、上に付ける場合において不妥ある者は經濟審定本部總裁に其の旨を
申し出て公正で解決を求めることが出来る。

五、消費省が自己にてする割当について不妥のときは
一、販売を行はんとする者が正当の理由なくして販売業者に請求せら
れ在ケつたとき

(三) 販売業者が上に付する配給許可数量の割当又は、販売用口油製
品の割当について不服のときは

前項は既給割当公文書を提示して石油製品の譲受を申込へだすが正当
の理由なくしてその申込を拒絶したときは地方高工局長に於しこの旨
を由へ出て公正な解決を求めることが出来る。

六、經濟安定本部各主務官庁及商工省は直営制度を設け次の各項の點並
ニ當る。

一 経済安定本部

イ、石油製品の規格化の状況

ロ、自己が各省に対してなじみ割当及各省の需要量に於する割
当の適正であるかどうか

ハ、不正使用者の監査

二 各主務官庁

- イ. 自己が消費者として誰と何の間にいるか
ロ. ハ正反両言の畫面

(三) 異議

ア. 日油製品の悪物化の次第

ニ. 日油製品公團は中央及び地方で技術監査員を配置し日油製品の使用、販賣向上を圖る愛用者の監督及公清潔皆事に従うものとする。
ミ. 元に得する場合も隨時物資需給監査法等の規定に依り十年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処せられる。

一. 業者農商六本方幹第五第六第十一並び第十五の規定に違反して不正な競争又は不正競争を爲すこととき

二. 消費者が第五又は第十一の規定に違反して日油製品の不正を入

チ. 謙譲又は愛用者に對するトメ

ミ. 生産業者、販賣業者には石油監査公團が寫せる規定に違反して其の所有する日油製品を不正に使用した場合

（四）第八の規定に違反して当該配給割当公文書を他に譲り渡し又は他から譲受けた場合

ハ. 証言費等が第十七の報告を急リ又は虚偽の報告をした場合は偽供物證言給調整法第五條の規定により六ヶ月以下又は五ヶ月以下の罰金に処せられる。

前項の場合当該證言等の書類検査を行ひ考す又は忌避した旨についも同様である。

三. 請求に規定せられた違反者は必要に應じて毎年課する石油製品

を没收せられ、最後の配達を停止せらる又は該充電器の指定を取消され若しくは正当な消費者との資格を奪はるものとする。
使用効率の特に劣悪な設備機械を使用し又は使用効率の向上につき努力と工夫が不真面目認められる消費者に対しては石油製品の配給が与されず、又は削減され、又は停止せられるものとする。

21.22-⑨

57

石油長期需給計画策定に関する説明

安本 勤八 石油課

需要量の策定

需要量の策定は左の部門に付之を算定し、陸軍開発需要を含まざるものとす。

① 自動車用

各年度に於ける乗用者（普通 小型）バス、トラック（普通 小型）の実稼働車数（含代燃車）に各車種の一ヶ月間の一台当たりの標準消費量を基準として算定した。

代燃車に付てはガソリン車に切替へ運行するものとせり。

ガソリン以外の各石油製品（セビール、アリース等）需要量と付

てはガソリンに対する消費割合を基準として算定した。

一台当一ヶ月標準消費量

トラック（基）	五六二・五
（小）	三三七・五
バス	五六二・五
（下）	一五〇・〇

② 農林用

昭和二十二年七月に於ける農林用（含開墾用）石油割合量を基準とし、各年度に於ける米麦生産計画の比率に應じて需要量を算定した。尚、二十六年度以降は、二十五年度と同量とした。

33

54

米麦生産計画

(米)	(既存)	(開拓)	(計)
二二年度	五大、四五〇、三八二	五二〇〇〇	五六、五〇、三八二
二三	五七、四二九、四五二	一六二、〇〇〇	五七、五九一、四五二
二四	五九、一六一、五八四	二八七、〇〇〇	五九、四四八、五八四
二五	六〇、五二五、五五〇	四八六、〇〇〇	六一、〇一、五五〇

(麦) (大麦 小麦)

二二年度	一七、五四三、八六〇
二三	一八、三六三、三六六
二四	二〇、一七三、一九九
二五	二〇、八八七、〇一一

合計

二二年度	七四〇、四六二、〇二
二三	七五、八五四、八一八
二四	七九、六二一、七八三
二五	八一、八九八、五七一

② 水産用

現在実施中の各漁業に於ける重油及軽油のリンク率を基準とし
各年度に於ける漁業計画高より重油及軽油の所要量を算定した。
他の石油製品については主燃料に対する消費割合により算定した。

③ 平均リンク率

(重油又は軽油一升当り)

沿岸漁業

足 置	奥護高	三〇〇〇	貫
アスリ	二五〇〇	"	"
以西底曳	八〇〇	"	"
蟹、鮋	六五〇	"	"
其、他	一四〇〇	"	"

海洋漁業

トロール

捕鯨

(4) 年次奥護計画

二二年度

七七〇〇〇〇 千貫

二三

八一五三六〇 "

二四年及

九ニ七八日〇 千貫

二五

一〇四二八四〇 "

二六

一一六七八日〇 "

二七

一二九二八四〇 "

(5) 船舶用

昭和二十二年度需要量（本年七月割当の三〇%増）を基準とし各年度大於廿%增加船腹量（毎年三〇万噸とす）大處にて需要量と算定也。

造船計画

（鋼船・木船）

二三年度

二八九〇〇〇 " 槍毛

二四

二七〇〇〇〇 "

二五年度

三〇〇、〇〇〇、〇〇〇

課也

二六

三〇〇、〇〇〇、〇〇〇

課也

二七

三〇〇、〇〇〇、〇〇〇

課也

(木) 焼工業用

現在に於ける一ヶ月需要量四五〇〇、奸(七八日分割当の約二倍)を基準として以後各年度に於ける石炭消費量の増加と併行して需要増加するものとして石炭の生産計画に應じて算定した。

石炭生産計画

二二年度

三〇〇〇、〇〇〇
万屯

二三

三三〇〇、〇〇〇

二四

三六〇〇、〇〇〇

二五

三八〇〇、〇〇〇

二六

四〇〇〇、〇〇〇

二七

四二〇〇、〇〇〇

(ヘ) 灯火用

灯火用に付ては現在割き量(日一〇〇〇、奸)を維持するものとし算定した。

(ト) 其他用

官公需其他用需要量に付ては本年七月の割き量(合計三二一五奸)を基準として二十二年度需要量を算定し以後各年度は概ね五%の増加を見込み算定した。

二、供給力の策定

A

國內供給力（國產原油及公輸入原油による製品）

(1) 石油鉱業

原油生産高に付ては商工省鉱山局の石油鉱業五ヶ年計画を基準とせる産油量を採用した。

(2) 石油計画

二三年度	二六九〇〇〇 糸
二四年	三〇六〇〇〇 糸
二五年	三三九〇〇〇 糸
二六年	三五〇〇〇〇 糸
二七年	三六〇〇〇〇 糸

(3) 石油精製

(1) 國產原油による製品

國產原油の需要量に付ては前項(1)の八五%程度を可能需要量とし製品の生産計画を策定した。

(2) 國產原油処理計画

二三年度	二三〇〇〇〇 糸
二四年	二六〇〇〇〇 糸
二五年	二八八〇〇〇 糸
二六年	二九七〇〇〇 糸
二七年	三〇六〇〇〇 糸

(2) 輸入原油による製品

現在原油の輸入は終焉で、今後につても全く未定の事項

あるが一應明年度かう輸入可能見込のもとで策定することとし
輸入数量に付ては、第一回賠償計画案へハーレト氏報告によ
り、太平洋岸精製能力を算定（日本に於ける精製能力限度と二
〇万噸とし國産過剰能力六〇万噸、太平洋岸（西〇万噸を限度
とする）し輸入原油数量を算定（能力六〇万噸を限度
より製品生産計画を策定した。

（輸入原油 理計画）

二三年度	大・〇・〇・〇・〇	噸
二四	八・〇・〇・〇・〇	
二五	一・〇・〇・〇・〇	
二六	一・一・〇・〇・〇・〇	
二七 年度	一・一・二・〇・〇・〇・〇	噸

B. 要製品輸入量

總需要量から國産原油及輸入原油による製品供給力を控除せざる不
足量を以つて是輸入数量とする。

二三、資金及資材、労務開採

イ、石油鉱業

商工省の五年計画により算定す。

資材大閑しては石油鉱業の特質上建設、改修等区分不可能に付
括して計上した。

ロ、石油精製

(2) 國產地帶

精製能力は現在能力を限度とし、各年度に於ては補修用のみを計上した。

④ 太平洋岸

新規建設を見込まず、最高一四〇万坪を限度として復旧するものととて要する補修用賃材を計上した。

備考

本調査には石油製品の輸送設備、貯油設備、密着率に関する資金
資材・労務關係を含まない。

主要物資長期計画調査表

単位 帝

事業名		石	油	鐵	業	摘要
区分	物質名	昭和23年度 (1948)	昭和24年度 (1949)	昭和25年度 (1950)	昭和26年度 (1951)	昭和27年度 (1952)
生産量	原	269,000 (230,000)	306,000 (266,000)	303,900 (285,000)	350,000 (297,000)	360,000 (306,000)
生産量	電力能力	600,000	600,000	600,000	600,000	600,000
所要原材料	電力	90,787	111,999	118,744	120,990	121,290
石炭	X.W.	22,000	27,300	28,800	29,200	29,500
普道鋼	鉄	6,000	7,000	8,000	8,000	8,000
所要原材料	建設					
普道鋼	補修					
所要原材料	建設	13,141 (1,210)	15,910 (1,300)	15,910 (1,300)	15,910 (1,300)	15,910 (1,300)
所要原材料	補修					
所要原材料	建設	8401 (400)	9,000 (3,000)	9,000 (3,000)	9,000 (3,000)	9,000 (3,000)
所要原材料	補修					
所要原材料	建設	424	541	561	561	561
所要原材料	補修	4,525	5,625	5,625	5,625	5,625
木工	木、竹、石	123,396	132,396	132,896	132,896	132,896
所要原材料	運搬機械					
所要原材料	建設	90	100	100	100	100
所要原材料	補修	150	160	160	160	160
所要原材料	運搬	240	260	260	260	260
所要労務者	建設	10,000	11,000	11,500	12,000	12,000
所要労務者	運搬	95,270	104,991	114,213	122,148	129,148
所要貿資金	建設(千円)	56,000	60,500	60,500	60,500	60,500
所要貿資金	計	161,770	161,491	174,713	192,648	201,9648
生産量	在庫上り供給人	165,260	189,200	209,900	227,200	242,200
供給	計	1882,397	2,355,710	2,269,4862	3,478,176	4,040,976
所要貿資金	内	2047,657	2,544,910	3,104,752	3,697,376	4,268,176
所要貿資金	出	2047,657	2,544,910	3,104,752	3,697,376	4,268,176
所要貿資金	計	2047,657	2,544,910	3,104,752	3,697,376	4,268,176

品種別需給数量

-	23年			24年			25年			26年			27年		
	供給	需要	輸入												
揮発油	28.000	470467	412467	32.000	723.675	691575	35.000	1.000.499	965499	36.000	1.233.094	1.192.094	37.000	1.400.745	1.363.745
灯油	23.000	95262	72.262	26.000	162.499	76.498	28.000	110.231	81.431	29.700	118.975	89.275	30.600	128.732	98.132
輕油	7500	155.375	147.875	8.600	173.396	164.296	9.500	192.029	182.531	9.800	213.165	203.265	10.000	235.887	225.887
重油	53.700	1.115.024	1.061.324	62.600	1.307.999	1.245.399	69.200	1.535.290	1.466.090	71.400	1.831.116	1.759.616	73.600	2.162.030	2.088.430
機械油	43.060	184.667	141.697	48.000	207.918	159.918	53.000	234.526	181.526	55.000	265.849	210.849	56.000	302.375	246.375
半製油	10.000	26.872	16.872	12.000	29.423	17.423	9.400	32.176	16.175	17.300	35.177	17.877	20.000	38.407	18.407
合計	166.250	2.476.657	1.882.397	189.200	2.644.910	2.365.910	209.900	3.104.762	2.842.952	219.200	3.697.356	3.497.976	227.200	4.268.176	4.048.976

(9)

21.22-9
(271)

昭和二十二年八月 日経本第 号

「石油製品配給方針改正の件」別紙

第二の四の(一)を左のとおり改める。

(一) 消費者が販賣業者から石油製品を購入し得るため、消費者に当該消費者の主務官廳より承約せらる時入切符、購入通帳、購入割当証明書で切り取式又は流通式で貰ふもの。

第三の十を左のとおり改める。

販賣業者は左に掲げる資格を有することを要する。

(一) 石油製品の販売に必要な設備を有するが、又は使用出来ることと認めし得ること。

36

第三の十二を左のとおり改める。

(二) 石油製品の販売地区内に一店舗を有するなど、前項の配給地区とは新道府縣を以て単位とする。

前項の指定申請書は石油製品公團出張所又は支那大本部にて、取扱いつけらる。

石油製品公團出張所又は支那大本部は新道府縣別埠開港機關の意見を付し、これを石油公團、消費者代表團、官廳團体官等を以て民主的大構成を取られん。

第三の十二の次に左の一項を加へる。

31C

十八の二、石油取扱公團終戻は前項の報告に基き第三の十に定める資格の有無を審査し經濟安定本部へ總務長官の指示により商工大臣の認可を得て販賣業者を指定するものとする。

販賣業者の指定は左に掲げる事項を明示してこれを行う。

(1) 指定番号

(2) 氏名及住所

(3) 営業店舗の所在地

(4) 販賣をなし得る創造府農名

(5) 特定の製品のみを取扱う場合はその製品名

(6) 其の他必要な事項

指定を受けた販賣業者はこの旨を店頭その他の販賣場所に表示しなげ

ればならぬ。

石油取扱公團又は前項の指定を受けた販賣業者以本の旨は石油製品を販賣することは出来ない。

第三の十三中「第十一号」を「第十二号」に「第十一号」を「第十三号」に左の様に書き換へる。

但し創造府農名又は地政課の割当量が当該地域内全販賣業者に付し最低経済量の割当をする余裕のない場合は商工局長は販賣業者に対し販賣許可数量の割当を行はねゝことができる。

販賣業者に対する配給許可数量については内閣訓令第三号指定配給手続規程第三条の八乃至十三の配給許可数量と同様の規定を準用する。

22

322-9
272

(一) 緒言

綜合家庭燃料対策の一環としての
ガソリンの輸入懇請について

(二) 家庭燃料課長談案

現在における我國の燃料事情は別表(1)-(4)に示す如く各種燃料共戰前に比べてその供給の絶対量は著しく減少し、従つて燃料事情は非常な逼迫を告げてゐることが知られる。
このことは、産業、輸送及家庭生活にわたり非常な影響を及ぼしてゐる。

このため經濟安定本部においては、こゝに亘りした燃料事情を打開し經濟の再建、安定期をつく、あらゆる方途を研究し、対策を講じてゐるが、種々考究の結果

3/7
65

果は自動車用燃料即がソリンの輸入懇請をするより他には当面緊迫せる燃料事情を打開するに適当な方法のちにことに帰結した次第である。

以下その理由を説明する。

(二) ガリリン輸入懇請の理由
先づ現下のインフレを克服する重要な因子の一つは食生活の確保上絶対必要とする最低必要量の食糧と、それを炊飯するための家庭用燃料の最低必需量の確保とである事と信ずる。

率にして主食糧については聯合軍總司令部の絶大なる支援により一應の安定を得てゐる。

然るに家庭用燃料についてはハヤ非常有危機に当面し

てゐる実情である。

即ち我國の家庭用燃料は從來木炭及薪を主とし尙都市においてはガスも重要を役割を演じてゐたのであるが最近木炭はガソリンの不足のために自動車用燃料として、ほぼ家庭用と全程度の数量が使用せられてゐる。と認められ、更に石灰空素肥料製造用等の他の産業用として無煙炭又はコーカスの不足を補つてゐる。

註 別表(1)の2-1 (8) 参照

即ち木炭は戰前ににおいてはその餘需量の二分之一は家庭用に振り向けられていたのであつて、自動車用にさめんど使用せられてはなかつたが戦後においては家庭用には五七%程度自動車用には一八%程度を振り向くま

ければもう少くないつて来た。その上家庭用瓦斯は石炭の窮屈のため特殊地帯を除き殆んど使用困難な情態である。このことは現在における薪炭の供給量そのものの対比重が戦前より二〇%以上減少してゐる關係から考へても非常に苦痛と云ふもなければならぬ。幸にして終戦後家庭用燃料として電機の使用が増加したので、この危機は一応突破し得て来たのであるが、最近にはたり電力事情は著しく悪化し、特に冬季の渇水期に向つて電力危機を惹起する形勢に立至つた。これがため家庭用燃料としての電機は今後は極力規正して、そのかわり輸出産業振興用方面の電力の円滑なる循環を図らなければならなかつた。

これがため本年度十月一三月の家庭用燃料としては主として薪炭及木炭をもつて充當することとなり、電力はその不足分を補う程度とする計畫を樹立したが、そのためには先づオートバイ用家庭用以外の薪炭の需要を極度に圧縮して、それと家庭用に振向けるよし外に手段がないのである。

家庭用以外の薪炭の需要のうち最大のものは木炭であることは自動車用及石灰窓製造用であり、新にちては、石炭の代替としての製塩用及製糸工場用などであつて、これにおいて日本政府は本善の警護に盡べた如く、並びに緊急ガソリンの輸入を懇請するに及んでいた在日

室素製造用の燃煙炭及瓶の輸入をあわせて懇請したい。
輸入を懇請せんとするガソリンの数量は別表(8)の(1)に
示す如く年間二〇万㎘程度であつて、これにより木炭
約四〇万㎘を家庭用に振り向け得られ、従つて家庭用
電類は全々不要となり、この木炭四〇万㎘に相応する
家庭用電力約二〇㎾Wへこの二〇万トンが不可能
の場合は冬期間六ヶ月約一〇万トンの輸入にてと止め
を得ないことを節減し産業用に振り向けることが出来得る
のである。

次にガソリンの輸入懇請をするより先づ薪炭の増産
と供給確保を図るべきであると云ふことは、應尤もの
様に思はれるが、薪炭の生産供給事情が現下の日本に
おいて如何に困難且つ国家的に不経済であるかと云う
点について一言したい。

(1)此ノ林力の問題であるが、成程未だ日本山には樹
木が生々繁つてゐる、併しこの森林は戰時中に極度
の過伐及復伐をせざるを得なかつた關係上最近では
毎年約七千万石程度の薪炭を生産し得る能力しか持
つてゐない、(註)別紙(9)「林力より見たる薪炭生産
見込量」参照。

このことは特別大規模な植林計画及緻密な伐採方針
を実施せざる限り木炭は一三〇万㎘、薪は二十七百
万㎘程度以上生産し得ないことを示すものであつて
方一二の數量以上に森林を伐採することは以ば森林

は荒廃の一途を辿り、水源は枯渇し、電力や灌漑用
水は減少するのみならず、大雨の場合は洪水の被害
を喫えることは明かである。

註、一林力の問題は現在の我が国には精密な基礎的調
査資料がないから正確な数字的根據によることが
困難であるが、最近各所に起つゝあり、
淡水の被害状況などから察して二一応これらと
はうなづかざることと思ふ。

此次には薪炭生産労務者用加配食糧、労務者用物資、
及輸送力等の問題であるが、薪炭を生産するに心余
き之等の生産輸送の諸條件は頗る悪化しているのみ
ならず、万一之に必要な條件を満足させるとすれば、

一は半常に國家経済上から見て不経済なことに至る
一思ふれる。

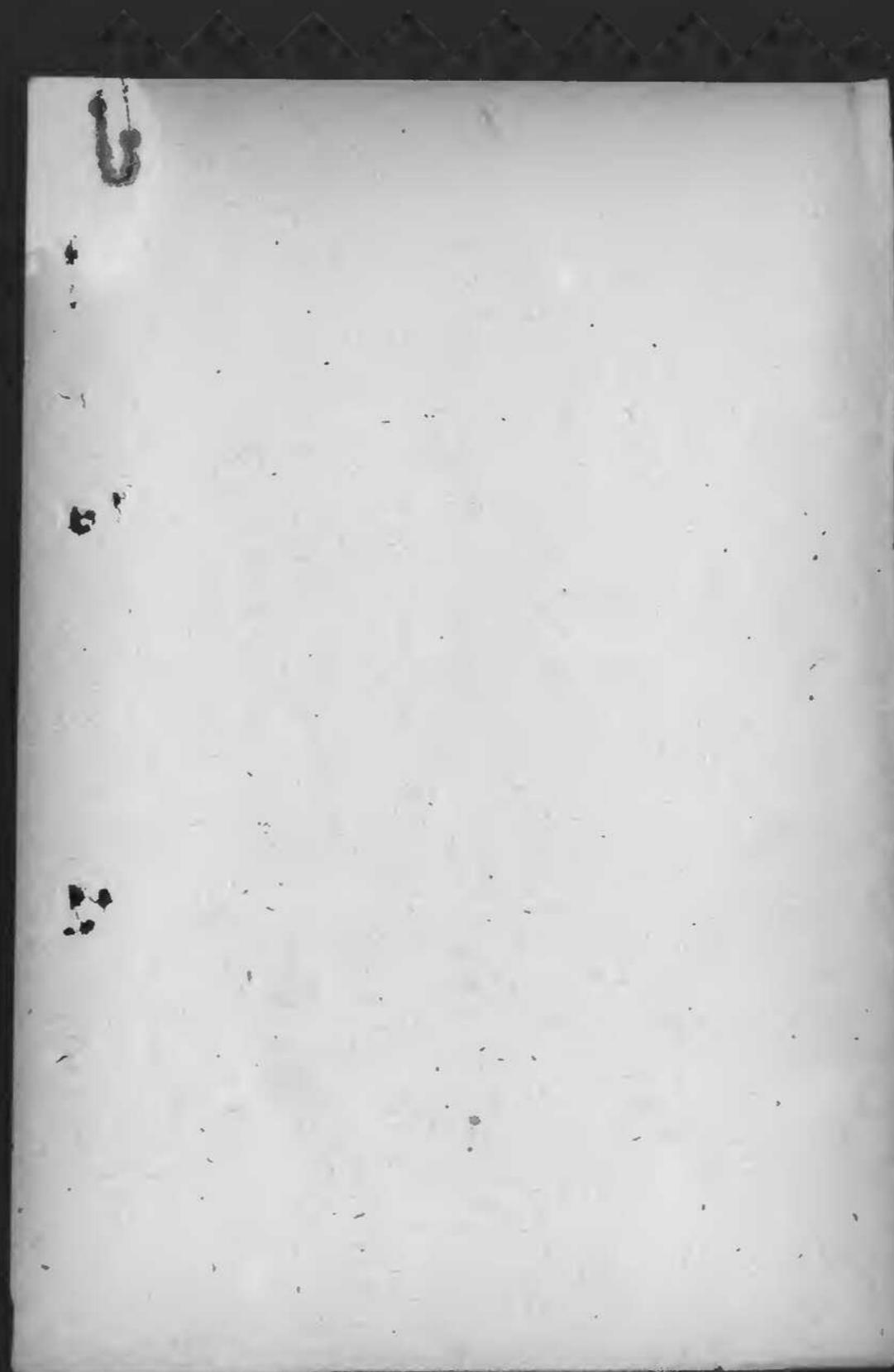
即ち今一例を石炭と木炭の生産について比較検討し
見ると石炭三千万噸の生産に対しては現在約四二
千人位の労務者が従事しているが、その五万炭り換熱
カロリー1量の二〇分の一程度に過ぎない木炭の生産
するのに約一五万人の專業労務者と必要とする、
つまり現在の炭鉱労務者と同等数の労務者が木炭生
産に従事するとしても換熱カロリー1量の上から見て
は石炭に比べて木炭は大分の一程度の價值の生産に
とどまるわけである。然に炭鉱労務者に対する加
配食糧、労務者用物資等は炭鉱労務者に比べて決し

てかくて事足りるものではないのであるから、若し
も木炭の生産をあくまで確保しようとするば同一熟
度を確保する石炭に付しめ六倍の食糧、労務者用物
資等を必要とすることなる。

(3) 外に輸送の面においては木炭は石炭に差程の差違は
ないとして、薪に於ては明らかにトラック、貨車、
船舶などに不経済を生ずることは勿論であつて、現
在の我國の輸送事情よりすれば石炭を運ぶのと薪を
運ぶのこでは国家的に見てどちらが利益あるかは言
わぬてもわかると思ふ。

(3) 尚薪炭の生産供給は特に終戦後において著るしく低
調を示してゐるが、本年度供給確保計画は前年度(四

和二十一年度)の実績に対比して、木炭約二二%増
薪約四八%増を確保する計画であるが、食糧、輸送
事情や作業用品などの供給事情が急激に好転せざる
現在としては以上の増量確保を望むのはむしろ思
謀と見受ければ有うまい。



國内経営維持に必要な石油製品最低需要量説明

(昭二三年一月一~二月)

(ニマ一〇、四、三・S)

26

一 自動車用

現在可動台数(七五〇〇台)の揮発油基準消費量は、基礎とした需要量は一ヶ月三三〇。〇升(以下、本算式於ける稼働率は約六〇%)(四五〇〇台)である。

現在の物資輸送販賣より見て最低稼働率八〇%の揮發油一ヶ月ニ五〇〇。〇升、軽油五〇〇升の維持目標とした。

開代燃率のガソリン一人の消費は一ヶ月一大分〇〇升を

要するが現情勢より判断、一施考慮外とした。

機械油火付では揮發油の五%及び代燃車の機械油合計上した。

二 船舶用

現在の重油貯蔵能力、油槽船、機帆船の輸送能力一月間一三五〇。不況に対する輸送需用量は約三〇〇万升以上である。これに対し現状の稼働率は二〇〇万台約六七%である。現在、石炭、肥料、食糧其他の重要物資の輸送確保を因み加えてゐるので本年度は之等重要な物資の輸送確保を因みに毎月間ニ五〇万台八〇%程度の稼働率確保を目標とした。船舶所要運賃一七八八〇升。旅客船、貨物船等の運行率は有効能力に対する現在約四五%であるが、最年限限の運行

人員輸送及び荷役力増強の必要上大。%程度の進行率確保目標とした。(一ヶ月至期四、二二。)

埠港油、灯油、陸油共付ては現在八、九月の約二、三%増加目標とした。

水産用

現在の船艤可動能力よりその需要量は一ヶ月三三。%増加により之に対し現社の配給割合は三。%の許容割合約七。%である。

水産物の生産増強は現下の食糧事情より總対確保を必要とするが現在の配給状況よりリシタ制限、出荷機構未端配給機構を再検討の上出荷、配給の改善を必要とする。ヘリコpter制は必ずしも漁船の所要燃料より算定され

た。之故に横濱此は約八。%ある)之寄き考へ来年度
け像効率八。%へ一ヶ月二大、五。%以上目標とした。生産
河、配給機構の合理化により正規配給の増加を圖る
事。標準油は總供應量の一。%灯、陸油は一。立。%の増加と
算く大

航工米用

前半年補給用は本年度各油合計大、三。%以上(一ヶ月
四百造)許可あり同量を鬼入だ。

航工米用

現在航工米用重油の需給率は約五。%程度と思はれる。
本年度航工米用石油の需要是生産計画、既炭量等と照ら
合せ計画するべきも一応現社の需給状況より推定し次の

通りとす。

製鋼用 C 葵油は現在の一ヶ月一一〇〇〇升を確保した
とのとす、ガラス、陶磁器、機械工具用 C 葵油四升、
の許を確保するとのとす。

セメント、造船、車輛、肥料、石灰、鐵山、其他用
C 葵油を現在の配給量（月三、一〇〇升）の五倍に
を因るとのとす（月四六七〇升）

其他用 K 付ては従前現在の二〇%増加を因るとのとす。

五

農林用（灯火用、雨露用、保健衛生用を含む）

本年度上半期基本割当量を基礎とし之に本年度木き薪
収調整用一三〇〇升 K 対し前年度米麥生産增加見込
物の増加を見込（一三三二一升）も尚専的の需要か、

現地用、ウニカ駆除用、の臨時的のものは本年度と
同量を計上（一五、四四〇升）

灯火用八月一、〇〇〇升）及保健衛生用は本年度と同量
を計上す。

六 宮人賄用（除自動車用）

三公需要は鐵道、上爪、港湾等の外學校、病院、衛生
施設の需要は最低現在割当量不五〇%程度は必要と認
められ、左一處一〇%程度の増加目標とし葵油配給を
廃止ものとする。

生駒用（自動車関係）自動車用不含）

本年度は増加せぬ見込に付現在程度とする。

夏用、掃除用、不法入國船反錨用、スカジヤフ船船用）
を年次K於ける計画不明に付一處運送通りと見込。

36

229
273

昭和二十二年度下半期石油製品輸入確保の件

(ニニ、一。四
E.S.B. 動力局)

一 石油輸入問題の概観

昭和二十二年八月に於ける石油輸出割当量は一〇五、五一
〇升へ國內生産量を除く要外油依存量九三、八一。升にて
之を本年一月の割当量七五一、四六升へ國內生産量を除く
要外油依存量大四三、九六升へ比較すると四。倍増加へ
外海依存量約四大%増してゐる。

本月份として許可された割当量は一一二、五一、八升であり
一應相當の増加となるがこの内には農林用中季節的に増
大したもの。や船舶運営会所屬船舶用へ從前は火力モ
ツア直接供給が含まれてゐるので純民需の需給は相対

74
10-5

らず逼迫していく。

然るに最近の状況は今後石油の輸入は極めて悲觀すべき材料が多い即ち
米國に於て需給が逼迫して来たこと。
即ち米軍需予算が大車の開拓を受けたこと。
即ち米國に於て石油價格の上昇したこと。
従つて今後へ十二月以降の輸入は九月実績の概ね三
〇%減となる。

等が主原因となつて、今後日本で必要とする石油は日本側で賃金を調達することを先決と云う点は開原方面から受けている。

これを云ふ裏表れは、從来日本で消費していた輸入石

油は連合軍進駐目的遂行上必要な物資として日本側に放出されであつたのであるが、これがからは日本側に於て帶による購入資金の多寡が直接輸入の増減を招来するところである。即ち今後の石油輸入に関するは日本政府内で方針を決め得る部面が大きくなつたヒトをものである。以下は最低需要量とその内、輸入による量及ぼすの所要資金に関する概算である。

二、二十二年度下半期最低石油需要量の算定

(一) 本下半期の最低需要量は既に開保方面の承認を得た十月分配当へ燃料用重油を含むを基礎とし、これに季節的特殊需要へ脱穀調整等、海水洋漁業用へ水は割当決定すみ及び水害般用の需用を加算

(二) 右の外、家庭用車に附連し、代燃車のガソリン
車えの切換えに要する需要量等を勘案して、
前記に付に付して、全石油需給を通じ、七五四、七七四升へ別
記す。

合計
日本比
内

國產六五、五七四升と推定する。

三、二十二年度下半期石油輸入所要資金
石油並價格については據るべき正確な資料が本年
一月まで適用しな、貿易廳の石油配給公團之の指示を基
礎とし、そつ後公團が入手したインケオイスへ大部分

價格の記入がない記載單價、及び最近の米國內石油價
格値上り等に關し極めて少ない資料によつて、應推定單
價を採用し、下半期需要量より國產見込量を差引いた要
輸入量について算定した輸入資金額は約二四八〇二九。
升である。ヘ別表三。

昭和二十二年十月七日

經濟安定本部動力局石油課長

啟

各用途別石油製品配給要領に関する件

十月七日財經動第145号動力局長名を以て通牒されたる
記の所れ付では左記事項留意の上実施されたり。

記

「各用途別石油製品配給要領」の文訳は「General plan
for allocation of petroleum products to various uses」

43

「Mining and Industry」、「Civil Engineering uses」とする

112.

「工用の第十四條第二項の英訳文の圖に於ける
In case where other materials can be satisfactorily substituted
for petroleum products, the substitution of petroleum products
shall be made.

「農林用の第十三條中々の英訳にはAgricultural or
Forestry を入れる。」

四土木用、鐵工用及び農業用石油製品配給要領中に挿入す
る不取申立てに關する條文並に農林用要領第十二條及び船
舶港湾用を除く第十四條の小段申立てに關する條文の英訳は
次の通りとする。」

31C
17

"Any person or commerce who has applied for allocation of
petroleum products and is dissatisfied with the action
taken, or who has a grievance or protest, may make an
appeal to the local or district office of Economic Stabiliza-
tion Board. If the action taken on this appeal is not sat-
isfactory, a further appeal may be made to the president
of the Economic Stabilization Board."

内閣林野省資源局の官報によるこの規則は昭和十九年十一月
日附第10号で、第一回訂正としてあるが、以下所記の如く附せられ
る。

水産用石油配給要領

農林省水產局

79

31C

一、水産用石油へ以下石油と云ふ一の配給は、其の高濃度の
活用により水産物の生産及び漁荷を増強し之を消費地特
に大消費地へ於ける消費者へ円滑且確実に配給すること
を主たる目的とする。

二、次に掲げる船舶又は施設が水産業又は水産業貢献す
る事業へ使用される場合へ限り石油の割当を受ける資格
を有する。

動力附漁船

鮮魚及び水産加工品を専業へ運搬する動力船

(第三種漁船)

(5) (4) (3)
宮公廳の漁業試験船、漁業指導船及び漁業取締船
奥介類其の他の水産物の増殖に要する施設

公天平素として行う漁業、船運の修繕、人手する施設
へ一馬力至九馬の船舶を以下船舶、又田馬力至五馬

の施設を以下施設と云う。

二、人乃谷号の所有者又は經營者は水産用石油販賣業者
諸名主船舶又は漁業の主たる根據地の農林省資材調整事務所長が提出して水産用石油配給手帳へ以下手帳の交付を受けなければなりません。

登録申請書には市町道の住所代り船舶施設の能力、
事業の種別等以下詳細に入ることを含めな。

農林省資材調整事務所長は登録申請書により適当と認めたる場合に限り登録を行ふことなく手帳を交付する。これが出来る。この手帳は農林省がその様式を決定し資材調整事務所長が印刷交付する。

如何なるものと雖も手帳を保持しないものは石油の割当を受けることは出来ない。

特殊事情により一時的にこの要領を異なる措置を必要とするときは資材調整事務所長は予め農林省水産局長の承認を受けなければならぬ。割当規則に基いて行われる。

四、登録の有効期間は六ヶ月とし毎六ヶ月の初め火更新さ

此をなければならない。更新の際は必ず手帳を提出し検査を受けなければならぬ。

五、手帳の交付を受けたものは之を常に船舶又は施設の方
の事業所に保管しなければならぬ。漁船又は運搬船が
公認集荷機関に出荷した時は必ず出荷証明書を受けて手帳
と共に資材調整官に提示し所要の記入を受けなければなら
ぬ。

六、右以外の船舶又は施設に必要なる石油の配給を受け人
とする時は既給申請書と共に手帳を提示し所要の記入を
受けなければならぬ。

七、多数の金銭を受けた船舶又は施設の所有者又は経営者
は自己の船舶又は施設に配給される石油を取扱めて購入

するため、必要があるときは農林省又は農林省資材調整
事務所に対し一括割当証の交付を申請することができる。
八、石油の配給を受けたものは、其の石油を他の用途に使
用することは出来ない。但し出荷成績良好のため割当を
受けた石油に余剰があるときはこれを成績不良のため石
油の割当の少ない同業者に貸與することは差支へない。
この場合は貸與を行ふ両者は必ず契約書を交換し手帳
と共に保持しなければならない。

九、前條に違反したものは手帳及び所有する石油を没收す
る。

一〇、船舶は漁業に從事するものは漁業種類標準予定期間
内、石油の割当は左の基準による。

一一、船舶は漁業に從事するものは漁業種類標準予定期間

(2) 生産予想高更に田荷実績を勘案して決定した。
(3) 以外のものについには季内収穫の機会運営時間等を勘案して決定する。

(3) 渔船又は運搬船に対する特殊の場合を除き總て漁獲又は輸送量を応じ農林省又は農林省資材調整事務所の決定によりシノク一年以降の割当を定めることとする。

(4) 農林省資材調整事務所及び漁業出港許可前候の基に農林省又は漁船の運送量を考慮して割当を定めることとする。

(5) 石油の割当は当年度の割当と同一の割合にて行なう。

(6) 行の様式は指定生産資料調査證明書と同一のものとする。

(7) 割当の割合は漁業者との割合を各々各自の割合にて行なう。

(8) 割当の割合は漁業者との割合を各々各自の割合にて行なう。

する。

(1) 初符の施行は農林省又は農林省資材調整事務所より需要者へ交付される。

(1) 農林省

(2) 農林省資材調整事務所別割当

(3) 左へ掲げるもの

(4) (1) 農林省資材調整事務所別割当
東經一三〇度以西底曳網漁業
汽船式捕鯨業及汽船捕鯨業
其の他中央割当を適当と認めたるもの

農林省資材調整事務所

資材調整事務所中、^中に於ける陸揚地別、用金別割

當内大於て需要有別割當を行ふ。

一但しリンクべよる場合は數回否は一ヶ月の出荷を取
纏め石油の割當を行ふことを出不る。又零細在農業者
が共同して事業を行う場合は其の代表者に一括して

割當を下すことを出来ず。

切符には農林省の發行するものは農林省の官印及び割

主務官の方官職氏名を記載しこれに捺印する。

農林省資材調整事務所より發行するものについては前

項と同様のものとする。

十五、取給を受けた石油については使用者は其の使用効率を
最大限に發揮する人馬大いに留意と工夫をしてなければ全

らない。

農林省資材調整事務所は漁船機肉の専向家に依託して
機肉の取扱及ぶ石油の消費節約に拘する巡回指導を行は

なければならぬ。

十六、農林省資材調整事務所又はその出張所は漁業取締船
及び警察等と緊密に連絡をとり、石油使用につけて取締
の対策を講せなければならぬ。

44

40

土木用石油製品配給実施要領

第一條 撥發油、重油、軽油、燈油等の石油製品を必要とする土木工事用機械設備中別表に掲げるものを使用せんとするものは機械設備の型式、性能、台数、石油基準消費量、所有者氏名、使用者氏名、主たる使用地等を詳細に記載した登録申請書を地方廳長由の上戦災復興院に提出し認可を受けなければならぬ。

此の場合使用者と所有者と異なる場合は使用者は所有者の同意書き添へて使用者が申請する。

戦災復興院は單に申請書のみでは決定し兼ねる場合は実地検證の上で登録の可否を決定する。

31C

84

第二條 戦災復興院は登録を認可した場合は、その使用者の住所、氏名、所有者氏名、設備機械の型式、性能、石油基準消費量、主たる使用地その他必要事項を登録に記入し登録番号を附すたる上申請者に対し戦災復興院の発行する登録證を交付する。

登録證の交付を受けた使用者は、その設備機械にこれを貼付しなければならぬ。

但し機械の性質上貼付に適しないと認められるものは、登録を認可するものの許可を得て運転車又は管理責任者が車にこれを所持しあげねばならぬ。

登録證には機械名、登録番号、所有者氏名、使用者氏名、初回開等を記入し、それらはならぬ。

登録證の有効期間は六ヶ月とし登録は六ヶ月毎に更新する。

第三條 登録申請者が移動が与つた場合又は登録事項に移動があつた場合、關係人は速かにこれを登録申請当時の地方廳を通じ戦災復興院に届出ねばならぬ。
前項の届出不基づて戦災復興院は必要と応じて認可を取り消しあわせて認可の返納を命ずることができる。

第四條 土木機械設備で第二條第一項により登録せられたるものには石油製品は配給せられぬ。
組しその使用に関する限り戦災復興院で特に認可したものにはこの限りではない。

登録のない土木機械設備や石油製品を使用して土木工

事に從事する者は不正なる石油製品を使用するものとして處罰せらる。

第五條 土木工事用石油製品の配給は次の工事に限定せらる。

清掃 整地 道路 上下水道 公園綠地 除却 砂防

河川 建築及び戦災復興院火あつて 壮要と認めた上木

工事 第六條 第五條の定める土木工事用に石油製品の配給を受けるとするものは工事計画及び機械使用計画明細書を添へて石油製品需用申請書を地方廳を通じて戦災復興院に提出しなければならぬ。

前項の機械使用計画明細書には各工事別に使用機械の

型式 登録番号 台数 性能 用途 事業量 一日作業量 一ヶ月の稼動日数 石油基準消費量等を明細に記入し乍れればならぬ。

第一項において起業者と施行者と異なる場合は両者連名にて申請しなければならぬ。

第七條 戦災復興院は前項の申請に基き当該工事の緊急度予算及び資材の整備状況等を勘査して割当数量決定し割当證を交付する。

第八條 第一條の登録申請書 第三條の届出 第六條の石油製品需要申請書には虚偽の事項を記載してはならぬ。

第二條の登録證は戦災復興院以外のいかなるものも印刷發行してはならぬ。

第二條の登録證は他人へ譲渡し又は使用せしめてはな
うまい。

第九條 石油製品は割当證明書と引換えずすれば買受け
る二どができない。

石油の配給を受けたものはその石油を指定の用途以外
に使用し又は他人譲り渡すことはできない。

第十條 配給を受けたる石油製品についでは使用者はその
使用効率を最大限度に發揮するためあらゆる創意と工夫
を盡さなければならぬ。

使用効率の看しく不良なる設備機械に対する石油製
品を割当てず又は登録を取消すことがある。

第十一條 戦災復興院は本要領の実施を確実行うしむる方

め定期的又は隨時工事現場も監察して土木用石油製
品の消費規定を指導し石油製品の不正使用を取締らね
ばならぬ。

別表

土木工事用機械設備表

1. 堀鑿機
2. 剣土機
3. 溝堀機
4. 土工牽引車(トライクター)
5. 索引機重機
6. 排土車
7. 並均車
8. 之路振壓機
9. 花崗岩上機
10. 開關車

11. 軌道車
12. 試錐車
13. セメント注入機
14. 内燃機(移動式發電機を含む)
トチラシマフ
15. 起重機車
16. 空氣压缩機車
17. 發電機車
18. コンクリート混合機

土木用石油製品使用登録申請書

1. 申請者の住所氏名又は名稱				日付	昭和年月日
2. 所有者の住所氏名又は名稱				割当期	昭和年月日
3. 事業の種類				第	年月日

4. 事業の概要

5. 車両の状況

機械名	番号	年式	型式	公制馬力	石油基準量	台数	使用的料	产地

6. 使 用計画及必要燃料必需量

機械名	使用地区	保有台数	星行	一月需	備考

7. 機械使用期間

8. 登録の認可又は燃料割当の参考となる事項
この申請書は本真実に相違ありません
申請者の氏名又は名稱 印

備考
この申請書は二通以上する二枚

2. 使用者と所有者と異なる場合は使用者は所有者の同意書を添え使用者が申請する。

3. 第二号記載欄が不足するときは別紙を用ひて詳細記入すること。

付

土木石油製品使用登録簿

申告者の住所氏名又は名稱		日 附	昭和 年 月 日					
所有者の住所氏名又は名稱		割当期	昭和 年度 第 四半期分					
3 車輛の概況								
機械名	番 号	年 式	型 式	公道馬力	燃料燃耗	燃料基準消費量	実用地點	登録番号
登録許可責任者 宮城氏名印								

-6-

裏面白紙

- 船舶用及び港湾用石油製品配給実施要領
- 船舶用及び港湾用石油製品の配給は經濟安定本部總裁
の定める基本政策に基いて次に掲げるものについて運輸
大臣が立すべき
- A. 海運總局の指令する物資輸送に從事する汽船及び機
帆船へいづれも油槽船を含む以下同じ
 - B. 地方海運局へ海運監理部を含む以下同じの指令す
る物資輸送に從事する汽船及機帆船
 - C. 地方海運局の指示する業務に從事する汽船
 - D. 海運總局又は地方海運局の指令する人員輸送に從事
する交通船
 - E. 農、船

- F. 船舶救難に從事する船舶
G. 艦艇解体に從事する船舶
H. 官公署の事務遂行の用に供する船舶
i. 其の他海運総局長官又は地方海運局長が特に必要とする認める船舶
- J. 前各号に掲げる船舶の他海上輸送に関連して使用する機械器具類（自動車を除く）
- 二、前條に掲げた船舶につき石油製品の配給を受けようとする者は、船舶運營会に所属する船舶を除き、主たる業務の拠点を管轄する地方海運局に船名、船籍港、船舶所有者及び船長の氏名、住所、総トン数、積込数、軸馬力数、
- 速力、基準石油消費量等を詳細に報告して船舶一隻毎に登録を受け給油手帳が交付を受けなければならぬ。
傭船者及び運航受託者が前項登録を受けようとする場合には船舶所有者と連名でこれを行使せなければならぬ。
三、前記第一條に記載された業務以外の業務に從事する者は第一條にかけた業務に從事するもの、名義を使用して登録を受けではなく、
四、石油製品は登録がなされないものにはこれを供給してはならない。
五、地方海運局は登録簿を備えつけ、これに登録船舶の船員、船籍港、船舶所有者及び船長の氏名、住所、総トン数、積込数、軸馬力数、速力、基準石油消費量等を記載し、

これによつて石油製品の濫用を防止し、取締らなければならぬ。

六、給油手帳は運輸省から地方海運局に配付し、他の如何なるところでもこれを複製又は製作してはならない。

七、給油手帳には、申請者の報告に基いて第二條記載の事項及び登録番号を記入するが申請者の報告のみで充分な場合は地方海運局が実施検証を行つて記入する。

八、給油手帳は三ヶ月毎に地方海運局の検閲を受けその証印を受けなければならぬ。

正当な理由なくして前項の証印を受けない給油手帳は罰後無効とす。

九、給油手帳は航行中常に船内に備えつけていなければならぬ。

十、給油手帳は之を他の船舶に譲渡又は貸與することは出来ない。

十一、地方海運局は海運総局より指示せられた燃料油配分量の範囲内で輸送計画を決定し、各船舶所有者の申請に基き石油需要量を調査査定の上燃料油配分計画をたてる。

十二、前條の申請に当つては必ず給油手帳を提示し、航行区域及び距離、積荷の種類及び缶数、前航残油及び当該航海需要量等を詳細に報告しなければならぬ。

十三、地方海運局は第十條の需要申請を調査査定の上適当と認めたときは、石油購入切符を発行交付し給油手帳に交付数量、指定航路、積荷等を記入捺印する。

第一條にかかげるもののうち(乃至日及び)急ぎ其の他の地方海運局が必要と認めるものについては一ヶ月分の石油購入切符を交付することが出来る。

第一條にかかるもののうち、多數の登録船舶を使用する者でも各船舶毎に地方海運局が必要と認める石油購入切符の交付をうけなければならぬ。

石油購入切符は運輸省から地方海運局に配付し、他の如何なるところでもこれを複製は製作してはならない。十三、地方海運局は登録及び割当をなした時は、登録数及び割当数量を運輸大臣に報告しなければならぬ。地方海運局の決定又は措置が不適当と認められることは、運輸大臣はこれを訂正させることがござる。

十五、石油製品は給油手帳及び切符を提示し且つ切符と引換元でなければ販売業者より之を買受けることが出来ない。

販売業者が前項より販売した場合はその数量を給油手帳に記入捺印すると共に切符に船長の受領印を附せなければならぬ。

十六、配給された石油製品は使用者の創意と工夫によつて最大の効率を發揮する様に使用されなければならぬ。地方海運局は石油製品の使用効率を増大する様に、有能な専門家によつて、使用者に対しその適当な指導及び監督を行はなければならない。

運輸大臣は必要あるときは、前項の目的を達すためには

- 石油製品を担当する地方海運局官吏を招集する。
- 十七、地方海運局は前條に關する指導を行うと共に次の事項に關する取締を行ふため監査を実施する。
- 十八、船舶が給油手帳なくして又は他船の給油手帳をもつて航行していいかどうか。
- 十九、給油手帳に指定された航路以外を航行し又は指定の積荷以外の物資を輸送していいかどうか。
- 二十、正当に配給されない石油製品を使用していいかどうか。
- 二十一、石油製品が濫費されていいかどうか。
- 二十二、船舶運営会に属する汽船については特に海運总局が直接に割当を決定し、且切符を發行文付するの外前各條の規定を準用する。
- 二十三、海上輸送に關連して使用する機械器具類については本要領中船舶の航行に固有の部分を除き之を準用する。但し、第二條の給油手帳の交付に關しては同一港に所在じ且つ同一管理者に属するものについては個別に之を行わなくてよい。
- 二十四、本要領に違反した者は登録を取り消され、配給を停止され、石油製品残量を沒收される外、場合に依り、起訴され处罚をうけろ。
- 二十五、この規則に依る地方海運局の石油製品配給事務は、地方海運局運航部輸送課、地方海運局の支局及び出張所でこれを行う。

46

一

農林用石油配給要領

農林用石油製品（以下單に石油という）の割当及配給は其の高度の活用により食糧供給力の確保又は各農林部門に於ける生産を增强することを目的とするものである。二 石油は原則として農林省地方資材調整事務所長へ以下、單に資材調整事務所長といふに於て之と割当てたものとする。資材調整事務所長が石油の使用を認め場合にはこの要領に従わなければならぬ。地方の特殊事情によりこの要領と異なる措置を必要とするときは資材調整事務所長は予め農林大臣の承認を受けなければならぬ。

この農林大臣の承認は經濟安定本部總裁の定めるル策に

31C

95

基にて行わる。

三、石油の配給は左に掲げる用途に使用されるものでなければならぬ。

1. 農作業用

1. 米麥脱穀調整用

2. 灌溉排水用

3. 採種用

4. 自動耕轉機用

5. 浮塵子駆除用

6. 誘蛾灯用

7. 灯火用

8. 蘭學干石上地改良用

ト. サイロ用

ナ. 草木剥皮用

リ. 薬工品製造用

ス. 電線電柱用

タ. 運送農具用

4. 其の地農林大臣の承認を受りたるもの

四、石油を使用しようとする者は用途、事業概況、石油消費量等を記載した農林用石油登録申請書と資材調整事務所に提出し石油手帳の交付を受けなければならぬ。

農林用石油の登録は半年毎に行うものとする。

申請書の内容は出来るだけ詳細に記載しなければならぬ。

資材調整事務所長は登録申請書のみによつてその否否を決定し得ないときは実地検証しなければならぬ。

資材調整事務所長は石油の使ふを認めた者に対しては石油手帳を交付しなければならぬ。

この手帳は農林省に於て様式を一定し印刷の上資材調整

事務所長に配布し農林省以外のいかなるものでも印刷発行してはならない。

五 石油手帳はこれ支事業場に保管し石油の配給を受ける度にこの数量の記入を受け常に石油の適正なる保有量と使用量等を明かにして置かなければならぬ。

六 石油手帳を有せざる者は石油の割当を受けることは出来ない。

七 石油の配給を受けたる者はその石油を他の用途に使用したり又は割当証明書を他人に販賣し購賣し譲渡するとは出来ない。

八 在りの割当は農林大臣が定める範囲内に於て作付面積、耕種者、耕者及耕作成績、生産量作業量込量又は機関の

種類及馬力数等に基いて各資材調整事務所に於て決定する。

農林省に於て別に割当基準を決定した場合は資材調整事務所は之に従つて割当でなければならぬ。

九 資材調整事務所は前項に基づき農林大臣が定めた割当数量を超えて石油の割当を下すことは出来ない。

十 石油の割当は次の順によつて行われる。

一一 農林省は資材調整事務所別用途別割当数量を決定し各資材調整事務所に通知する。

一二 開墾用に就いては中央に於て直接需要者割当を決定する。

二一 資材調整事務所は農林省が定める用途別割当数量内、

に於て出張所（市町村）別用途別割当を決定し通知する。

3.

資材調整事務所の出張所は資材調整事務所が定める用途別割当数量別内に於て需要者別割当を決定する。但し農林省又は資材調整事務所が必要と認めた場合は直接需要者別割当を決定することがある。

十一 資材調整事務所の決定又は指置が一意當と認めたるときは農林大臣は之を変更する事が出来る。

十二 自己が使用する為に石油の割当を申請したもののがその割当に純て不徴があるときはその旨を地方經濟安定局に申立てる事が出来る。

十三 資材調整事務所長は割当をしたときは用途別 割当數

量を農林大臣に報告しなければならない。

十四 販賣業者は有効な割当証明書の引換又は提示がなければ石油を消費者に譲り渡すことはできない。

販賣業者は正当な消費から有効な割当証明書の引換又は提示があるときは流例額で石油を販賣しなければ成ばならない。

正当な消費とは権限ある農林省、資材調整事務所にて適法に底り割当証明書を受取又は石油を使用することを認められたものという。

販賣業者は石油を販賣したときは石油王張に販賣数量を記入して捺印し且つ自己的備付けている販賣帳簿に販賣数量を記入しなければならぬ。

- 十五、資材調整事務所が石油の割当を行つたときは使用者に
付し割当証明書を発行しなければならぬ。
- 十六、割当証明書は農林省で割当てるものに付ては農林省總
務局其の他のものに就ては資材調整事務所より発行され
る。
- 十七、割当証明書には農林省の官印を捺印し且つその割当担
当主務官がその官職氏名を記載し之に捺印する。
- 十八、この要領に違反した者は石油登録を取消され配給を停
止され又は石油戻量を没収され又裁判所に起訴され又處
罰されるものとする。
- 十九、配給された石油は使用者の創意工夫によつて最大の効
率を發揮するよう使用しなければならぬ。

農林省、資材調整事務所長は石油の使用効率を増大する
ように有能な専門家により使用者に対して適当な指導及
監督を行わなければならぬ。

農林大臣は前項の目的を達するため必要あるときは石
油取扱官吏を招集する。

二十、資材調整事務所長は本要領による配給事務を担当する
者を定めこの要領に記載された配給手続の実施即ち石油
手帳の発行、割当量記入原簿の保管、農林省から要求さ
れる報告の作成並びにこの要領の有効且つ正確な実施の
ため必要なあらゆる事務を掌らることを要する。

経動第一五八號

昭和二十二年十月十三日

経済安定本部 動力局長

殿

石油配給に関する件

過去二ヶ月間の石油配給業務の実施経過をみると、次に
掲げる事項が、特に改善する必要があると認められ置かれり
各主務官廳に於ても、充分研究をして、具体的対策を講じて、
將來の円滑な業務遂行に遺憾のないようは措置してもらひ

記

一 割当及び發券事務の促進

当局で決定した、各主務官廳別、部門別割当の、各主務
官廳に於ける、各府縣別割当は、遅くとも、前月二十五
日迄に決定して、当該石油課、商工省鉱山局、石油配給
公團へ通知する。

十月份の実施経過をみると、二十五日迄に前記通知の
到着したもののうち、二十七日、二十八日頃から順次到着
するものである。

運送官廳が消費者に対する袋詰は、更に一層遅れ、甚

本割当が当該日の十五日以降、追加割当は、月末近くになつて行はれてゐるのが普通である。

之等一联の事実は、公團に於ける現物操作と輸送計画に於ける慢性的な現物の取付け騒ぎともより之のため、毎月割当公文書の相当数が無効になつてゐる。

12. 著しい支障を与えてゐるばかりではなく、月末近くに於ける慢性的な現物の取付け騒ぎとともに之のため、毎月割当公文書の相当数が無効になつてゐる。

割当公文書の有效期限は、発行日の月末迄であり、之の原則は絶対変更のできないものであるから、今後発券官廳に於ける基本割当は、当該日の十日迄に、追加分は二十日迄に終了されたり。

二 精製会社に対する供出割当

前月二十日迄に完了させねば。

三 割当公文書の記載欄

割当公文書には、必ず当局の指示する用途及び割当数量を、はつきりと記入し、空欄は斜線で、抹消されない。用途別の記入のないため、又は数字が、はつきりしていらないため、公团で実績の集計をするとときに、非常に時間がかかるのみではなく、その集計自体が不正確であつて、基礎資料としての、統計が確実に把握できまい。

四

主務官廳へ袋券官廳へ於ける料の相互融通にて、現在当局よりは、各用途別に、割当量を指示してあるが、之の割当量、主務官廳又は需要官廳より、各自の需要量を幾度し、又は其の他の資料により算出してゐるの

であるが、需要量の提出が二、三ヶ月以前に、提出され
るものであるニと、経済事情の変動が甚しいためには、
正確な部門別又は用途別の枠の決定は実際困難である。
従つて、中央より、用途別に枠を付けて、指示しないも
のが地方の実際に合致しない場合が、多々あるニと見
はれる。

之の事実は、主務官廳と需要官廳の異なる場合に於て、
特に甚しいのではないかと考へられる。

之の場合、券券官廳は、次の如く措置する必要がある。
1. 紙券官廳があらゆる角度より検討してみて、中央指
示の枠が不适当であるへ用途別の枠が消費者に於て重合
してゐる。又はその数量が不当に多い等との確信を

得れば、それは担当官の良心的判断によつて訂正して
差支まい。

其の場合の余剰分は他部門に借用又は中央に返還す
ることとされたい。

然して、之の事実は、直に券券官廳よりその中央官
廳及び、経済安定本部動力局石油課へ確實に通報され
而已。

2 前段の措置を講ずる場合、需要官廳の出先機関であ
れば必ずその機關の了解を求めてもらいたい。
石油製品の割当は、日本經濟再建のため、最も必要な
過程で、其の活動の石動曲、最高所要量を確保する上と
して、その結果を示すことを明記せん。

之の根本原則の上に立ち、特の融通を行う官廳も、又行はれる官廳も虚心に行動してもらひない。

五 配給事務の縮めく、リ

配給事務は、割当して、発送し在りとによつて終了するものではなく、それが配給された目的に、實際使用され、且つ所期の効果を挙げることによつて、完成せられたるものである。

各發送官廳は、自己の割当で石油製品が、需要者によつて、如何に消費され、その消費によつて、如何なる物資が如何に輸送され、又如何なる製品が、いくら生産され在かを常に正確に把握し、それを基礎として、更に次回の割当をするよう努めてもらひたい。

4

之の実体の把握が完全にできなければ、如何に計算上、精密な割当を実施しても、それは單なる観念の遊戯に過ぎない。

六、道油廻所主義の徹底

現在のように、規格數の勘定い場合には、道油廻所主義を徹底させることは、著しく困難であると思はれるが、燃料の有效利用及び機械類保全の観点からも、又闇市場形勢防止のためとも、是非徹底してもらひたい。

この点は、潤滑油の配給、割当を於て特に注意する必要がある。現在の割当証明書に記載して品种か否い場合、润滑油者は他の代替品を販売する。勿論大半が代替使用可能であるけれども、問題といとして、埠端を場合は

シリンドー油の代りにクリースを販賣し瓦例がある。
之のためには消費者は不必要な石油類が蓄積され
ひいては之が開市場に流入するにとどまる。

石油販売業者は常12割当公文書に記載され粗猛不良
供する義務があるのみではなく、一步進んで二の使用者
の有する機械類は合致する規格の製品を提供するだけの
親切と努力を拂つてもらいたい。

桟外發券の禁止

当局より指示して桟を越えて發券することは絶対
禁止められたい。

石油配給公団よりの実績報告によると官廳、公私用大
同は常に当局の割当数量の二〇〇名の配給実績が算上

されてゐる。このことは第三項に記載して二とぞ開陳す
るべであるが、割当公文書は用途別の記入が明確でない
ため、詰問箇の罷ニラが生じてゐることを見はざるも一
朝も暮れに桟外發券を実施してあるのはさうかとも、
思はれる。

桟調整は安定期本部の了解の上実施することとし、
各支機の創造による桟外發券は絶対止められたい。

薪炭を中心とする家庭燃料の確保上がソリン等の増加輸入懇請を必要とする事情について

(ニニ、一〇、一三)
（ESB生活物資局）

一
我國では古来から薪炭と言えば即ち家庭燃料を意味するのであつた。實に薪炭は我國民生上食糧物資として生活必需要物資的性格を有するものであることは言え俟た有い。（第一表参照）

二
西洋文化の輸入発達に伴い都會方面には漸次瓦斯の普及をみて来たのであるが勿論到底瓦斯を以て薪炭の全部的代替可能可いは違せず（第二表参照）然く

冬期取暖兼用炊事用燃料としての木炭の役割は我國独特のもので、木と紙を以てするその住居様式と相伴り冬期における生活必需物資としての魅力は我國家庭生活上すこぶる高く評價せられ、寧ろ寒期にあって食糧そのものに匹敵する感がある程である

由來水力發電を除いては動力資源に乏しく特大汲油燃料資源欠如など欠乏してゐる我國においてハ第三方面照し産業の勃興に伴い割合に手軽に入手出来る薪炭オ然源とする産業が製錬業その他の一例にみるよに逐次新興して来たのであるが戰爭勃発前後から液体燃料事情の逼迫と共に、所謂ガソリン代用自動車燃料として

薪炭に急激な需要が起ると共に石炭電力の重要な的配当
に受け得ない産業部門の燃料需要は一時に薪炭に殺到
する至り遂には例へば石炭窯業製造用炭素元としての
需要すら黒煙炭から本炭へと壊替へらるるに至つたの
である。(第四表参照)無論戦時中以後瓦斯の家庭用瓦
斯が絶望的となつて来た事態については第二表を見て
通りである。

四
此の趨勢が終戦後の銷國經濟下の状況において然らずと
して引続いて居ることは云ふ迄もないのであつて最近
の数字によれば薪炭の家庭燃料面以外の消費実績推定
は寧ろ家庭燃料そのものとしての消費量を添へ(第五
表参照)

表参照)又は此の如き需要の薪炭への殺到と共に、薪
炭用途の森林伐採量は年々夥しい量に達し苦しむの儘
で確移するならば利用可能薪炭用蓄積林分は今後三千
年そこまで、その命數を絶つてあらうと謂われてゐる
薪炭材過伐が所謂脊梁山脈を中心と細長く成立してお
る歴史の地図の上に何資らすかは謂わざして自ら昭示
府ものがある次第である

終戦後電力過剰論が一時膨脹として朝野を支配した。
そこの薪炭について主として食糧事情に基く生産条件
の悪化、及び輸送難に基づく都會方面でのその入手

の団體の事情と相表裏し都会地方面の家庭燃料需要は
公明然として電熱にあつまり唯今では従量電力制古帶
だつと家賃電力制古帶だると之間わざる古帶何れとす
電然然と備え原いものは行いと云う減へて止なり、
こゝ新炭はその過重荷負を一部電熱に替へつて莫
うことかでこそそのため一時稍々怒眉をひらくことかで
きるやうにすら見えたのであつた（第七表参照）。

今や我が國の電力事情が如何なる段階にあるやは説く上
も序かろう。而も及肉序ことに昭明的に電力事情の最
も窮迫を告げる冬の渴水期が家庭燃料需要期の比一ク
である。日本既に経済の立直りが急速に産業復興にさ
(35)

りのため先づ何を指いくも動力源が渴望されている
ことを考えると平直なところはこの時期における家庭
用にまわす一千kwの電力も惜しくて仄めらさいのであ
る併し原が五kw还べ大よう大都會地方面では元
戸浅用なく電熱器が備えつけられるに至つてゐる。
先づ薪炭を豊富に供給して各家庭の手荷を作つてから
舟鬼火角今直じ電熱器の使用を禁止してもそれは不
可能極止を強ひるものである。そこでせめて従量制電
力母帶火村にて最少限度の計画的電力割当を有し、そ
の賦り収支火その計画量の範囲内の使用に止めるの措
置をとることとするのは蓋山全《や断を得有いところ
と云うべきであらう。（第八表参照）

かく不薪炭は再び電燈の後助を喰くろことなく、其力
なくせに出来れば独立で、相變らずそれだけでも大變
家庭燃料の大宗たるの本業的使命の外に既に述べた
さうな伸ばゆつた産業、輸送その他各般難多日滞料
炭素源需要を一手に引受けなければほらぬ、純対純争
の破目立つて至つてゐるのである

八、此の如き事態は何を物語るか、國土保全の上に及ぼす
影響は前述のようにまことに恐るべきものがあら、と
今圓周東北風水害の例によつてみても明かである。
況よリも、もつと直接的で目の前に迫つてゐて恐し
いは今冬の都會地方面の家庭燃料需給の問題であり、

近いでは當面のインフレーション対策が此の面か
ら大きな破綻を来す虞れがないかと云うことである。
板に当面の沿山・沿水上のリストを取て竟としないと
して薪炭に殺到してゐる輸送用、産業用、家庭用等各
種需要を減らなくまかねうに足るだけの大量の生産
出荷の計画的実行は可能であらうか。薪炭の計画的生
産、出荷を阻んでゐるところの食糧事情を主とする生
産面の困難打事情と輸送面からの出荷上の制約は依然
として寧ろ益々大きくなことは云ふ迄も厚い。

そこで需要者として頗る力の強い輸送用、産業用に生
産薪炭を優先的に奪取される傾向を不可避的的前提とす
る限り家庭燃料用にまわる薪炭は極めて少量とならざ

きさ得ないのである。若し電熱、瓦斯を併せて木炭埠
算れづかに九億と云う程度の東京都などにかかる六千
度下士烟家庭燃料の配給基準量の確保に出未だいと
ならば製品末端配給確保の困難な問題と相対分して
恐らく所謂一八〇円資金ベースの維持は不可能とす
り延々は新物價体系も崩壊するに至りついに二月
が日本インフレ經濟の運営を破綻に導くの端緒となる
の度がほしとしないと見るのは果して思へ過しだら
うか。

九
信て此のよう正当面の薪炭需給危機を救う緊急方策は
何いであらうか。事はすべく外力に頼らねばならぬの
(55)

でまことに國策にことであるが、ガソリンの増加輸入
を得ることがその第一であり、石炭窯業用無煙炭の輸
入を圖ることがその第二であり、此の際通の大量輸入
を実現することがその第三であり、豆炭原料用三種類
煙灰などの大量輸入を圖ることがその第四である。

何故に然るか。云うまでもなく若しこの際緊急に本年
度下半期に間に合うやう一〇〇千戸程度のかソリンの
端材輸入を得て薪炭消費移入地域、薪炭生産移出地域
の代燃自動車の木炭使用を罷めさせることが出来たと
すればそれだけで二〇〇千戸の木炭が浮いて来て直ち
に家庭用燃料配給用にまわることが出来る（第九表参
照）

(2) 緊急に三五午抵程度の渦基、陽泉無煙炭などの輸入を得て新潟、福島、山県等に所存する石炭窯業工場にまわすオ炭の代替として煙豆炭を製造することが出来た。とおればこれは直ちに、東京、神奈川、埼玉等の今冬家庭燃料用に充当することが出来、第一が東北、第二が十一月一十二月にかけ一〇〇千噸程度の大量の海の輸入が実現するとすれば現に大量に薪を漁獲して内店がう取端上何とも手のつかぬ所謂自給製造の操業へ第二表参照)を経済的大變過あることが出来、それだけ薪の需給が樂になり遂には薪炭の需給秩序の確立に大きな寄与さしあすことが出来

十二月限までに一〇〇千噸程度の三涉、煙炭の輸入さ

得、必應的には営業余力を更に残していゝ煙豆炭工場にきわめことが出来れば木炭に対する負担を軽くするが出来、それだけ計画量以上の木炭の配給を実現することができる。

以上今や冬季需要期を目前にひかえ、薪炭き中心とす
る今冬の家庭燃料需給事項に錠みがソリン等の輸入完
成がその対症的妙薬としてはかりでなく、我國當面の
インフレ經濟の運營上如何に緊切なものであるかの事
情を實際レ閣下の明鑑を乞つこととした次第である。

経勅第一六八号

昭和二十二年十月十四日

局

長

殿

官公署船舶用及港湾用石油製品割当に関する件

案

64

從來各玉務官庁に於て割当券して、之に官公署の船舶用
及び港湾用石油製品の割当は近く公布され予定の事由

製品配給規則」に基く「船舶及港湾用石油製品配給要領」
により、十一月分より運輸省海運総局の所管となり、主なる
事業地を許容する地方海運局を通じ発券せらるることとす
るにつき、貴庁関係機関及び運輸省、当該定本部と充分連
絡の上右実施に遺憾のない振舞力せられたい。

一尚今後また記要領により割当するにつき了知の上庄尚り、
十一月分割當に付ては、自己の割当量を海運総局又は地方海

運局に連絡の上発券の手続をうち水次以

記

七 需要申請及割当方法

(1) 官公署の船舶用、及び港湾用、河水も自動車用及戰
災復興院内保の工事用を除く、の石油製品の需要官庁

(1) 公共团体につけて内務省国土局、通し港湾局は海運総局、干拓用船舶は農林省、開拓局は当該月の前々月二十日迄にその需要量を運輸省海運総局資材部及び経本効力局石油課へ提出すること。

(2) 運輸省は需要申請の内容を審査し海運総局又は地方海運局が指示する輸送計画との調整を図りて上意見を附して経本に需要量を提出すること。前と月二十五日迄。

(3) 経本は前二者を勘案し割当量を決定。運輸省に通知し、運輸省より各需要官庁に通知する。

(4) 需要官庁は此の割当量の所管出先機関別割当を決定し運輸省、経本、石油課、商工省、鞍山局、石油配給公

團に通知すると共に、日々自己が出先機関に通知すること。

運輸省は需要官庁よりの通知に基き之を地方海運局に通知すること。

地方海運局は中央よりの通知に基き需要官庁に登録す。るものとし、需要官庁の出先機関は當時海運局と充分連絡を図ること。

附 巻 事 項

(1) 各需要官庁は過去三ヶ月間（七八、八九月）の官公需用の様よし足率の用度を割当てた実績及び詳細な予算要求を至急調査の上、本月二十五日迄に経本石油課へ提出すること。

(三)

(四) 需要官庁は毎四半期毎の需要量を当該四半期の二ヶ月前迄に運輸省海運総局及び当經本石油課に提出すること。

注意事項

(1) 傷船又は工事奉託等の場合本地方海運局又は戰災復興院と充分連絡の上石油製品の二重配給の度の守り様留意せらるべし。

(2) 本要領は想船以外の船舶にして石油製品を使用するものには凡そ適用せらるべにつき留意せらるべし。

別記宛先

運輸省鐵道總局長官

運輸省官房會計課長

海運總局資材部

海運資材課長
卷濟資材課長

農林省官房會計課長

開拓局長

商工省、大藏省、厚生省、文部省、內務省、司法省、司法省、各官房會計課長

內務省國土局長

復員廳、第一復員局長、第二復員局

補給部長
總務部長

大藏省專賣局製造部長、印刷局長

寫送附文

經濟部運輸局海運課、商工省鉛山局石油課

石油配給公

(第一次草案)

業用燃料油消費希望並
昭和 22・10・20 生産局需給課)

昭和 22. 10. 20 佐々木 誠（講談社）

清考 1. 本館蔵に先づ経安平生、庶局より印紙良木提出せる
1948年慶(1947.7~1948.6) 売業用紙類、重
油等入希望費(缺額開示250.00ルーピー)。その

A. “利用食用油使用可能靈活地表
3. 3. 3. 3.

○ 之が（工業用燃料）輸入といふ

A 燃料用重油使用可能燃耗表(量也kg)

現状のまゝ 機構改造後 合計 現在配給量

I 畜業

1. 牲 級 子	900	900	1,800	1,900
2. セメント 部	400	255.200	35,600	—
3. 糖	87.5	—	87.5	17
4. 耐火煉瓦	180	—	180	12
5. 鋼 鋼鐵機器	1170	300	1,470	560
6. 硝子製品	546	—	546	115
合計	3,301	26,400	29,701	3,604

II 非鉄金属

7. 鉛 鋼	164.3	—	164.3	—
8. 電線	566	—	566	—
9. 銅金屬及 其合金	24.44	—	24.44	—
合計	514.64	—	514.64	—

III 洋鐵(現に使用中の1,100kgを除く)

10. 鐵鋼製門扉 等	120	120	240	—
合計	514.64	—	514.64	—

IV 電力

11. 燃油発電機及 其附属装置	6.5	1,500	1,506.5	—
合計	33.3	—	33.3	—

V ダルム製薬用

合計	4,565.4	28,020	32,585.4	4,604
(年向換算)	54,281.4	336,240	396,021.4	—

(現に供給を受けたある1,100kgは除外しあり)

B

説明

1. 板硝子

- a. 現在三製化成 鶴見工場は 900 吨の供給を受け
20,000 吨の輸出用板硝子を生産しつゝある。

- b. 設備改造をよせば更に次の如く輸出用板硝子の増
産が可能である。

板硝子量 三製、鶴見)	重油運賃	設備改造に要する費
日本板二箇	15,000	500 鋼材 53千
新	10,000	400 "
	25,000	900 "

増産される 25,000 吨の板硝子は約 125,000 ドル
である。(1 吨 = 5 ドル)

2. セメント

- a. 現在直ちに重油を使用し得る工場は小野田セメント、
小野田工場の一工場である。400 吨によつて
看の白色ボルトランドセメントが製造し得る。
其の他、日本セメント大阪工場以下ノス工場は重
油による 200 吨を使用して最高 100,700 吨のセメ
ントの生産を爲し得るが、そのためには鋼材 633 吨、
木材 1102 吨、セメントノズル等の資材による改造
工事(主として重油タンク、加熱タンク、配管設備)
を要し工事期間は 3 月乃至 6 ヶ月を要する。

3. 球 那

- a. 現在一ヶ月ノタキ程度の重油の配給を受けている
ところが日東法郎(紫雲堂)と希望して居り、これによつて輸出用
球那板器は約 1 ドル(北洋 5,000 ドル)増産され

ることとなる。

4. 耐火煉瓦

a. 大阪黒葉平坂工場以下三工場、暫時所で経営、
 $100\frac{Km}{M}$ 、これによると耐火煉瓦の生産——多くある。
販賣改造を要しない、現在に薪の供給を受けぐる
者。

5. 電磁器

a. 東洋陶器、茅ヶ崎工場以下4工場、現在 $50\frac{Km}{M}$
の配給あるも、最大限 $1170\frac{Km}{M}$ まで使用可能であ
り、これによつて約——ドルの輸出用陶磁器が増産
される。

6. 伊藤製陶以下又工場は、手持木材により若千の工
事と仕事により(工事期間約三ヶ月) $30\frac{Km}{M}$
重りで使用し得ることに存る。これによると輸出用
陶磁器の増産約——ドルの見込である。

6. 硝子瓶

a. 岩田硝子、大阪工場以下8工場、中現在4工場は
 $100\frac{Km}{M}$ の重油の配給を受けているが、最 $50\frac{Km}{M}$
の重油の使用可能であり、これによつて輸出用硝子
瓶約——ドルの生産が可能である。(一先当約20ドル)

詳細調査中

9

10. 鉄鋼部所におけるクレモ、一ト油の節約
a. 現在製鋼用として $1100\frac{Km}{M}$ の配給あるも、これは

一 感水調査にはのせてない。

上記の外、日鉄、八幡においては敷鋼用ノ.2の膏が、
圧延用ノ.120番のクレオソート油を使用してゐるが、
配給重油が硫黄分1%以下である場合は、前者は敷
鋼用ノ.20番は重油によつてあきかへで、前者は
圧延用ノ.20番は、加熱設備完成后（工事期間約三
ヶ月）は、重油によつてあきかへで、その結果
合計24tのクレオソート油が外販せざるが、二年進
捲することとなる。（鉄道枕木用クレオソート必要量
は月約1,000車であるも、現在は供給量がノ.30車
である）

全國之火力發電所より之熱火用之
之必要とする。

内東・潮田発電所以下6発電所において重油助燃装置の新設を計画してゐるが、資材鋼材145t、工事期間四ヶ月である。これが完成すれば重油ノ500kgを要するが、これによつて発電機は著しく安省化することになる。

タル製油用燃料としてタルとヨリタルの重油を供給すれば、これにより更にタルオソート、ピット等のタル製品を増産することができる

おどかさ

工業用燃料の輸入について
、工業生産のための燃料不足を打開するため、燃料の輸入が然望されるがゆえに、日本ドル資金の不足がニベくは海外から高價な代價と拂つて買つた燃料が生産された工業生産品が果して世界市場で競争し得るや等の点から、充分積極的にはその実現が努力されてゐる様である。

又昭和23年度(4月～3月)の国内生産計画において前段とされ又は希望されてゐる燃料の輸入は次の如くである。

(1) 石炭	a. 米国からの褐炭結炭	360千吨
	b. 摂太からの弱粘結炭	36 "
	c. 佛印からの無煙炭	20 "
(2) 重油	a. 製鋼用(1/4皆)	1324KL
	b. ガラス、陶磁器、機械工業用	54 "
	c. セメント、造船、車輛、肥料	56 "
	d. 石炭、鉱山その他(現在314KL)	6 "
	合計	248 "

以上の数字は、次して容易である。ドル資金が不足だからこそあるがゆえに、バーカー方式又はR.F式が私用されるもののみであり、その総量も本年程度をむしろ若干下回るであろう。(食糧200万屯240百万桶、石油製品全体

では 60 百万桶、これがだけでも既に 300 百万桶（今後）

（昭和 23 年度（1月～12月）の貿易計画（昭和 23 年度）の中自衆）によれば輸出又要する燃料は六品目、即く

と推定されてゐる。

石炭

重油

炭鉱

見込

ます。

尚貿易計画（昭和 23 年度）によれば、その他物資につき、強烈結炭の予想してゐるが、その他の物資につき、これは、ましろ國內の燃料事情からその輸出品生産することは、既に算定してある。燃料を輸入して輸出品を生産すること

は、現在までに燃料を輸入し、それによつて出来た商品と、输出せんとする計画は次の如く幾つゝにして、うち或るものは既に実行に至つされてゐる。

1. 重油と結炭、及び炭鉱を輸出する例

2. 結炭、及ぼいラードを輸入して、重油を輸出する例

3. 結炭、及ぼいラードを輸入して、濃縮を輸出する例

4. 重油を輸入して、特殊高級セメントを輸出する例
5. 国内経済維持のため輸入を要する燃料は、その為に貯蔵し得るドル資金——R·F 基金の一部、販賣費、トラスト・ファンド——によつて割合ざれるから、一応あくしても、輸出品に要する燃料は、当然 R·F 方式によつて相当程度輸入は可能であらうと思はれる。
6. そこで棉花レジントを改定する具体案を立案したらどうぞあらうが、

重油の供給量により生産を大規模にあげうる現状、セメント次いだ被消すであらう。セメントは現在、重油の配給を受け得ないが、商工省の調査によれば設備の若干の改造により月約25,000㎘の重油を生産しラドンセメントも同様（現在のセメント生産量2万㌧を弱）これらは問題について更に詳細な検討を要するべきであらう。

我が国内の燃料動力の供給が極めて逼迫して居り、少くとも、燃料動力の供給が極めて逼迫して居り、多少價格的見ても商品が困難である場合輸出西は、多少價格の少ないものと利益が少くとも、燃料動力の消費の少くないものの輸出すべきである。そのため輸出可能と思はれる商品について、ニルと一表くまとめておく必要があらう。現在の燃料動力消費単位と詳細にて、内閣は輸出申請の許否の基準として、消費当量を当ノロドルのプロットを圧するかどうかを参考にしてある。と書つたことを聞いたことがある。）

営業部門重由次用需要調書 (22.9.29)

営業課

営業部門	會社名	工場名	販賣能力/月	九月			補修完了後				備考
				使用鋼材	能力/日	回転使用可能量/月	能 力	重油使用量/月	補修用資材	補修完了期	
板硝子	三菱化成	福島	20,000	溶解窯	12,000	900	—	—	—	—	現在重油900K依り蘇軒中ボイラー燃300と重油の外K要す。
	"	"	15,000"	"	15,000	—	15,000	500	鋼材 特殊鋼 木材 セメント	35t 63t 50石 10t	着手後6ヶ月 ボイラー250tと其外K要す
セメント	日本板硝子 (小計)	二島	10,000	"	10,000	—	10,000	400	鋼材 特殊鋼 セメント 木材	45t 0.3t 10t 50石	着手後25ヶ月 現在工事中 (絶えあるしの き続行)他に白炭300t ボイラー1ヶ月として要す
	日本セメント	大阪	17,300	回転窯	—	—	13,800	2,450	鋼材 木材 セメント	53t 92石 10t	補修用資材は重油 タンク、加熱タンク配 管設置、運送機、 台車および燃燒機 その設置に要す。
		門司	13,400	"	—	—	10,600	2,600	鋼材 木材 セメント	53t 97石 8t	

(9)

裏面白紙

産業部門	会社名	工場名	貯蔵能力 t	一月				補修完了後			備考
				実用能力	能力	曲げ可能	能 力	強度	補修用資材	補修必要量	
セメント	小野田セメント	小野田	1500	匹城六	1000	400	—	—	—	—	白色ポルトメントセメント表造用
		大分	15000	"	—	—	12000	3000	鋼材 65 木材 105t セメント 12	6ヶ月	—
		樋尾	2500	"	—	—	2000	500	鋼材 45 木材 90t セメント 8	3ヶ月	—
	益城セメント	八戸	12200	"	—	—	6600	1600	鋼材 52 木材 90t セメント 10	6ヶ月	—
		七尾	6500	"	—	—	5200	1300	鋼材 42 木材 75t セメント 8	3ヶ月	—
	秩父セメント	秩父	28500	"	—	—	10000	2600	鋼材 75 木材 120t セメント 15	2ヶ月	—
	大阪セメント	大阪	23000	"	—	—	11100	2700	鋼材 65 木材 80t セメント 10	3ヶ月	—

産業部門	会社名	工場名	技術能力 月	施工日			補修完了後				備考
				使用箇所	熱効率	熱使用量 kcal	熱効率	熱使用量 kcal	補修用資材	補修完了期	
セメント	宇都御室株式会社	宇都御室工場	23,000	回転窯	—	—	3,900	1,300	鋼材 65 木材 110石 セメント 12	6ヶ月	
	日本高炉セメント	川崎	9,200	回転窯	—	—	7,200	1,800	鋼材 38 木材 85石 セメント 10	3ヶ月	
	鹿児島セメント	鹿児島セメント	9,700	回転窯	—	—	8,000	2,000	鋼材 55 木材 100石 セメント 10	2ヶ月	タンクは既設のものを利用す。 配管工事、蒸気管、加熱装置太さを 設置す。
	日本製鉄	八幡呉工場	5,600	回転窯	—	—	5,000	1,300	鋼材 45 木材 80石 セメント 8	3ヶ月	
	(セメント小計)		(167,200)		(1,500)	(450)	(100,700)	(25,200)	鋼材 633 木材 1102石 セメント 121		
法郎	日東法郎工業	左同	60	焼成窓用	25	30	—	—	—	—	現在熱油燃給/月 7.5t
	日本工ナメル	"	270	溶融窓	25	30	—	—	—	—	5
	大阪法郎	"	92	"	25	30	—	—	—	—	5
	東邦化学工業	"	30	"	125	15	—	—	—	—	

工場所	会社名	工場名	販賣能力 月	現在月			補修完了後				備考
				使用場所	能力 月	重油使用可能量 升	能力	重油使用量 升	補修用資材	補修完了期	
	(小計)		(452)		(875)	(105)					(12)
前八禁瓦	大阪窯業	平瀬	1600 毛	トネル窯 (一号)	440	87	-	-	-	-	現在重油開始
				トネル窯 (二号)	310	42	-	-	-	-	-
	セラミック電気	川谷	930	火窯	125	25	-	-	-	-	7升
	大阪窯業耐火	日生	2000	角窯	50	16	-	-	-	-	5升
	(小計)				(515)	(180)					(12升)
陶磁器	東洋園器	第5崎	40	トネル窯	40	50	-	-	-	-	現在重油開始有 50升
	日本碍子	本社	1100	トネル窯 馬窯(マツル)	150	500	-	-	-	-	245
	不二瓦工葉	本社	120	トネル窯	45	40	-	-	-	-	40
	雪根瓦業	柴地	110	*	70	110	-	-	-	-	-
	上山製陶所	多治見	120	*	70	110	-	-	-	-	55
	曾根崎製陶	本社	110	*	75	70	-	-	-	-	70
	松風工業	御所工場	230	*	140	145	-	-	-	-	25
	丸興	本社工場	150	單独窯	35	30	-	-	-	-	30

会社名	工場名	販賣物	現 在			補修完了後				備 考
			使用箇所	能 力	耗 油 量	能 力	耗油量	補修用資材	補修完了時	
製造業	大洋陶器	小倉	25	130ル	20	55	—	—	—	現在耗油量 4.5升
	京茶製陶	本社	180	"	—	—	160	160	手持資材	3ヶ月
	東洋製陶	本社	150	"	—	—	140	140	"	3ヶ月
(小計)					(1170)		(300)			(560)
硝子製造	島田硝子	大阪	880	タク油25 自動製氷機 715-10塊	320	306	—	—	—	25升
	鶴永硝子	本社	1620	自動製氷機 715-1	1080	30	—	—	—	15
	山村製糖	本社	1000	"	750	20	—	—	—	—
	石冢硝子	本社	330	"	330	10	—	—	—	—
	佐々木クリスタル		90	油桶	55	90	—	—	—	60
	吉野クリスル		18	桶	15	20	—	—	—	15
	不二硝子		120	油桶	71	50	—	—	—	—
	岡本硝子		75	"	12	20	—	—	—	—
(小計)					(546)					(115)
(窓業部合計)					3301		(26400)			1616.55 1088 2278 (注) 現在耗油の外に 喫茶製造用として12 升貯蔵しきり。 開室成形用

各社別煉銅用重油石炭等一ヶ月分需要量

金屬課
22. 9. 20

社名	級能 力	燃 料	解 用	燒 純 用	合 計
白銀合金煉銅所	10	重油 kg	石炭 t	コーカス kg	重油 石炭 コーカス kg
日野金屬工業所	63	10		6	145
東邦產業(株)	50			2.5	10
東亜冶金(株)	2			20	17
東洋興業(株)	100	10.5			10.5
吉川電氣工業(株)	300			35	667
改鋁金屬工業(株)	270			10.1	667
豐崎煉銅所(株)	100	8.3	16.7	2.5	100
湯浅鉄鋼(株)	453	10	5	40	100
山金神鋼所三日市工場	10			2.5	2.5
合名会社	95			1.2	6.3
三和金屬工業				1.2	1.2
村田鋼鐵(株)	15		1.5	2.5	5.5
八幡鋼(株)	108			7.8	42
古河電氣工業(株)	4209	58.7	417	5.2	657
大隈煉銅所					229
計	1203	11.0	25.1	1369	333
					531.2
					281
					164.3
					604.3
					159

141

各社別電線用重油 1ヶ月分需要量

22. 9. 20.

企劃課

工場名	消費量 （噸）	燃鋼用		液化用		重油合計 （噸）	備 考
		原油量 （噸）	汽煤量 （噸）	重油量 （噸）	輕油量 （噸）		
古河日光	1860	150	1850	34	-	-	224
" 橫浜	-	-	-	-	224	11	11
昭和	200	16	580	23	553	2	42
鐵 線	130	10	130	5	-	-	15
日 立	1010	30	-	-	-	80	精銳(四 川)、 新日本 鐵
日 鐵 倉	-	-	470	19	285	1	26
東 京	-	-	-	-	60	3	3
住 友	1000	80	1000	40	180	9	129
大 同	-	-	-	-	23	1	1
津 中 鐵	2	60	5	60	2	-	7
日 本	200	10	10	1	-	-	2
合 計	4470	350	4460	170	6051	20	566

鉄金屬圧延關係ノヶ月重油所要量

工場名	設備能力	石炭量	重油所要量	備考
大東金属	4.6	11.2	3.5	KE
那須アルミ	1.7	4.5	1.2	£
日東金属	2.2	4.2	2.0	
八洲金属	1.3	0	1.2	
朝霞伸管	0.2	0	1.2	
東亜台金	0.5	0	1.2	
古河日光	2.9	14.9	4.2	
高崎工業	2.5	4.2	2.5	
扶桑(名古屋)	16.2	52.3	4.2	
アルミイト	14.2	19.2	10.2	
相模	2.2	4.2	4.2	
三木綜合金	2.2	0	2.2	
大阪アルミ(大坂)	5.2	23.4	1.2	
高田アルミ	2.1	8.8	5.	
大同軽金	2.2	6.4	10.8	
第一輕銀	1.5	0	2.2	
山谷伸鋼	1.3	2.2	0.25	
西川伸鋼	1.3	0	5	
古河電工(大伸)	15.2	79.2	4.2	
山形アルミ(立花)	4.2	17.5	/	
日東アルミ	4.2	10	2	
柳戸伸鋼	4.2	20.6	4.2	
計	124.4	259.1	24.22	

131

機作所 810号

經濟安定本部 生産局 中

第三・四半期 日鉄クレオソート油自家使用量定

昭和22.9.23

日本製鐵株式会社

使用者	部門	用途	使用予定	重油代替	備考
製	燃 網 用	焼結用	180	180	焼結用 瓦斯用に加熱装置なく代替不可
鋼	燃 網 用	燃 網 用	360	360	燃 網 用 新一製鐵は、は規格網出鋼のため 脱脂槽油中のSは、%以下で之 要す。（新燃多炉） 各Sが、%以上なるときは燃 料車輌作業不可とレオソート と必要とし、その使用量だけ代替 不可能とする。
延	压延用	353	353	353	压延用 クレオソートは及スのC%-T%を割分 被用してゐたが大口消費工場之 ラク油ストリッフ。燃料外燃等 に燃耗置合を考慮の重油代替不可 なり。燃費率完成には最大約三 ヶ月を要す。
門	油灰瓦用	90	90	90	
門	燒木炭	105	105	105	
門	物資輸送用	180	180	180	
計		1268	908	760	
印刷社用		12	12	12	
黒色ペイント用		15	15	15	
土建構築用		20	20	20	
舗道用材		50	50	50	
エット-14		95	75	75	
ED-22	燃料	50	50	50	
部	煤 全	10	10	10	
部	計	232	232	0	
計	八 合 計	1500	1140	360	

(112)

推進部 化 学 部 門 輸 西	用 途	使用予定 量	重油代替		備 考
			木 司	可、能 手	
	燃結用 黑色塗料	143 24 3	143 24 3	手	本火用にしたがる燃結用不可。
	賠償保全 輸西計	170	170	0	

「重油中の硫黄について」

「結論」 製鋼用燃料としての重油中の硫黄の含有量は 1% 以下

を要す。(但し重油單味作業の場合) %

： 織入物より 5 磅 $\text{scrap} = 0.070\%$ (混合率)

即ち織入物中ノ事には 0.7 kg の S を含む

燃料より吸収され、率を $\frac{1}{2}$ と假定すると

(重油中の 5% を元にして硫鐵當り 250 kg の重油

を使用するにすれば) 全体と通じての硫鐵率を $\frac{1}{2}$ とする(最近の平均)

成品の $\frac{1}{2} \times 2.5\% + 0.7\% < 0.6\%$

$\therefore x < 10\%$

B重油年間所要量 (m³)

		發電所名	著述火用	輸送用	備考
北	海	道江別	2.1		
		計	2.1		
東	海	牛網住田	1.8		
		計	3.6		
東	海	名古屋港	0.7		
		計	5.4		
近	畿	川津安尾尼崎	1.8		
		川一	0.3		
		二港	0.4	25 (正味燃費用)	
		三	坂端	2.1	
中	國	3.	4.8	(以西輸送)	
		4.	4.4		
		5.	6.2		
		計	1.8	(以南)	
九	州	小倉	16.5	14	(以南)
		煙田田畠	3.6	14	(以南)
		計	10.8	6	(以南)
		名古屋港	11	5.0	

(119)

發電所名	產生瓦火用	輸送用	備考
九 州	港 二	1.8	12 (二号正輸送)
	相 藩	3.0	
	計	25.3	32
全 國 總 計		28.5	25.8

581

重油助燃装置新設計画 (B重油支那科付)

地 区	蒸餾所名	バーナー m ² ×台数	使 用 台 数	年間使用 時間	重油所要 量 年間 m ³	クック容量 m ³	所要鋼材 t	工 期 月
東 菜	昭 田	0.25×2	2	8×150	1200	500	75	4
東 海	名 港	0.25×2	5	8×100	2000	500	75	4
近畿	尼 一	0.25×2	6	8×150	3600	1000	150	4
"	尼 二	0.5×2	4	8×150	4800	1000	150	4
中 國	宇 部	0.25×2	3	8×200	2400	500	75	4
九 州	戸 煙	0.25×2	5	8×200	4000	1000	150	4
全國總計					18000		695	

(21)

東京ガス 機械工場に於て燃料として
ターナル (85500 カロリー) 1000 も
= 豆油 (1100 カロリー) 500 も
クレオソート 200 も
ヒツツ
クレバール 7
精製ナフタリン
粗製アントラセン 21

日燃ハ橋、輸送工場に於て燃料として
クレオソート 800 も
= 重油 800 も
(ナフタリ一)

15

◎ 総理府令

内務省令 大蔵省令 司法省令 文部省令

厚生省令 農林省令 商工省令 連輸省令 遠信省令

労働省令

臨時物資需給調整法及び石油配給公團法に基くに依る
製品配給規則を次のようく制定する。

昭和二十二年十月三十一日

第一号

総理大臣 片山

内務大臣 太村

大蔵大臣 小左衛門

農林大臣 東稻

商工大臣 平野

運輸大臣 長三郎

逓信大臣 三木

労働大臣 米塙

文部大臣 斎藤

厚生大臣 戸辰

農林大臣 一平

商工大臣 松定

運輸大臣 三吉

逓信大臣 三郎

労働大臣 武天

石油製品配給規則

第一條 この命令で石油製品とは別表に掲げるものをいう。

この命令で需要者とは自己的使用に供するための石油

製品を需要する者、生産業者とは石油製品の生産を業に

するものといひ、又販売業者とは石油配給公団法第十五條第一項第五号及びこの命令の第九條及び第十條の規定により、石油配給公団総裁の行う指定を受けて石油製品の販売を業とする者をいう。

この命令で主務官庁とは石油製品の配給に関する經濟安全部總裁の定める需要部門別に当該部門を主管する中央官庁、その地方特別官庁及びその指示を受けた地方庁をいう。

第二條 石油製品の割当は第三條の規定による配給割当公文書を交付してこれを行ふ。

工業用石油製品の需要者に対する割当については、この命令に定めるものの外、指定生産資材割当規則第二條

乃至第四條の規定を準用する。

第三條 配給割当公文書の種類は左の通りとする。

一 需要者に対する主務官庁より發給せらるる登録証、輸入通帳、購入割当証明書等として切取式又は底通式でないもの。

二 販売業者に対する商工局長より發給せらるる割当証明書。

三 生産業者、販売業者及び石油配給公団が業務遂行の目的をもつてその保有する石油製品を自己の使用に供するため、これらの者に対する商工大臣又は商工局長より發給せらるる自家使用承認書。

配給割当公文書の様式その他必要事項は第二條第

ニ項に定めるものを除き別にこれを定める。

第四條 石油製品は配給割当公文書の記載するところに從い、且つこれと引き換えるへ通帳の場合は提出する以下同七〇%のでなければ何人もこれを譲り渡し又は譲り受けではない。但し左に掲げる場合はこの限りでない。

一、石油配給公団に対する譲り渡す場合
二、天災地変により商工大臣又は商工局長の指示によつて配給する場合

第五條 販売業者は配給割当公文書と引換えたり又はこれを提示して石油製品の譲り受けの申込があつたときは当該石油製品を所持しない場合その他正当の事由があるのでなければ販売を拒んではならない。前項による販売は統

制價格で且つ公正な條件で行わなければならぬ。
販売業者は前項の統制價格を一需要者が容易にこれを了知し得る方法で表示しなければならない。

第六條 生産業者、販売業者及び石油配給公団は、その保有する石油製品を、第三條第三号の自家使用承認書に記載せらる数量を超えて、自己の使用に供してはならない。

第七條 配給割当公文書は、これを他に譲り渡し又は他から譲り受けてはならない。

配給割当公文書と引換えたり譲り受けた石油製品は配給割当公文書に記載するところに従いこれを使用し又は譲り渡さなければならぬ。但し經濟安定本部総裁の定める方策に基いて主務官庁が行う許可を受けた場合は

この限りでない。

第八條 主務官庁が石油製品の配給及び消費の規制を図るため經濟安定本部總裁の定める方策に基き、特定の施設設備機械等につき登録制の実施その他必要な措置を行う場合は何人もその定めるところに従うのでなければ当該施設設備機械等に石油製品を使用してはならぬ。

第九條 石油製品の販売を行おうとする者は石油配給公團總裁に付し別記様式による石油製品販賣業者指定申請書を提出しなければならない。

前項の申請書は石油配給公團出張所又は支部に於てこれを受付けるものとする。

第十條 石油配給公團總裁は前條の申請書に基きこれを認

問委員会に諮問して申請者が左に掲げる資格を有することが認められる場合に於て販賣業者の指定を行うものとする。

一 石油製品の配給に必要な設備を保用できることが認め得ること。
二 石油製品の配給地域へ都道府縣をもつて単位しうる内に一定の店舗を有すること。

前項の指定は經濟安定本部總務長官の定める條件に基く商工大臣の認可を受ければならぬ。
第十一條 前條第一項に掲げる諮問委員会は都道府縣別に石油配給公團代表者、消費者代表者、關係官吏官吏等をもつて民主的構成されなければならない。

第十二條 第十條による販売業者の指定は左に掲げる事項を明示してこれを行う。

- 一 指定番号
 - 二 氏名又は名稱及び住所
 - 三 営業店舗の所在地
 - 四 販売をなし得る都道府縣名
 - 五 特定の製品のみを取扱う場合はその製品名
 - 六 その他必要な事項
- 指定を受けた販売業者はその旨を店頭、又は他見易い場所に表示しなければならぬ。
- 石油配給公団及び前項の販売業者以外の者は名目又は品質の如何にかかわらず石油製品の販売を行つてはなり

第十三條 商工局長は販売業者の資格及び能力を基準として、且つ能道府縣別又は地域別石油製品配給割当量を勘査して販売業者に対し配給許可数量の割当を行ふ。

都道府縣別又は地域別配給割当量が当該地域全販売業者に対する最低経済量の割当をする余裕のない場合は、商工局長は販売業者に対し配給許可数量の割当を行わぬことができる。但し、この命令を施行する前に石油製品の配給統制機関として指定せられたものに対する配給許可数量の割当がある場合は、その中より控除してその販売業者に対する割当を行わなければならぬ。

第十四條 販売業者が第十條の指定を受けた当初において

有する在庫数量がその者に對し割当でられた配給許可數量を超える場合にあっては当該超過分の販売によつて得た配給割当公文書はこれを商工局に送付しなければならない。

前項の超過分に相當する数量については在庫を補充は行はれないとものとする。

第十五條 商工大臣は、石油製品配給の適正を図るために必要なと認めるとときは、經濟安定本部總裁の定める方策に基いて、石油配給公團又は販売業者に対する必要を指示を行うものとする。

第十六條 主務官庁が需要者に對し石油製品を割当てた場合及ひ販売業者に対し配給許可数量を割当てた場合これ

を公表するものとする。

第十七條 左に掲げる場合に於て不服ある者は經濟安定本部總裁にその旨を申出て公正な解決を求めることが出来る。

一、需要者又は販売業者が自己に對する割当について不服あるとき。

二、販売業者が自己に對する配給許可数量の割当に不服あるとき。

三、販売業者の指定を申請した者が正当の事由なくして指定せられなかつたとするとき。

第五條の規定により石油製品の譲受けを申し込んだ者が正当の事由なくしてその申込を拒まれたとするときは

その者は商工局長に對し、その旨を申し出て公正な解決を求めることができる。

第十八條 販売業者は帳簿を備えて左に掲げる事項を眞実に記載しなければならぬ。

一 石油配給公團より仕入れた石油製品の品種別数量、價格及び仕入年月日

二 需要者に對し販売した石油製品の品種別数量及び價格、配給割当公文書の發行官庁及び割当番号販売の年月日並びに需要者の氏名又は名稱及び住所

三 毎日の石油製品の品種別在庫数量

第十九條 販売業者は毎月末日を以て前條の帳簿記入を締切り、整理集計の上翌月十日までに左に掲げる事項を

商工局長に報告しなければならぬ。

- 一、前月中に於ける品種別仕入数量
- 二、前月中に於ける需要部門別販売数量
- 三、前月末日に於ける品種別在庫数量

第二十條 生産業者は帳簿を備えて毎月の石油製品の品種別生産数量、出荷数量、自家使用数量及び月末在庫数量を眞実に記載し翌月十日迄これを商工大臣に報告しなければならぬ。

附 則

この命令は昭和二十二年十一月一日からこれを施行する。

指定生産資材割当規則附表第一の四・石油口・工業用

石油製品の欄十／＼乃至＼＼を割り下工業用石油製品へと
石油製品へと改め＼を／＼改めて以下を順次繰り上げる。
この命令施行の日までに、指定生産資材割当規則の規定
依り提出し又は交付せられた工業用石油製品の需要
申請書又は割当証明書は、この命令の規定により提出し
又は交付せられたものとみなす。

別一表

一、第一條第一項の石油製品は左に掲げるものをいう。

揮發油

重油

軽油

ローライ

木潤滑油

半固体潤滑油

を含む

二、前号の石油製品の品目は商工大臣の定めるところによる。

三、第一号に掲げる石油製品が前項によつて定められた製品以下の品質のものであつても本則の適用を受けるものとする。

商工省告示第七十六号

石油製品配給規則別表ニテより石油製品の品目を次のよう
に定め。

昭和二十二年十月三十一日

商工大臣 水谷長三郎

種別	標準品目
一、揮發油	自動車用揮發油
二、燈油	工業用揮發油(ベンゼン、大豆用揮發油、ゴム用揮發油、脱水用揮發油、ミネラルターベンタイン)
三、軽油	白燈油、茶燈油、信号燈油、ソルベント、軽油

シリンドー油 (八〇・シリンドー油、一二・シリンドー油)

過熱シリンドー油)

溶剤ターピン油 (溶剤九〇・ターピン油)

モビール油 (ニ・番モビール油、三・番モビール油、四・番モ

ビール油、五・番モビール油)

チーゼルエンジン油 (二五・チーゼルエンジン油、三五・チーゼルエンジン油、四五・チーゼルエンジン油、一〇チーゼルエンジン油、二二・チーゼルエンジン油、三号チーゼルエンジン油)

重油 (六・重油、一五・重油、別重油)

流動バラフイン

切削油 (水溶性切削油、一号不水溶性切削油、二号不水溶性切

焼入油

削油 (三号不水溶性切削油)

カツブグリース (一九・カツブグリース、二五・カツブグリ

ス、三一・カツブグリース、キワトグリース)

ファイバークリース (一五・ファイバーグリース)

アイバーカリース (二五・アイバーグリース)

モヒトルクリース

ギヤーグリース (一九・ギヤーグリース、二五・ギヤーグリー

ス、三〇・ギヤーグリース、炭鉱)

カラ・ファイトクリース (一八・カラ・ファイトクリース、二〇・カラ・

ラ・ファイトクリース、二五・カラ・ファイトクリース) ベトロタ

ム

商工省告示第七十七号

昭和二十二年七月商工省告示第四十号（指定生産資材割当規則附表第一の品目の細分類等に関する件）の一部を次のようく改正する。

昭和二十二年十月三十一日

商工大臣 水谷長三郎

別表第一中、四石油製品、口工業石油製品の相当欄中ノ乃至メを削り、ノに改めク以下を順次繰り上げ、四石油製品へ改める。

1948年(1~12月)石油製品需給計画説明

12.11.1948
E. S. B

ノドダム年(一一一之日)に於ける國內經濟維持に必要とする程度の石油類需要量及び要輸入量は別紙の通りにして其の算定は下記の基準によつた。

(1) 需要量

自動車用(除自動車用、自動車用以外の連駕軍用、機械用、不法入國取締用を含む)は素年度に於ても現在以上増加しないものとして計画した。

(2) 自動車用

現在の可動台数(25,000台)を基準とした揮発油需要は一ヶ月当たり2,500t前後であり現在の稼働率はノルマニカル上昇するに因る為順次稼働率を上げる程度の稼働率尚以燃費の揮発油に付いては機械油に加えて、

(3) 船舶用

貿易船、油槽船、郵便船に之多の需要輸送量は既在一ヶ月約3,000t前後であるが、今年下半期以降約10%の増加を見之る3,300t位に確定す。今後は石炭、食糧、石油等重要物資其他の生産に需物資の輸送量は逐次生じ現在の稼働率の7%(200万t)を順次上昇し下半

期以降 20% (500 万公石)の稼働率を目標とした。

旅客船、交通船、貨物船等の運行率は現在約 45% 程度であるが、最も低限度の人員輸送及び荷役の増強の必要より、今後は運行率を 50% 維持する所とした。機械油については重油の 60% 程度とし、其他の石油類については現在配給量の 30% ~ 40% の増加を見込み計上した。

(D) 水産用

B 重油

現在の稼働率は可動船腹に対する約 20% 程度であるが、今後は食糧増産政策上配給機器の整備と並んで下半期以降 35% 程度に稼働率の上昇を図った。化石化油類については概ね現在配給量の 10% から 20% の増加を図った。尚南洋洋航路については今後年々同様需要量と見込だ。

(E) 純工用

C 重油については農耕用及び漁業用、機械工具用として来年度は貿易生産増加を図るも、 $1\sim 2$ ヶ月間相当量の 10% 程度の供給増加を図った。

D 重油については現在の需給率は約 50% 程度であるが、今後 $2\sim 3$ ヶ月間に半期以降 $5\sim 7$ %程度の上昇を図った。バーフィンに於ける機用需要とし最低限度の需要量を計上した。アスカルトについては進駐軍用、道路用、船舶、車両、鉄道、化学工業用等最低限度の需要量を計上した。

(2)

英領の石油類については現在配給量がうるさいもの
の増加を見込んだ。

(F) 農耕用（灯火用、耕墾用、リレーラー機連用を含む）
農耕用の需給率は現在約5%程度であるが、今年は3
%の程度追増加を図り需給率が3%確保を圖った。
尚満濱排水用及び害虫駆除用については、少々年既給量
程度を確保することした。

灯火用については現在の配給量程度を続けるものとした。

レジト用については本年と同様の生産量(1000.000噸)
の確保を図った。

(G) 宮公需用（自動車用を除く）
宮公需用の需給率は約5%の程度であるが、今
年は約2%の約2%の増加を見込んだ。

(Z) ランニングストック
ランニングストックは輸送力其化を勘案し概ね配給量の
1/4程度を計上した。

(S) 國内工廠（製品生産量）
去年及國內生産については原油の処理量を年間230.000噸
とし之より精製せられた製品の生産見込量を計上した。

64

經動第二

西曆二零一九年十一月二十一日

卷之三

思

通駆軍用石油製品の取扱い
及底軍用石油製品の割当方法については、炭灰ガリウム分
類の上大々用途に應じ主務官廳に対し經濟安妥不罰カラ記
論割当を行つて來たが、今回若干二の方法を改正する必要
があるるので今般次のよう取扱うカラア承せら候。

一、庭駕車用石油製品需要及取扱の主務官職を參りよう
に分つ。

			用述別介環	主弱空飛
送	A	土木用	土爪皮果、通稱櫟枝	或發盤脫
送	B ₁	木工用	物實失產江以經持營理	或發盤脫
送	B ₂	船船運鴻用	物變銷送羽(海上)	內那毛
送	C	運輸省	同承及省	適那毛
送	D	運載者	同承及省	適那毛
送	E	運載者	各省又各之物等處	適那毛
送	F	運載者	運載者又之等分	適那毛

送し陸上輸送用は自動車用に合志へ

二、前号に土木建築、通信施設用の需要調査は既次復興

310

は筋岩國土局及び邊馬料費供局迄於て、日々所管の需要量
を調查し安良本部に提出するものとし、安人不羅はその
月の(連) Aとして承認せらば月次数量の配給に於て土木建築
用については歎災復興費、運輸費等は以て、ひそく邊馬料
に配給割当を行ふ。

前号の物資生産用の需要調査はその初年度に於て行はれ
然て休戦し安良本部に提出するものとし、三、毎回里用の
需要調査は本省終戦連絡事務所に於て作成し安良
本部に提出するものとする。右の物資生産用及々建設
管理、中商工物資生産についても商工省特許課、前部六所
管するものとする。

安良本部はその月の(連) Aとして承認せらば月次数量の配給

に於て大々力物資生産主場寫處に於て終戦連絡中商工事務局
に於て行ふ。

前号中切資輸送用へ海上へが需要調査は運輸省連絡局
にて承認し安良本部に提出するものとし、二、安良本部は
次の(連) Bとして承認せらば月次数量の変更に於て運輸
省に配給割当を行ふ。

被覆輸送用へ陸上へが需要調査は陸上運輸監理局
に於て所管するものとし、官能東用として再送供、安良本部
から配給割当を行ふ。

前号の各用達割り定めは月度の性質により毎月又は
毎季期別とし需要月又は需要の前、毎月十五日迄に統用書、
支給費料を添えて經濟安良本部に提出するものとする。

四 安文本部は前号の需要に適じて軍用潤滑製品専門工
社製しておられるの承認をあらわしものとす。

19

昭和二十二年四月分石油計画及実績比較表

		櫛油	灯油	轻油	B重油	C重油	潤滑油	半固体	合計
		実績%	実績%	実績%	実績%	実績%	実績%	実績%	実績%
供給力	国内生産	△2000 2576	△2000 128	△500 879	△3590 126	△2000 3808	△2000 106	△2300 4359	△300 198
	在庫	△1002 29132	△498 4675	△861	△34001 10511	△2000 162	△2000 195	△2029 31915	△42 1150
	輸入	△15000 14798	△4000 94	△4964 119	△10511 10511	△44319 104	△4000 635	△296 15	△15000 11495
	合計	△18002 65506	△6000 3011	△6260 11202	△44090 19989	△35126 111	△2000 195	△9029 36449	△605 410
	農林用	△294 162	△508 59	△999 461	△260 92	△260 814	△340 104	△24 494	△2341 89
	自動車	△15486 14938	△96	△95 7	△1000 118	△1000 164	△1092 921	△12 86	△16625 15153
	水産用	△100 95	△550 95	△2900 410	△21000 75	△27205 2548	△1600 88	△13 1020	△26163 31681
	官需用	△250 264	△113 163	△201 98	△684 87	△586 94	△448 114	△33 44	△1829 1833
	公共団体用	△250 267	△89 107	△203 69	△500 196	△263 87	△111 122	△11 90	△862 831
	鉱工業用	△1501 1659	△910 111	△860 557	△3150 61	△2000 782	△3586 98	△663 348	△12610 94
別	船舶用	△79 104	△189 132	△418 186	△13833 484	△17108 116	△1231 131	△5 948	△15401 78
	進駐軍用	△62 42	△63 80	△242 127	△1893 102	△142 442	△142 40	△9 160	△2391 113
	保健衛生用		△493 258	△55					△493 55
	灯火用		△650 735	△66					△854 435
	合計	△18002 19812	△3443 98	△5618 2867	△40800 5182	△2000 92	△4036 31493	△596 124	△19915 104
料外					5		134		134
掃海用		-	-	-	-	-	-	-	-
合計		△18902 19822	△3443 2867	△5618 5182	△40800 53461	△2000 121	△4036 8050	△596 588	△19915 81641

(註) ① 上段計画下段実績 ② 農林用(含開墾用) ③ 自動車(含外國政府機関) ④ 進駐軍用(含A.B1.B2.)

(1)

155

3.1.9

昭和二十二年五月分石油計画及実績比較表

	揮 發 油	灯 油	路 油	B 重 油	C 重 油	機 械 油	半 固 体	合 計						
国内生産	△2000 1831	△2000 192	△1046 32	△700 431	△96 69	△3560 3464	△10 64	△2390 3251	△600 318	△10490 12012	△98 128			
在庫	△14253 45533	△216 318	-	△13642 10960	-	△5472 △325	△1000 140	△2098 28153	△230 134	△26151 2590	△22910 790	△41906 △496		
輸入	-	-	-	-	-	△35200 21041	△13000 144	△5000 6464	-	△328 125	-	△41906 85636	117	
合計	△19253 411364	△2162 206	△162 9923	△13642 10960 35572	△96 238 725	△35600 42973 △23942 98655	△1000 128 140 116	△14600 13198 13386	△2390 3251 39868	△230 134 425	△107041 △221358	△98 296		
農林用	△285 289	△924 32	△4210 805	△4210 2900	△95 65	△275 254	△96	-	△567 558	△24 48	△2291 4830	△98 39		
自動車	△16402 16498	-	-	△80 44	-	-	-	-	△1131 1096	△12	△19424 19697	98		
水産用	△110 116	△550 166	△3300 434	△3300 3049	△93 93	△22000 21181	△96	-	△1160 1580	△14 92	△27604 26398	92		
官需用	△162 462	△145 169	△201 131	△201 206	△102	△484 846	△182	-	△449 481	△33 63	△1845 2161	115		
公共団体用	△299 282	△91 100	△230 13	△230 229	△94 94	△258 248	△94	-	△114 112	△11 99	△936 951	92		
鉄工業用	△1366 1704	△865 113	△831 534	△831 856	△102 102	△4351 5220	△1000 120	-	△3682 3885	△663 106	△12858 467	△98 69	△12858 12716	94
船舶用	△83 113	△198 138	△634 194	△634 628	△98 98	△10325 15236	△116	-	△1300 1115	△11 86	△16556 6	△11 55	△16556 19292	114
進駐軍用	△62 43	△63 119	△242 43	△242 234	△44 44	△2993 1262	△51	-	△143 287	△4 266	△2441 5	△4 55	△2441 2664	110
保健衛生	-	△443 280	-	-	-	△6 6	△100	-	-	-	-	-	△443 286	60
燈火用	-	△856 124	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△856 947	88
計	△19253 19511	△2162 -3303	△9733 81	△9733 8225	△85 85	△53972 △62474	△1000 100	-	△9383 9114	△1090 911	△8288 552	△5124	△98 96	
税外	△	-	-	△108	-	-	-	-	△343	-	△103	-	-	
合計	△19253 19119	△2162 3303	△9733 8333	△9733 45663	-	△1000 -	-	-	△9383 9459	△100 532	△8288 86229	-	-	

(註) ①上段計画下段実績 ②農林用(含開墾用) ③自動車(含公團政府機関用) ④進駐軍用(A,B1,B2) ⑤税外(含船海用)

(2)

昭和二十二年度六月份石油計画及実績比較表

	揮発油	灯油	軽油	巴美油	C重油	機械油	半固体	合計
国内生産	△1800 2245	△2000 126	△2428 440	△1000 1164	△1000 117	△500 4222	△10 121	△500 418
在庫	△1186 26494	△2844 126	△2844 251	△6000 25129	△426	△11000 13154	△10 119	△280 24955
輸入	△10360 21320	△151	△2084	△5440 11164	△130 130	△41160 42141	△11000 91	△500 8187
合計	△20360 50334	△4894 749	△12628	△13036 34562	△204	△51260 18105	△11000 13542	△560 123
農林用	△3394 3541	△1043 104	△1043 1509	△7256 6554	△400 88	△400 366	△980 91	△10553 69
自動車用	△10446 16688	△90	-	△100 94	△94 94	-	△180 1044	△19062 84
水産用	△110 109	△350 100	△350 453	△3300 3316	△704	△22000 18358	△100 83	△14 11
官需用	△245 560	△186 204	△186 49	△194 91	△194 98	△613 614	△941 99	△24614 86
公共団体用	△299 410	△91 101	△91 93	△230 244	△90	△258 252	△117 98	△92 102
鉱工業用	△1496 1441	△815 101	△815 614	△899 91	△841 100	△2426 2663	△11000 10341	△663 95
船舶用	△85 84	△203 94	△203 168	△645 83	△645 64	△14655 15320	△234 104	△12 85
進駐軍用	△12 304	△63 445	△63 51	△242 81	△242 586	△2923 242	△145 1884	△11 81
保健衛生用	-	△443 -588	-	-	-	△763 6	-	△1236 61
燈火用	-	△350 419	-	-	-	-	-	△830 719
計	△20360 14982	△4894 58	△12628 4292	△13036 88	△34562 95	△11000 10341	△980 93	△103634 60
料外	-	-	-	△1771	-	-	△213 61	-
合計	△20360 20216	△4894 4292	△12628 12335	△13036 41286	△11000 10341	△980 8946	△980 60	△103634 92

(註) ① 上段計画、下段実績 ② 農林用(含航空用) ③ 自動車(含外政府) ④ 進駐軍用(A, B1, B2) ⑤ 料外(含掃海用)

(3)

157

昭和二十二年度七月分石油計画及実績比較表

	揮発油		灯油		軽油		B重油		C重油		潤滑油		半固体		合計		
	実績	%	実績	%	実績	%	実績	%	実績	%	実績	%	実績	%	実績	%	
国内生産	△ 2000 2946	162	△ 2066 1445	15	△ 900 588	34	△ 3500 1901	55	△ 166 166	-	△ 2200 3912	141	△ 500 352	12	△ 10400 1116	102	
在庫	△ 24026 34451	123	△ 4241 9264	129	△ 13466 20418	52	△ 33074 36298	116	△ 1190 3197	201	△ 28046 32494	106	△ 2630 2129	105	△ 174075 123261	122	
輸入	△ 14360	-	△ 5466	-	△ 1066	-	△ 45366	-	△ 13066	-	△ 2354	-	-	-	△ 38000 123462	164	
合計	△ 40320 32333	81	△ 14641 10854	14	△ 21164 34423	261	△ 81894 160033	196	△ 16196 3403	24	△ 30700 38613	128	△ 27536 12484	98	△ 204493 284959	143	
部門別	農林用	356 325	96	△ 1365 1400	103	△ 3853 3839	94	△ 511 524	102	-	△ 674	25	△ 6481 6632	98	-	-	
	自動車用	△ 18409 14085	91	-	-	△ 150 143	95	-	-	-	△ 620	20	△ 80 80	-	-	-	
	水産用	△ 111 104	48	△ 556 503	90	△ 3334 3270	98	△ 22260 22696	102	-	△ 1026	14	△ 28000 1530	89	△ 28118 110	101	
	官需用	△ 536 532	159	△ 393 341	102	△ 237 226	94	△ 524 496	45	-	△ 946	32	△ 2203 241	95	△ 2203 239	106	
	公共用	△ 281 510	148	△ 94 14	84	△ 239 241	103	△ 258 248	96	-	△ 126	11	△ 1000 115	96	△ 1266 83	125	
	鉱工業用	△ 1480 1504	107	△ 869 684	94	△ 861 851	94	△ 1951 11137	379	△ 11000 2549	23	△ 3015 3113	101	△ 663 442	67	△ 21539 20913	98
	船舶用	84 82	42	△ 208 186	89	△ 390 306	80	△ 15130 16391	108	-	△ 1359	12	△ 11386 1180	87	△ 18352 7	106	
	進駐軍用	△ 62 268	434	△ 63 68	108	△ 242 216	94	△ 2323 1586	68	-	△ 145	9	△ 2844 146	44	△ 2307 44	81	
	保健衛生用	-	-	△ 125 850	-	6	-	△ 959 922	85	-	-	-	-	-	△ 950 856	19	
	灯火用	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△ 822 822	85	
	掃海用	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	合計	△ 21429 20483	96	△ 4338 2151	46	△ 9506 9223	94	△ 44414 53124	119	△ 11000 2549	23	△ 9415 9226	95	△ 999 525	88	△ 101480 99311	98
	輸外	16	-	1	-	92	-	1840	-	258	-	201	-	-	-	2458	-
	合計	20499	-	4152	-	9315	-	55014	-	2837	-	9421	-	525	-	101964	-

(註) ① 上段計画下段実績 ② 農林用(含雨漿用) ③ 自動車(含外國政府機関) ④ 進駐軍用(含A、B1、B2)

⑤ 輸外(含掃海用)

(4)

8月石油需給計画実績比較表

		揮発油		灯油		軽油		B-重油		C-重油		潤滑油		半固体		計	
		実績	%	実績	%	実績	%	実績	%	実績	%	実績	%	実績	%	実績	%
供給別	国内生産	△ 7060 2630	122	△ 1409 - 2805	165	△ 400 595	152	△ 3805 1993	50	-	-	△ 3000 3362	116	△ 1100 565	81	△ 11750 12124	104
	在庫	- 14274 - 16861	1	△ 5953 - 2385	123	△ 14411 14248	180	△ 38912 164281	204	△ 8471 1436	5	△ 11839 29242	148	△ 1417 1456	138	△ 165454 183398	114
	輸入	- 59243 19672	38	-	-	△ 6796 - 8452	135	△ 30039 42296	83	-	-	△ 9340 10382	108	-	-	△ 179351 81249	59
	合計	- 89460 31595	46	△ 16038 38462	101	△ 34074 163	38462	△ 22494 348586	180	△ 17911 1067	5	△ 32469 42486	132	△ 13114 2522	114	△ 254661 296834	108
部門別	農林用	△ 455 452	94	△ 1055 1350	723	△ 3881 2927	116	△ 566 597	105	-	-	△ 117 412	98	△ 31 28	90	△ 6455 6666	-90
	自動車	△ 14892 18101	91	-	-	△ 150 105	97	-	-	-	-	△ 1303 1208	92	△ 13 11	85	△ 21358 19465	96
	水産用	△ 111 105	45	△ 556 486	811	△ 3334 3139	44	△ 22260 20048	91	-	-	△ 1120 1468	85	△ 14 11	49	△ 28000 25357	91
	官需用	△ 299 591	198	△ 136 107	74	△ 198 216	110	△ 692 746	142	-	-	△ 148 519	717	△ 32 16	31	△ 2105 2209	104
	公共固体用	△ 288 433	156	△ 95 92	97	△ 298 262	110	△ 259 487	189	-	-	△ 120 118	98	△ 11 9	82	△ 1610 1461	139
	鉱工業用	△ 1485 1285	84	△ 846 660	75	△ 894 993	111	△ 3116 4949	313	△ 11000 28	0.25	△ 3836 3738	98	△ 675 512	76	△ 21922 19125	94
	船舶用	△ 89 82	110	△ 213 214	100	△ 465 522	112	△ 15500 16228	105	-	-	△ 1405 1292	88	△ 12 9	58	△ 17684 18301	104
	遊駐軍用	△ 62 233	311	△ 63 - 56	89	△ 242 194	72	△ 2323 1631	46	-	-	△ 145 311	214	△ 9 8	89	△ 3544 2413	85
	保健衛生用	△ 4	-	-	-	△ 151 130	11	△ 10 70	-	-	-	-	-	-	-	△ 159 145	19
	灯火用	-	-	△ 1000 863	86	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△ 1000 846	88
その他	掃海用	△ 15 5	33	-	-	△ 66 449	24	-	-	-	-	△ 60 11	28	-	-	△ 2645 564	21
	合計	△ 22696 21304	44	△ 3994 3824	96	△ 10144 - 8564	811	△ 40015 50135	167	△ 11000 28	0.25	△ 10104 4383	93	△ 797 596	15	△ 15510 93845	89
	料外	-	-	-	-	△ 60 46195	-	-	-	△ 169 11000	-	△ 344 10104	-	-	-	△ 688 596	-
	合計	△ 22696 21304	-	△ 3794 3824	-	△ 10144 - 8624	-	△ 46195 50221	-	△ 11000 - 196	-	△ 10104 9754	-	△ 944 596	-	△ 105510 94533	-

1 (註) 1 上段計画、下段実績 2 農林用(公用機用) 3 自動車(含外國政府機関) 4 遊駐軍用(含 A-B1-B2.)

(5)

32 15

鉱工業用石油製品割当要領

- 一、經濟安定本部は産業の均衡及公振興を圖るため鉱工業用石油製品の割当方針を策定する。其に産業種別、配分率を樹てし。
 - 二、鉱工業用石油製品の割当は前線の産業別配分数量の範囲内に当該産業を附管する官廳（其の地方特別官廳を含むて、主務官廳と称すもの）が之を行ふ。割当の範囲は地方特別官廳は莫ハ中央官廳より指示せらる。産業別配分数量の限度を越えて割当をなすは出来ない。
 - 三、鉱工業用石油製品の割当を受けようとする需要者は、其の生産資料割当規則の規定に従ひて、同品割当申請書を主務官廳へ割当事務の区分によリ中央又は地方官廳の簡易課局課へ提出しなければならぬ。
 - 四、前項の申請書には、主務官廳の要求により石油製品を使用せんとする設備機械の型式、能力及び台数、石油製品の基礎消費量、稼動状況、他資材、労力、資金等の状況を添付しなければならない。
- 四、前條の割当申請書を受理し、主務官廳は当該事業内容の緊急度を勘案

- レ、生産計画の適否を審査して当該需要者に対する割当量を決定する。
- 前項の割当は必ずしも過去実績生産能力等を拘泥せず生産動向を主眼とし且つ他資材の割当状況に調和する様に行はなければならぬ。他資材として石油製品は有効な代用し得る場合は石油製品を割当でない。
- 主務官廳は必要ありと認めた場合は經濟安定本部の指示に基き石油製品を消費する設備機械のうち種類を指定して当該設備機械の所有者をして登録申請を行はしめ登録し且つ登録票を交付する。
- 登録票の有効期間は六ヶ月とし右期間が経過したときは前項の設備機械の所有者は登録票を主務官廳に返還し、新に登録票の交付を受けて行はばならない。
- 第一項の場合登録票を交付せらるる設備機械は石油製品の割当を行はず且つ石油製品の使用を禁止せらる。
- 主務官廳が需要者に対する割当を決定した時は当該需要者に対する証明書を交付し且つ之を公表する。

需要者は割当証明書の記載するところは被り且つ之と引換へるのと
併せば石油製品を買賣する事は出来ない。

前項により買入受けた石油製品は之を割当証明書に記載せられ用送
以外に使用されば他人に譲渡する事は出来ない。

八 割当づけられた石油製品に割当証明書の割合と之によつて最大の効率を發揮
するよう使用されなければならぬ。

需要者が効率の悪い設備機械を使用し又は効率を増進するために適切
な措置を講じない場合は爾後の石油製品の割当は削減又は停止せられる。

九 販売業者が前條の規定により需要者に付し石油製品を販売した場合は
毎月その販売実績を地方商工局に報告しなければならない。

十 石油製品の割当を申請し貯蔵者が自己に付して貯蔵在庫措置に不服又は
異議のある場合は其の旨を地方經濟安定局に申立てることとする。前
項の申立てに対する処置は付したが不服のある場合は、案内經濟
安定本部總裁の旨を申立てることが出来る。

農林用石油配給要領

一、農林用石油製品へ以下單に石油と一つの割当及配給は其の高騰の苦用により食糧供給力の確保又は各農林部内に於ける生産を増強する目的とするものである。

二、石油は原則として農林省地方資材調整事務所長へ以下單に資材調整事務所長と(う)に於て之を割当てるものとする。資材調整事務所長が石油使用を認める場合に(二)の要領に従わなければならぬ。地方の特殊事情により(二)の要領と異なる措置を必要とするときは資材調整事務所長は(二)の農林大臣の承認を受けなければならぬ。

三、石油の配給は左に掲げる用途に使用されるものでなければならぬ。

1. 農作業用

1. 米麥脱穀調整用

2. 灌溉排水用

3. 農機具用

4. 耕種用

5. 自動耕耘機用

6. 浮塵子駆除用

7. 運搬農具用

8. 漆蛾灯用

9. 灯火用

10. 其の他農林大臣の承認を受けたるもの

四、石油を使用しようとする者は用途、事業概況、石油所要量等を記載して農林用石油登録申請書を資材調整事務農林用石油の登録は半年毎に行なうものとする。

申請書の内容は出来ただけ詳細に記載しなければならぬ。資材調整事務所長は登録申請書のみによつてその否々を決定し得ないときは実地検証しなければならぬ。

資材調整事務所長は石油の使用を認めた者に対しては右油手帳を交付しなければならぬ。

之の手帳は農林省に於て様式を一定し印刷の上資材調整事務所長に配布し農林省以外のいかなるものでも印刷発行してはならぬ。

五、石油手帳は二札を事業場に保管し石油の配給を受けた度にこの数量の記入を受ける常に石油の適正なる保有量と使用量等を明かにして置かねば此はならぬ。

六、石油手帳を有せざる者は石油の割当を受けることは出来ない。

七、石油へ配給を受けた者はその石油を他の用途に使用したり又は割当證明書を他人に販売し購買し譲渡することは出来ない。

八、石油の割当は農林大臣の定める範囲内に於て作付面積原材料の割当及手持状況、生産量、作業見込量又は機械の種類及馬力数等に基いて各資材調整事務所に於て決定する。

農林省に於て別に割当基準を決定した場合は資材調整事務所は之に従つて割当てなければならぬ。

九、資材調整事務所は前項に基づき農林大臣の定めた割当数量を超えて石

油の割当を行うことは出来ない。

十、石油の割当は次の順によつて行なれる。

1. 農林省は資材調整事務所別用途別割当数量を決定し各資材調整事務所に通知する。

但し附録用に就いては中央に於て直接需要者別割当を決定する。

2. 資材調整事務所は農林省に定める用途別割当数量内に於て出張所へ市町村別用途別割当を決定し通知する。

3. 資材調整事務所の出張所は資材調整事務所が定める用途別割当数量別内に於て需要者別割当を決定する。

但し農林省又は資材調整事務所が必要と認めた場合は直接需要者別割当を決定することがある。

十一、資材調整事務所が決定又は措置が不適当と認めたるときは農林大臣は之を更換する事が出来る。

十二、自己が使用する爲に石油の割当を申請したもののがその割当に就て不

一 質があるときはその旨を地方経済安定局に申立てうべであります。

四、販売業者は有効な割当証明書の引換又は提示へなければ石油を消費
者に譲り渡すこととはできない。
販売業者は正当な消費から有効な割当証明書の引換又は提示があるとき
は統制額で石油を販売しなければならぬ。

正当な消費とは確限ある農林省、資材調整事務所において適法に依り割当証明書を受け又は石油を使用することと認めらるるものとし、販売業者は石油を販売したときは石油手帳に販売数量を記入して捺印し且つ自己の備付にて、販売元長等に販売数量を記入せしむ。

十五、資材調整事務所が石油、割当を行つたときは使用者に対する割当証明書を発行しなければならぬ。

ものに就ては資材調整事務所より発行される。
十七、割当証明書には農林省の官印を捺印し且つ、その割当担当主務官が
の官職氏名を記載し之に捺印する。

十八、二の要領に違反した者は石油登録を取消され配給を停止され又は石油殘量を沒收され又裁判所に起訴され又処罰されるものとする。
十九、配給された石油は使用者の創意工夫によりて最大の効率を發揮する。

農林省、資材調整事務課長は石油の使用効率を増大するよう上有能な専門家により使用者に対して適当な指導及び監督を行わなければならぬ。

農林大臣は前項の目的を達するためには必要あるときは石油を取扱う官吏を招集する。

要領に記載された配給手続の実施即ち石油手帳の発行、割当量記入原簿の保管、農林省から要求された報告の作成並びに二の要領の有効且つ正確な実施のため必要なあらゆる事務を掌らせることを要す。

165
10-4

ト ラ ッ ク 用 石 油 製 品 配 給 要 領

- 一 自動車事務所長がトラックに対する揮発油の使用を認める場合にはこの要領に従はなければならぬ。
- 地方の特殊事情によりこの要領と異る措置をとるときは自動車事務所長は豫め運輸大臣の承認を受ければ可なり。この運輸大臣の承認は經濟安定本部統裁の定める方策に基いて行われる。
- 二 トラックに揮発油を使用しようとする者は事業、運送事業の概況、トラックを使用しようとする地域、一箇月の予定走行料、揮発油所要量等を記載した燃料登録申請書を提出しなければならぬ。
- 燃料登録申請書には前項の事項を詳細に記入しなければならぬ。
- 三 各自動車事務所長は登録申請書のみに付てその可否を決定し得るときは実地検証なしで行はらぬ。
- 登録を受けたときはトランクは底に擱げるものでなければならぬ。

- 一、經濟省及本署の定める方針に基き運輸大臣の指定する重要物資を輸送する貨物自動車。
- 二、定期線を運行する公共交通用の乗合自動車。
- 三、公の保機、保安その他公共交通の業勢に從事する貨物自動車。
- 四、並駐軍の命により運行する貨物自動車及び軍用自動車。
- 五、自動車事務所長により登録を受けたトラックは前面からスラッシュにてこれを示す標識を行けなければならぬ。
- 前項の標識は運輸省が印刷の上各自動車事務所に販売し運輸省以外の他のいかなるところでもこれを印刷発行して貰う可以。この標識には車輛登録番号、所有者名、証当証番号及び有効期限を記載する。標識の形式は不正を防止するため運輸大臣が必要と認めるときは変更する。
- 六、登録の有効期間は二箇月とし毎二箇月の初めに更新されなければならない。

- 六、備上その他により第三号に掲げた緊要店業勢に開運して場所へ引続き二箇月に満たない期間)使用されるトラックにして自動車事務所により揮発油の使用を認められたものにもこの表示の上記(スラッシュ)この場合には第四号の標識の代りに揮発油使用證明書を記載せらる。
- 前項の證明書は車輛の使用中常に運転者かこれを携行しなければならぬ。この證明書には車輛登録番号、所有者名、製造年月等及び有効期限を記載する。
- 揮発油使用登録證明書は運輸省が印刷の上各自動車事務所に販売し運輸省以外の他のいかなるところでもこれを印刷発行してはならぬ。
- 七、第三号に掲げた緊要店業勢のために、トラックを備上げ揮発油を使用しようとする場合の登録申請書には所有者及び使用者双方の署名した備上に附する書面を添付、厚け紙ばならぬ。
- 八、揮発油は登録を受けたトラックにはこれを貯給してはならぬ。
- 更に現在代用燃料を使用し又、代用燃料を使用するよう装置した

トラックは揮発油の配給を受けることはできない。

九 登録を認めるトラックの台数及び揮発油の一輛当たりの量と配給量は自

動車事務所長がこれを決定する。

自動車事務所は前項の運輸入出の況へして割合を限度を超えて割当することはできない。

一〇 第三号に掲げた業勢以外の業勢に從事するものは、三号に掲げた業勢に從事する者の名義を使用して登録を受けた場合、自動車番号車種年式型式または使用地等を記載し、並びにその揮発油の漏れを防止し取締らなければならぬ。

一一 自動車事務所長はトラックの登録及び第九号による運輸大臣の割当に基づいて揮発油の配分をしたときは、登録頭数及び分配数量を運輸大臣に報告しなければならぬ。

一二 自動車事務所長の決定又は措置が不適当と認められるとさは運輸大臣はこれを変更させることができる。

一三 自己が使用するためには揮発油の割当を申請した者がその割合について不明があるときその者はその旨を地方経済安定局に申立てることができる。

一四 トラックに対する揮発油の配給は割当額によって実施する。自動車事務所長は毎月の割当を決定したときは消費者に対する割当数量を記載した割当証を通常なく交付しなければならぬ。

販賣業者は揮発油を販賣したときは割当証に販賣数量と記して捺印し且つ自己的備付けてある販賣帳簿に重複登録する。割当証を及ぶ販賣数量を記入しなければならぬ。

販賣業者はこの販賣帳簿により毎月夫報告書を作成して商工局に提出しなければならぬ。

揮発油の割当証は車輛、使用中止に運転者が二枚と並行しなければならぬ。

ら無い。割当証は運輸省が印刷の上各自動車事務所へ配布し運輸省以外のいかなるところでもこれを印刷發行してはならない。

五、多額の登録を受けたトラックを使用する者は自己の車輛に配給される。揮発油を取り扱い購入するため必要があるときは自動車事務所長に對し一括割当証の交付を申請することができる。

前項の場合には運輸者は揮発油の割当証の代りに自動車事務所の交付する揮発油使用証と車輛の使用中常に携行しなければならない。

一括割当証の交付を受けた者は揮発油使用証に必要な記入をする責任者正定めることを要する。この責任者の氏名は自動車事務所長に届出せられねばならない。

揮発油使用証は有効期限超過後も自動車事務所に返還しなければならない。

揮発油使用証は運輸省が印刷の上各自動車事務所へ配布し運輸省以外のいかなるところでもこれを印刷發行してはならない。

すゞ煙発油使用証を車輛の使用中常に携行しなければならない。

一、割当証の交付を受けた者は煙発油使用証に販賣月記入をする責任者を定めることを要する。この責任者の氏名は自動車事務所長に届出なければならない。

煙発油使用証は運輸省が印刷の上各自動車事務所に配付し運輸省以外のいかなるところでもこれを印刷發行しない。

七、販賣業者は有効な割当証の引換又は還元がなければ只煙発油を消費者へ譲り渡すこと不得き。

販売業者は正当な消費者から有効な割当証の引換又は還元があるときには経営額で煙発油を譲り渡しあげねばならぬ。

正規な消費者とは権限ある自動車事務所において適法に登録を受け又

オ研發油を使用することを認められた自動車を所有する者をいう。

八、標識 煙発油使用登録証明書 割当証又は煙発油使用証はこれを販売し譲り渡し又は譲り受けすることはできない。

九

乗用車に対する取扱いは警察にまつて常時又は臨機応變次第の如きについて実施されなければならぬ。

一代用燃料で走るよう装置された乗用車が煙発油を使用していいかどうか

どうか

二、登録されたない乗用車が煙発油を使用していいどうか。

三、乗用車が正当に配給されない煙発油を使用していいかどうか

四、煙発油を使用している乗用車が第三号大過に當たる場合の業勢に從事しているかどうか

五、この要領に違反した者は燃料登録を取消され既往停止され又は煙発油取扱い没収され又裁判所に起訴され及び処罰されるものとする。

三、配給された煙発油は使用者の労働工夫によつて最大の効率を發揮するよう使用されなければならぬ。

自転車等所長は煙発油の使用効率を増大するよう有能な車内客により使用者に対して適當な指導及び助言を行はなければならない。

點頭、たゞ前項の目的を達するためには要あることを擇発油を取扱う
地方官吏に招集する。

三、自動車等の分譲は差て定めどが差当り自動車事務所長は配給事務
を務む者を定めこの所へ領に証或された配給手元の実施即ち擇発油使
用手帳の登録、標識、註明書、割当註、擇發油使用証の発行、燃料登録
簿の保有運輸省から要求される報告の作成並びにこの要領の有効且つ正
確な実施のため必要なるあらゆる事項を掌らざることを要する。

- 31
- 船舶用及び港湾用石油製品配給実施要領
- 一 船舶用及び港湾用石油製品の配給は經濟安定本部總裁の定める基本政策に基いて次に掲げるものについて運輸大臣が立を行ふ。
- A. 海運総局の指令する物資輸送に從事する汽船及び機帆船(いづれも油槽船を含む以下同じ)の指令する物資輸送に從事する汽船及機帆船
- B. 地方海運局へ海運監理部を含む以下同じの指令する地方海運局の指示する業務に從事する汽船
- C. 地方海運局の指示する業務に從事する汽船
- D. 海運総局又は地方海運局の指令する人員輸送に從事する交通船
- E. 農船

- F. 船舶救難に從事する船舶
G. 艦艇解体に從事する船舶
H. 官公署の事務遂行の用に供する船舶
I. 其の他海軍總局長官又は地方海運局長が特に必要と認める船舶
- J. 前各号に掲げる船舶の他海上輸送に關連して使用する機械器具類へ自動車を除く
- 二、前條に掲げた船舶につき石油製品の配給を行うようとする者は船舶運營会に所属する船舶を除き、主なる業者との拠点を管轄する地方海運局に船名、船籍港、船舶所有者及び船長の氏名、住所、総吨数、積毛数、軸馬力数、
- 速力、基準石油消費量等を詳細に報告して船舶一隻毎に登録を受け給油手帳の交付を受けなければならぬ。
傭船者及び運航受託者が前項登録を受けようとする場合には船舶所有者と連名でこれを行はなければならぬ。
三、前記第一條に記載された業務以外の業務に從事する者は第一條にかゝれた業務に從事するものと名義を使用して登録立受けはならない。
四、石油製品は登録がなされていなければにはこれを供給してはならない。
五、地方海運局は登録簿を備えたり、これに登録船舶の船員、船籍港、船舶所有者及び船長の氏名、住所、総吨数、積毛数、軸馬力数、速力、基準石油消費量等を記載し、

これによつて石油製品の濫用を防止し、取締らなければ
ならない。

六、給油手帳は運輸省から地方海運局に配付し、他の如何
なるところでもこれを複製又は製作してはならない。

七、給油手帳には申請者の報告に基いて第二條記載の事項
及び登録番号を記入する。が申請者の報告のみで充分な場

合は地方海運局が実施検証を行つて記入する。

八、給油手帳は三ヶ月毎に地方海運局の検閲を受け、その証
印を受けなければならない。

九、正当な理由なくして前項の証印を受けない給油手帳は用
後無効となる。

十、給油手帳は航行中常に船内に備えつけていなければ不

らない。
給油手帳は之を他の船舶に譲渡又は貸與することは出来
まい。

十一、地方海運局は海運総局より指示せられた燃料油配分
量の範囲内で輸送計画を決定し、各船舶所有者の申請に
基き石油需要量を調査査定の上燃料油配分計画を作成する。
十二、前條の申請に当つては必ず給油手帳を提示し、航行
区域及び距離、積荷の種類及び量、前条残油及び当該
航海需要量等を詳細に報告しなければならない。
十三、地方海運局は第十條の需要申請を調査査定の上適当
と認めたときは、石油購入切符を発行交付し、給油手帳に
文書数量、指定航路、積荷等を記入捺印する。

第一條にかかるもののうち(乃至H及びJ)冬半期の他地方海運局が必要と認めるものにつけては一ヶ月分の石油購入切符を交付することが出来る。

第一條にかかるもの、うち多數の登録船舶を使用する者でも各船舶毎に地方海運局が必要と認める石油購入切符の交付をうけなければならない。

石油購入切符は運輸省から地方海運局に配付し、他の如何なるところでもこれを複製は製作してはならない。十三、地方海運局は登録及び割当を出した時は、登録数及び割当數量を運輸大臣に報告しなければならない。地方海運局の決定又は措置が不適当と認められる時は、運輸大臣はこれを訂正させることができることとする。

十五、石油製品は給油手帳及び切符を提示し且つ切符と引換えでなければ販売業者より之を買受けることが出来ない。

販売業者が前項より販売した場合はその數量を給油手帳に記入捺印すると共に初符に船長の受領印を受けなければならぬ。

十六、配給された石油製品は使用者の創意と工夫によつて最大の効率を發揮する様に使用されなければならぬ。地方海運局は石油製品の使用効率を増大する様に、有能な専門家によつて、使用者に対して適当な指導及び監督を行はなければならぬ。

運輸大臣は必要あるときは、前項の目的を達すための

- 石油製品を担当する地方海運局官吏と招集する。
- 十七、地方海運局は前條に關する指揮を行ふと共に次の事項に關する取締を行うため監査を実施する。
- 一、船舶が給油手帳なくして又は他船の給油手帳をもつて航行して、いかないかどうか。
- 二、給油手帳に指定された航路以外を航行し又は指定の積荷以外の物資を輸送して、いかないかどうか。
- 三、正当に配給されない石油製品を使用して、いかないかどうか。
- 四、石油製品が濫費されて、いかないかどうか。
- 十八、船舶運営会に属する汽船については特に海運總局が直接に罰当を決定し、且切符を發行交付するの外前各條
- 十九、海上輸送に關連して使用する機械器具類については本要領中船舶の航行に固有の部分を除き之を準用する。但し、第二條の給油手帳の交付に關しては同一港に所在し且つ同一管理者に属するものについては個別に之を行わなくててもよい。
- 二十、本要領に違反した者は登録を取り消され、配給を停止され、石油製品残量を沒收される外、場合に依り、起訴され处罚をうける。
- 二十一、この規則に依る地方海運局の石油製品配給事務は、地方海運局運航部輸送課、地方海運局の支局及び出張所でこれを行ふ。

15 宿

第一 出荷計画

一 割当主務官は地域別に区分して、これを逐次官庫又は石油配給公団へ通知する。石油配給公団本部はこれに随じて地区別輸送計画を定め、合規的を運営の所圖を認める。

二 総務官庫は輸送者別割合数量を石油配給公団支局又は出張所へ通知する。

石油配給公団支局又は出張所は第二の三とより配給許可数量に基

き販売業者別に荷計画を策定する。

第二 配給許可数量制の実施

三 販売業者に対する理物の配達を合理的なもじめ漏泄を防ぐため商工局長は販売業者別に品種別配給許可数量を決定する。石油配給公団支局又は出張所は販売業者別に配給許可数量に関するその決定前に商工局長に対し意見を具申するものとする。

配給許可数量はその販売業者の販売実績、在庫数量、設備、立地条件

39

310

125

公団の供給可能限度等を勘案してこれを算定する。又これらの諸條件の変動によって必要に応じて改訂される。

四、石油配給公団は第一の二の出荷計画の実施に当つては常に各販売業者の在庫状況を察し、その配給許可数量を基礎として適正に補給するよう考慮、余裕はならない。

第三 販売業者に対する石油の

五、販売業者が石油配給公団から石油製品を購入するための割当証明書は商工局長、總務課長補助官帳簿課長が販売業者の配給割当公文書とし、商工局長は毎月第二の三による品種別配給許可数量を補給手帳に記入する。

六、販売業者は毎月石油配給公団に対し補給手帳を提示し所定の記入を受けた上配給許可数量の範囲内で石油製品を購入する。

販売業者は石油製品の販売によつて得た既給割当公文書を品種別部門別に整理集計の上月末在庫数量報告書と共に翌月十日までに石油配給

公団支部又は出張所へ提出する。
前項によつて提出した既給割当公文書の品種別数量が購入した石油製

品の数量に達しない場合は、その差額は翌月分の購入手帳によつて購入したものとみなす。販売業者は翌月分の配給許可数量から右差額を差引いた残額を以て、内閣の名簿へすることとする。

七、販売業者が販売に及んで過剰、或いは需要者から預託して配給割当公文書の品種別数量が石油手帳によつて購入した石油製品の数量を超過した場合には、その超過した数量の石油製品を貯蔵庫に貯蔵する場合にあつて需要者から預託して配給割当公文書と引取へて購入することができる。販売業者が既給許可数量の割当を有しない場合にあつて需要者から預託して配給割当公文書について不回収である。

第四 販売業者指定の取消

八、石油配給公団總裁は指定販売業者に該当するに至つたときには、直ちに大臣の認可を受けてその指定を取消すことができる。

- (一) 指定を受けた日から満す二月を経過したとき
(二) 指定を受けることのいきを條件である配給設備に対する當該業者の
支配權が喪失したとき
(三) 指定書記載の取扱業、名義と異なる者が石油販売の営業を行つたとき
(四) 石油製品に関する法令に違反し有罪の判決があつたとき
(五) 指定申請書に虚偽の申頼を記載したことが判明したとき又は過誤によ
り、指定期間を超過したこととの判明したとき
(六) 諸報告義務怠慢したとき
(七) 取扱石油製品が主として自家使用に供せられるとき
(八) その他配給の回轉、適正を期するに不適當な行為又は事実のあつた
とき

鑄工業用石油製品割當實施要領

油課

石 油 課

- 一、經濟安定本部は産業の回復及び振興を図るため鑄工業用石油製品の割當方針を策定すると共に産業種別に配分計画を樹てり
- 二、鑄工業用石油製品の割當は前條の産業別配分数量の範囲内で當該産業を所管する官廳（其の地方特別官廳を含む以下主務官廳と称する）が之を行ふ。割当の權限ある地方特別官廳は其の中央官廳より指示せられた産業別配分数量の限度を超えて割当をすることは出来ない。
- 三、鑄工業用石油製品の割當を受けようとする需要者は指定生産資産割當規則の規定に従ひ石油製品割當申請書を主務官廳へ割當事務の区分により中央又は地方官廳の内係部局課へ提出しなければならぬ。

2

310

前項の申請書には主務官廳の要求により、行出製品を使用せんとする設備機械の型式、能力及び台数、石油製品の基準消費量、稼動状況、他資材、劳力、優金等の状況を添付しなければならぬ。

四、前條の割密申請書を受理した主務官廳は当該事業内容の緊急度を勘案し、生産計画の適否を審査して當該需要者に対する割密量を決定する。前項の割当は必ずしも過度の実績生産能力等に拘泥せず、生産效率を主眼とし且つ他資材の割当状況と調和する様に行はなければならぬ。他資材を以て石油製品に生産に供用する場合に石油製品を割当しない。

五、主務官廳は必要ありと認めた場合は經濟安定本部の指示に基き石油製品を消費する設備機械のうち種類を定め、当該設備機械の所有者

として登録申請を行はしめ登録し且つ登録票を交付する。

登録票の有效期間は六ヶ月とし右期間が経過したときは前項の設備機械の所有者は登録票を主務官廳に返還し新しく登録票の交付を受けなければならない。

第一項の場合登録票を交付せられざる設備機械は石油製品の割当を行はず且つ石油製品の使用を禁止せられる。

六、主務官廳が需要者に対する割当を決定した時は当該需要者に對し割当證明書を交付し且つ之を公表する。

七、需要者は割当證明書の記載するところに従ひ且つ之と引換へるのでなければ石油製品を買ひ受けることは出来ない。

前項により買ひ受けた石油製品は之は割当證明書に記載せられ未用

途以外に使用し又は他人に譲渡することは出来ない

八、販売業者が前條の規定により需要者に対する製品を販売した場合は毎月その販売実績を地方商工局に報告しなければならぬ。

「水産用石油製品配給要領」

農林省水産局

一、水産用石油製品（以下石油と言ふ）の割當は、其の高慶の活用により水産物の生産及び集荷を増強し又其消費地等に大消費地に於ける消費者に円滑且潤沢に配給することを主たる目的とする。

石油の割當は單に登録のみによつて行はれるものではなく、農林大臣によつて二に掲げる船舶又は施設が水産業に適し、且つその能力があると認められる場合に限り行はれる。

二、次に掲げる船舶又は施設（以下船舶又は施設といふ）が水産業又は水産業に貢献する事業に使用される場合に限り石油の割當を受ける資格を有する。

(1) 動力附漁船（補充的又は緊急用に動力を備へる漁船を含む）

(2) 鮮魚及び水産加工品を專業に運搬する動力船

（第三種漁船）

（3）官公庁の漁業試験船 漁業指導船及び漁業取締船

（4）奥介類其の他水産物の増殖に要する左の施設で農林大臣によつて承認されたもの

（1）漁業耕機

（2）養殖池用の揚排水機

三、二の各号の所有者又は經營者は水産用石油割當登録申請書を船舶又は施設の主たる根據地の農林省資材調整事務所長に提出して水産用石油配給手帳（以下手帳）の交付を受けるなければならぬ。

登録申請書には申請者の住所、氏名、船舶施設の能力、事業の概要等につき詳細に記入しなければならぬ。

農林省資材調整事務所長は登録申請書により適當と認められた場合に限り登録を行うと共に手帳を交付することが出来る、この手帳は農林省がその様式を決定し資材調整事務所が印刷交付する。

如何なるものと雖も手帳を保持しないものは石油の割當を受けること

は出来ない。特殊事情により一時的にこの上級と異なる措置を必要とするときは資材調整事務所長はすみ農林省水産局長の承認を受けなければならない。この水産局長の承認は怒濤守定本部總裁より交付する石油製品配給規則に基いて行はれる。

四、登録の有効期間は六ヶ月とし毎六ヶ月の初めに更新されなければならぬ。

五、手帳の交付を受けたものは之を常に船舶又は施設のある事業場に保管しなければならない。漁船又は運搬船が公認集荷機関に出荷した時は必ず出荷證明書を受け手帳と共に漁村調整官に提出し所持の記入を受けなければならない。

右以外の船舶又は施設に必要なる石油の割当を受け入とする時は申請書く共に手帳を提示し所要の記入を受けなければならぬ。

六、多數の登録を受けた船舶又は施設の所有者又は経営者は自己の船舶又は施設に割当される石油を取締めて購入するため収容があることは農

林省又は農林省資材調整事務所に対し一括割当証の交付を申請することが出来る。

七、石油の割当を受けたものは其の石油を他の用途に使用することは出来ない。

八、船舶の割当を受けた石油に余剰があるときはこれを成績不良のため石油の割当の少ない同業者に貸與することは差支へない。

九、石油の割当は左の基準による。

(1) 船舶は漁業に從事するものは漁業種類操業予定時間生産予想高及び出荷実績を勘案して決定する。

(2) (1)以外のものについては事業内容及び機関運転時間等を勘案して決定する。

(3) 渔船及び漁業用機船に対する場合は特殊の場合を除き總て漁獲高又は輸送量に応じ農林省又は農林省資材調整事務所の決定したフリンクル率

に基いて割当する。

十 農林省資材調整事務所及び其の出張所は、に基き農林省及び農林省資材調整事務所の定めた割当数量を超えて石油の割当をすることは出来ない。

十一 石油の需要者への割当は、只で割当証明書にようちりればならぬ。割当証明書の様式は、生産資材割当証明書と同一のものとする。

十二 割当証明書は、農林省又は農林省資材調整事務所より需要者に交付される。

十三 石油の割当は次の順序によつて行はれる。

(一) 農林省

(二) 農林省資材調整事務所別割当
左に掲げるものの

東経一三〇度以西底曳網漁業

汽船トロール

母船式捕縫業及汽船捕縫業

其の他中央割当を適当と認めたるもの

(二) 農林省資材調整事務所

資材調整事務所は、中央の定める陸揚地別、用途別割当内に於て需要者別割当を行う。

但し、リンクによる場合は、数回若は一ヶ月の出荷を取締り石油の割当を行ふことを出来る。又、専門的漁業者が共同して事業を行う場合には、其の代表者に一括して割当をすることを出来る。

十四 割当証明書には、農林省の発行するものは、農林省の官印及び割当主務官の官職氏名を記載しこれに捺印する。

農林省資材調整事務所より発行するものにつけて前項と同様のものとする。

十五 割当を受けた石油については、使用者は、其の使用効率を最大限に發揮するため、凡ゆる創意と工夫をしなければならぬ。

農林省資材調整事務所は渾駕機関の専門家に依託して機関の取扱及び石油の消費節約に関する巡回指導を行はなければならぬ。

十六 農林省資材調整事務所又はその出張所は漁業取締船及び警察等と緊密に連絡をとり、石油使用について取締りの充満を期せなければならぬ。

十七 石油製品の割当を申請した者が、自己に対してもされた措置に不服又は異議のある場合に、其の旨を地方経済安定局へ申立てることが出来る。

前項の申立てに対してなされた措置に対し、なお不服のある場合は更に経済安定本部總裁にその旨を申立てることが出来る。

石油製品配給方針

經濟安定本部

第一 目

石油製品は其の供給が著しく不足し特大輸入に俟つ所が大であるから其の配給については日本再建に最も效果あらしめることを目途として配給の公正と使用效率の向上を図るため本方針に従つてこれを実施する。

二 石油製品の配給は臨時物資需給調整法、指定生産資材割当規則、指定配給物資配給規則及び他の配給に関する法令に基いてこれを実施する。

第二 配給割当公文書

55
310
183

三 石油製品の配給は第一の法令に基く配給割当公文書を行交付してこれを行う。

四 配給割当公文書は左に掲げるものとする。

(一) 消費者が販売業者から石油製品を購入するため消費者に対し當該消費者の主務官廳より発給せられる購入切符、購入通帳、購入割当證明書など。

(二) 販売業者が石油配給公團から販売用石油製品を購入するため販売業者に対し地方商工局長より發給せられる補給手帳。

(三) 石油農品の生産業者、販売業者及び石油配給公團が其の保有する石油製品を自家使用に供するためにこれらの方に對し商工大臣又は地方商工局長より發給せら

五. 割当證明書

石油製品は前號(一)及び(二)の配給割当公文書と正當に引換
又は購入通帳の正當な提示がなければ何人もこれを譲
り渡し又はこれを譲り受けることは出来ない。但し石油
配給公團に対し譲り渡す場合はこの限りでない。
大販売用として石油製品を保有する者は有效な配給割当公
文書を提出する者に對しこれを販売することを要する。
その販売は統制價格で且つ公正な條件で行うことを要す
る。

販賣業者は前項の統制價格を消費者が容易にこれを了知
し得る方法で表示することを要する。

七. 生産業者 販賣業者及公石油配給公團は其の保有する石

油製品を第四号(三)の割当證明書に記載せられた数量を越

えて自家用に供することは出来ない。

八. 配給割当公文書はこれを他人に譲り渡し又は他人から譲受け
ることが出来ない。

九. 配給割当公文書の様式その他必要な事項は主務官廳がこれ
れを定める。

配給割当公文書の發行交付は無料でなければならぬ。

第三、販賣業者

十. 販賣業者はたゞ掲げる資格を有することを要する。

(一) 資產、信用を有し配給業者に協意を有すること。

(二) 石油製品の配給に必要な経験と設備を有すること。

(三) 石油製品の配給地区内に店舗を有すること。

(四) 石油製品の配給に關し法令に違反せざること。
二、石油製品の販売を行はうとする者は石油配給公團總裁に付したに掲げる事項を報告して販売業者の指定を申請しなければならぬ。

(一) 氏名及び住所

(二) 店舗の所在地

(三) 配給設備の所在地、構造、種類、規模又は能力及び従業員數

(四) 過去に於て石油配給業に從事したる期間、収扱数量及び収扱品種、販売地区

(五) 現在の經營狀況

三、石油配給公團總裁は前條の報告に基き商工大臣の認可を

得て販売業者を指定するものとする。前項の指定は店舗所在地毎に且つ營業地域について之を行い、且つ登録番號を附して登録票を交付する。

指定を受けた販賣業者はこの旨を店頭その他見易い場所に表示しなければならず。

石油配給公團又は前項の指定を受けた販賣業者以外の者は石油製品を販売するとは出来ない。

三、地方商工局長は第十一号により指定された販賣業者に対し第十一号の報告を基礎とし直轄道府縣別又は地域別配給割当量を勘定して配給許可数量の割当を行ふ。

四、販賣業者は前條により割当てられた配給許可数量を超えて販賣することは出来ない。經濟的な出荷を行う必要上已

むき様す配給許可数量を超過して販賣する場合、販賣業者は地方商工局長に対し其の事由を報告して承認を受け且つ其の超過分につき翌月に於て調整しなければならない。

五、販賣業者が販賣用石油製品を石油配給公団より仕入れ人とする場合は地方商工局長より割当を受け且つ補油手帳、其の数量の記入を受けてこれを石油配給公団に提示しなければ存外不得。

天賀販賣業者は帳簿を備えて左に掲げる事項を眞実に記載しなければならぬ。

(一) 石油配給公団より仕入した石油製品の品種別、数量及
・ 価格、仕入年月日

4

(二) 消費者に対する販賣した石油製品の品種別数量及び價格、需要者配給割当公文書の発行官廳及び割当番号、販賣

の年月日並に消費者の氏名又は名稱及び住所

(三) 每日の石油製品の品種別在庫数量

六、販賣業者は毎月末日を以て前條の帳簿記入を繰り整理、集計の上翌月十日迄に左に掲げる事項を地方商工局長に報告しなければならない。

(一) 前月中に於ける品種別仕入数量、

(二) 前月中に於ける品種別、消費部門別販賣数量

(三) 前月末日に於ける品種別在庫数量
地方商工局長は前項の報告を基礎として翌月の販賣用石油製品の販賣業者別割当を決定する。

相し報告による前月販売実績が當該販賣業者の翌月販賣
保定量を著しく異る場合は地方商工局長は其の事情を考
慮して割当を決定しなければならぬ。

第四 消費者

六、石油製品の配給は左に掲げる條件に適合する消費者に対してのみ行はれる。

(一) 経済安定本部により定められた基本的な政策及び計画
に基き日本経済の再建上重要且つ效果的な事業に從事
すること。

(二) 石油製品の使用が必要不可缺にして他の方便を以て代替
することができ不可能であるか又は重大な支障を生ずる
ことが明瞭であること。

(三) 石油製品の配給及び使用に関する法令に違反せざること。
主務官廳は必要ありと認めた場合、經濟安定本部の指
示に基き前項(一)の事業種類を限定し又は順位を定める
ことが出来る。

五、主務官廳は必要ありと認めた場合經濟安定本部の指示に基き前項に掲げる資格者に対し其の資格を標識すべき登
録證の標識其の他の適当な証明書を交付するものとする。
此の場合當該證明書を有せずして石油製品を使用する者はすべて不正なる使用者として罰せられる。

六、主務官廳は經濟安定本部の定める用途別数量の範囲内で
横ね左に掲げる要領により消費者に対する配給割当量を
決定し且つ當該消費者に対する第四條(一)の配給割当公文書

を施行交付する。

- (一)當該消費者の生産、輸送又は事業の計画量に一定の原單量を乗ずる。
- (二)石油製品を消費する設備機械の能力と運転時間に一定の標準消費量を乗ずる。
- (三)前回の生産、輸送又は作業実績に一定のリンクの比率を乘ずる。

三、消費者が前條の配給割当公文書により購入した石油製品はこれを配給割当公文書に記載せられた用途以外に使用し又はこれを他人に譲渡することは出来ない。

三、石油製品の配給を受けた者は其の使用効率を最大限度に發揮するため最善の努力と工夫を盡さなければならぬ。

第五 監査及び罰則

- 、主務官廳は消費者又は需要者に対する石油製品の割当を公示しなければならない。
- 、前左に掲げる場合において不服ある者は經濟安定本部總裁に其の旨を申し出て公正を解決を求めることが出来る。
- (一)消費者が自己に對する割当について不服あるとき
- (二)販売を行は人とする者が正当の事由なくして販売業者に指定せられ得かつたとき
- (三)販売業者が自己に對する配給許可数量の割当又は、販売用石油製品の割当について不服あるとき

有効な配給割当公文書を提示して石油製品の譲受を申込んだ者が正當の事由なくしてその申込を拒まれたときは

地方商工局長に対しこの旨を申し出て公正を解決を求めることが出来る

三、經濟安定本部各主務官廳及商工省は監査制度を設け次の各項の監査に當る。

(一) 經濟安定本部

イ、石油製品の現物化の状況

ロ、自己が各省に対する割当及各省の需要者に対する割当の適正であるかどうか

ハ、不正使用者の監査

(二) 各主務官廳

イ、自己が消費者に対する為し不正割当の適正であるかどうか

(三) 商工省

イ、石油製品の現物化の状況

ロ、不正使用者の監査

六、石油配給公團は中央及地方に技術監査員を配置し石油製品の使用效率向上を図る為使用者の監査及び消費指導を行つものとする。

七、左に掲げる場合は臨時物資需給調整法第四條の規定に依り十年以下の懲役又は十万円以下の罰金に處せられる。

(一) 販売業者が本方針第五第六第十四及び第十五の規定に違反して不正販売又は仕入料をもとめたり、
(二) 消費者が第五又は第二十一の規定に違反して石油製品

の不正な入子、譲渡又は使用を行つたとき

(三) 生産業者、販売業者又は石油配給公団が第七の規定に違反して其の保有する石油製品を不正に使用した場合

(四) 第八の規定に違反して當該配給割当公文書を他人に譲り渡し又は他人から譲受けた場合

六、販売業者が第十七の報告を怠り又は虚偽の報告をした場合は臨時物資需給調整法第五條の規定により大月以下又は五千圓以下の罰金に處せられる。

前項の場合当該因原官吏の監査検査を拒み、妨げ又は忌避した者についても同様である。

七、前條に規定せられた違反者は、必要に應じて残存保有する石油製品を沒收せられ、用後の配給を停止せられ又は

8

販売業者の指定を取消され若しくは正当な消費者たるとの資格を奪はれものとする。

八、効率の特に劣悪な設備機械を使用し又は使用效率向上につき、努力と工夫が不充分と認められる消費者に対しては石油製品の配給が与えられず、又は削減され、又は停止せられるものとする。

石油製品配給規則制定の件

經濟安定本部

31C

- 一、政府は、関係方面の了解を得て、今回別紙の「石油製品配給規則」を、制定し、十一月一日より実施することになった。
- 二、この省令は、関係各省の共同省令であり、臨時物資調整法及び石油配給公団法に基くものである。
- 三、現在、我が國で、消費している石油製品中、國內で生産できるのは、僅に消費量の一〇%であつて、残りの九〇%が連合軍の好意によつて、連合軍側より放出されてゐるものである。
- 從来政府では、この放出石油類の輸入資金として、莫大な金額が、國民の負担となることと、貴重な石油類を、我が國のために放出してくれる連合軍の好意に応えるため、石油類の割当に當つては、日本經濟の回復及び振興のために、眞に必要な部門に割当てるよう努めをして来たのがわかるが、今回の法規の制定によつて、更に割当の対象、配給方法、消費の各段階が、強力に規制せられることが、第一、石油類の割当、配給及び消費が、より適正に左のことが期待せられる。
- 四、この規則により、規定された主たる事項は次のとおりであるが、各主務官廳は、この規則に基き、割当の実施手續を規定する。用途別石油製品配給要領を策定して、十一月一日より同時に施行する。

本省令に於て、規定された、主点は次のとおりである。

1. 摶發油、灯油、輕油、重油、潤滑油（半固体潤滑油）を含む等の石油製品の割当は、經濟安定本部總裁が定め、需要部門別に、その部門を主管する中央官廳へこの中央官廳の地方特別官廳及びその指示を受けた地方廳も同様であるが、消費者は、配給割当公文書を交付して、之を行ふ。

2. 石油製品は、割当公文書の記載するところに従い、且つ引換えるのではなく、何人もこれを譲り渡し、又は譲り受けではならない。

3. 配給割当公文書の譲渡の禁止

4. 販売業者は、正しき事由がなければ、販売を拒まざ

とは出来まい。

5. 石油類は、配給を受けた目的以外に使用しえばならぬ。

6. 石油製品を使用する機械、施設等に付き、主務大臣が必要とみとめれば、その機械、施設等を登録させ且つ之上に一定の標識を附けさせること等の措置をすることが出来る。この場合登録のちい機械、施設等に石油を使用してはならない。

7. 石油販売を営まんとする者は、石油配給公團總裁の指定を受けなければならぬ。指定を受けないものは、石油を販売してはならぬ。

8. 各主務官廳の行つた割当の決定、石油配給公團總裁

の行つた指定に付き、不服のあるものは、經濟安定本部に申出て公正な解決を求めることが出来る。

10. 9. 違反者に対する罰則の適用

鉱工業用に付ては、一部指定生産資材配給規則を準用する。

五、各用途別石油製品配給要領

各用途別石油製品配給要領は各主務官廳によつて、次の如く決定され、十一月一日より実施されるが、自動車用に付ては、八月一日より実施されている。

各省、其の他商標

1. 鉱工業用石油製品配給要領

農林省

2. 農林用石油製品配給要領

3.

水産用石油製品配給要領
土木用石油製品配給要領
船舶用及び港湾用石油製品配給要領連
自動車用（乗用車、トラック）石油製品配給要領

戰災復興院
省

28

農林用石油配給要領

一 農林用石油製品（以下單に石油という）の割当及配給は其の高産の活用により食糧供給力の確保又は各農林部門に於ける生産を増強することを目的とするものである。

二 石油は原則として農林省地方資材調整事務所長（以下單に資材調整事務所長といふ）に於て之を割当てべきものとする。資材調整事務所長が石油の使用を認める場合にはこの要領に従わなければならぬ。

地方の特殊事情によりこの要領と異なる措置を必要とするときは資材調整事務所長は予め農林大臣の承認を受けなければならぬ。

この農林大臣の承認は經濟安定本部總裁のための方策に

10-4
194

庄にて行わる。

三 石油の配給は左に掲げる用途に供用されものでなければならぬ。

1 農林用

イ 米麥脱穀調整用

ト サイロ用

ロ 農業排水用

チ 草麻剥皮用

ハ 採種用

リ 農工品製造用

二 自動耕轉機用

ス

浮臺子駆除用

テ

ヘ 誘蛾灯用

ル

干稻土起作用

シ

ヘ 蒼蠅農具用

3 灯火用

イ 燭燃干稻土起作用

ロ 花火用

ハ 灯火用

4 其の他農林大臣の承認を受けたるもの

四 石油を使用しようとする者は用途、事業概況、石油所要量等を記載した農林用石油登録申請書と資材調整事務所に提出し石油手帳の交付を受けなければならぬ。農林用石油の登録は半年毎に行うものとする。

申請書の内容は出来るだけ細に記載しなければならぬ。

資材調整事務所長は登録申請書のみによつてその否否を決定し得ないときは実地検証しなければならぬ。

資材調整事務所長は石油の使用を認めた者に対しては石油手帳を交付しなければならない。

之の手帳は農林省に於て様式を一定し印刷の上資材調整

事務所長に配布し農林省以外のいかなるものでも印刷発行してはならぬ。

五、石油手帳はこれを事業場に保管し石油の配給を受ける度にこの数量の記入を受け常に石油の適正なる保有量と使用量等を明かにして置かなければならぬ。

六、石油手帳を有せざる者は石油の割当を受けることは出来ない。

七、石油の配給を受けたる者はその石油を他の用途に使用したり又は割当証明書を他人に販賣し譲り渡すことは出来ない。

八、石油の割当は農林大臣の定めた範囲内に於て作付面積、

原材料の割合及乎持状況、生産量、作業見込量又は該閑の

種類及馬力数等に基いて各資材調整事務所に於て決定する。

農林省に於て別に割当基準を決定した場合は資材調整事務所は之に従つて割当でなければならぬ。

九、資材調整事務所は前項に基づき農林大臣の定めた割当数量を超えて石油の割当をすることは出来ない。

十、石油の割当は次の順によつて行われる。

1. 農林省は資材調整事務所別用途別当数量を決定し但し開墾用に就いては中央に於て直接需要者別割当を決する。

2. 資材調整事務所は農林省が定める用途別割当数量内

に於て出張所（市町村）別用途別割当を決定し通知する。

3. 資材調整事務所の出張所は資材調整事務所が定める用途別割当数量別内に於て需要者別割当を決定する。但し農林省又は資材調整事務所が必要と認めた場合は直接需要者別割当を決定することがある。

十一 資材調整事務所の決定又は措置が不適当と認めたるときは農林大臣は之を変更する事が出来る。

十二 自己が使用する為に石油、割当を申請したもののが割当に於て不服があるときはその旨を地方経済安定局に申立てる事が出来る。

十三 資材調整事務所長は割当をしたときは用途別、割当數

量を農林大臣に報告しなければならない。

十四 販賣業者は有効な割当証明書の引換又は提示がなければ石油を消費者に譲り渡すことはできない。

販賣業者は正当な消費から有効な割当証明書の引換又は提示があるときは統制類で石油を販賣しなければならぬ。

正当な消費とは権限ある農林省、資材調整事務所において適法に底り割当証明書を受け又は石油を使用することを認められたものと云う。

販賣業者は石油を販賣したことと石油汎張に販賣数量を記入して捺印し且つ自己の備付けによる販賣帳簿に販賣数量を記入しなければならぬ。

十五、資材調整事務所が石油の割当を行つたときは使用者に割当證明書を發行しなければならぬ。

十六、割当證明書は農林省で割当てるものに付ては農林省総務局其の他のものに付ては資材調整事務所より發行される。

十七、割当證明書には農林省の官印を捺印し且つその割当担当官がその官職氏名を記載し之に捺印する。

十八、この要領に違反した者は石油登録を取消され配給を停止され又は石油戻量を沒收され又裁判所に起訴され又処罰されるものとする。

十九、配給された石油は使用者の創意工夫によつて最大の効率を發揮するようには使用せなければならぬ。

農林省、資材調整事務所長は石油の使用効率を増大するようには可能な専門家により使用者に対して適当な指導及監督を行わなければならぬ。

農林大臣は前項の目的を達するためには必要あるときは石油取扱官吏を招集する。

二十、資材調整事務所長は本要領による配給事務を担当する旨を定めたる要領に記載された配給手続の実施のうち平帳の発行、割当量記入原簿の保管、農林省から要求される報告の作成並びにこの要領の有効且つ正確な実施のために必要なあらゆる事務を掌らせることを要する。

石 油 計

本統計作成の基礎資料

本資料は米國戰略爆撃調査提出資料（U.S.A.B.I.）を基の
機の判明せる資料に基き下記の如く訂正した。

(1) 前

輝

輝

(2) 自

A 部門 B 部門 C 部門共 U.S.A.B.I. の基

(3) 部門生産数量 1931 - 1938年 木用油業の趨勢
1939 - 1945年 各社提出実績と基礎
とす川村美雄著液体燃料
Jリ燃料局資料（昭和17年
4月2附）

C 部門輸入数量
1931 - 1934年 川村美雄著液体燃料
1935 - 1945年 燃料局資料（昭和17年
4月2附）
(六資料中1930, 1941, 1942年の輸入合
計がAの数値を差引いたものとしての輸入と
した)

C 部門の在庫及消費と生産及輸入数量の変化に応じ修正す

(4) B 金油
C 部門生産及輸入数量を 1930 - 1945年 本邦鐵業の趨勢
1939 - 1945年 燃料局資料（昭和17年
4月2附） 1945年 修正

C 在庫
C 消費
C 部門需要
1931 - 1945年

1937 - 1945年 16年10月2日附燃料
(企畫課石油關係資料中の消費規正実施状
況一覽表に取る) 漢字油の需要に付いても
同じ

(5) C 金油
C 部門生産
C 部門消費
C 在庫

1931 - 1938年 本邦鐵業の趨勢
1941 - 1945年 各社販賣
1941 - 1945年 修正

1944年から修正
3部門在庫
C 部門生産
C 部門消費
C 在庫

1931 - 1938年 本邦鐵業の趨勢
1942 - 1945年 各社販賣
1931 - 1938年 本邦鐵業の趨勢
1939 - 1945年 燃料局資料（昭和17年
4月2附）

1939 - 1945年
1944年から修正
3部門在庫
C 部門生産
C 部門消費
C 在庫

- 10 -

(6) 原油

生産は石油製品(國內天然ガス、台湾の重油及天然ガスを含む)にして、U.S., B.S.の資料の中1931—1939年に台湾の生産量を追加ノターン年以降はN.R. & Dr. STICK氏の資料に依り修正

c 部門輸入

1931—1936年

本邦貿易の趨勢

1937—1941年

燃料局資料(1942附)

1942—1944年

商工省炭山局臨時南方資料調査会資料及北洋大よりの輸入

(1943年のふ)に依り修正

全般的にA.D.の資料は、以、B.S.の資料の儘とし、C部門のみ、資料を本邦経済の趨勢及燃料局資料に基づき訂正したものが、本修正等については、由H.Q.のN.R.心及びE.B.心に提出最後的なるものとの了解が成立したものである。

原 油 統 計 資 料

	1931	1932	1933	1934	1935	1936	1937	1938	1939	1940	1941	1942	1943	1944	1945
國内生産	331,543	271,445	237,417	295,902	363,840	401,198	400,693	401,377	383,295	345,568	315,628	276,205	280,598	260,831	241,744
輸										140,000	60,800	136,132	429,581	151,000	
	400,000	600,000	600,000	1,000,000	700,000	800,000	850,000	950,000	1,250,000	1,320,000	566,000	336,136	501,153	444,272	
	616,020	252,519	1,018,350	1,200,329	1,332,052	1,076,098	2,326,324	1,795,896	1,745,663	2,291,508	693,812	559,932	980,431	268,228	
入															
	101,020	1452,519	1,618,350	1,900,329	2,032,052	2,416,098	3,176,324	2,925,896	2,995,663	3,971,508	1,313,812	1,182,000	1,919,215	800,000	
在庫	782,000	588,094	632,110	643,310	611,318	800,000	1,103,000	1,920,100	2,465,382	2,407,58	3,711,628	2,592,000	1,211,104	520,807	99,017
計	2,129,563	23,12,036	12,373,1	1,283,9539	3,007,210	3,677,286	4,030,017	5,807,373	5,744,340	6,844,656	5,341,0,813,744,25	3,409,714	1,581,838	340,718	
消 費	1541,469	1,678,926	1,304,567	2,228,221	2,207,200	2,574,286	2,697,9,172,84,991	3,436,766	2,793,028	2,742,9,0682,733,101	2,878,107	1,482,624	-		
翌年操越	588,094	632,110	643,310	611,318	800,010	1,103,000	1,980,1,0	2,465,382	2,407,580	3,711,628	2,592,000	1,211,104	520,807	99,014	-

裏
面
白
紙

揮油

		年														
		6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
	西	1931	1932	1933	1934	1935	1936	1937	1938	1939	1940	1941	1942	1943	1944	1945
供	A	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	144,910	47,000	6,000	3,000
	B	3,000	10,000	9,000	10,000	12,000	12,000	15,200	14,100	15,000	16,100	27,000	32,000	35,000	11,000	200
	C	286,930	364,926	395,191	468,602	568,203	833,280	993,045	901,650	603,574	512,401	292,041	173,665	194,232	86,033	30,638
石	計	294,930	374,126	384,191	478,602	580,203	645,280	843,295	921,650	618,574	518,401	299,041	225,565	278,832	103,033	34,638
	A	-	-	-	-	-	-	930	1,150	1,230	16,367	24,645	28,634	32,352	24,999	5,690
	B	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5,000
人	C	-	-	-	-	-	-	5,000	10,000	35,000	40,000	41,600	30,800	9,500	2,000	800
	其	A	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	B	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5,000
產	C	-	-	-	-	-	-	5,000	10,000	35,000	40,000	41,600	30,800	9,500	2,000	800
	地	計	-	-	-	-	-	5,000	10,000	35,000	40,000	41,600	30,800	9,500	2,000	800
	A	-	-	-	-	-	-	-	-	-	75,100	50,000	150,000	104,000	35,000	-
輸	B	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	C	399,762	440,144	462,586	550,529	647,910	692,780	631,673	480,135	312,571	59,170	71,471	57,112	3,974	-	-
	計	399,762	440,144	462,586	550,529	647,910	692,780	631,673	480,135	312,571	66,170	121,471	155,712	107,704	35,000	-
給	A	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	30,000	30,000	30,000	40,000	40,000	50,000	110,000	160,000	179,000	95,000
	B	15,000	16,000	15,000	15,000	14,000	15,000	17,000	17,000	18,000	19,000	15,000	14,000	8,000	5,000	3,000
	C	27,300	30,300	33,700	39,450	48,750	70,760	176,126	111,696	69,120	35,600	296,000	80,000	13,100	28,399	49,459
庫	計	62,300	66,300	68,700	76,450	82,750	115,760	223,126	158,696	125,120	92,600	361,000	204,000	156,100	212,399	169,459
	A	756,992	781,170	915,477	1,103,581	1,310,863	1,453,820	1,674,994	1,371,631	1,073,075	1,333,549	1,392,751	1,844,761	114,658	375,431	193,587
	B	Preq	100,000	100,000	110,000	120,000	140,000	160,000	180,000	200,000	200,000	216,000	300,000	200,000	300,000	150,100
需 要 額	Cpr	60,000	100,000	110,000	120,000	140,000	160,000	180,000	200,000	200,000	206,000	200,000	170,000	164,000	164,000	60,000
	A	15,000	20,000	20,000	30,000	30,000	35,000	35,000	40,000	40,000	45,000	55,000	60,000	45,000	65,000	123,000
	B	Preq	15,000	20,000	20,000	30,000	30,000	35,000	35,000	40,000	40,000	45,000	55,000	60,000	71,000	44,000

(3)

年		1930	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
第		1931	1932	1933	1934	1935	1936	1937	1938	1939	1940	1941	1942	1943	1944	1945	
需	Req.	615,692	692,496	711,027	870,831	1,025,097	1,035,894	1,361,298	1,321,000	999,000	928,000	452,000	215,224	201,850	120,936	68,290	
要	CON	615,692	1,924,470	711,027	870,831	1,025,097	1,035,894	1,301,298	1,065,797	984,495	929,540	438,754	207,959	167,759	45,992	55,460	
額	REQ.	690,692	812,470	841,027	1,020,831	1,095,097	1,230,697	1,516,298	1,561,000	1,299,000	914,000	924,000	515,224	512,350	455,936	346,290	
額	CON	690,692	812,470	841,027	1,020,831	1,095,097	1,230,697	1,516,298	1,246,507	1,000,495	972,540	193,754	457,759	402,259	227,972	134,410	
差	(Y) - (X)	66,302	68,700	74,450	82,750	115,766	223,176	153,676	125,124	92,600	361,000	204,000	159,002	212,379	147,459	63,129	
當年度累計		66,302	68,700	74,450	82,750	115,760	223,126	153,698	125,120	92,600	361,000	204,000	159,000	212,399	147,459		
引	差引(+) 促(-)	0	0	0	0	① 6	0	- 0	② 4	0	0	③ 3	④ 2	0	0		

C 重油

年		昭和 6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	
需要区分		正月 1931	1932	1933	1934	1935	1936	1937	1938	1939	1940	1941	1942	1943	1944	1945	
供	生	A	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	天	B	231000	289000	329000	353500	385000	339000	294500	182700	191600	199240	463900	548000	437500	28576	10220
	石	C	24175	24892	46150	77548	114761	223184	364519	229218	138847	117618	141782	166517	337789	200075	74307
	本	計	253275	312892	873150	421048	477761	562184	592019	411918	335447	316658	605682	714517	775289	228651	84547
給	入	石	-	-	-	-	-	4020	5320	2325	85956	116335	33955	48396	64087	14387	
	其	A	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	の	B	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	他	C	-	-	-	-	-	-	-	-	80000	86433	-	-	-	-	
	計	計	-	-	-	-	-	-	-	-	80000	86433	-	-	-	-	
輸	入	A	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		B	500000	500000	500000	400000	400000	300000	250000	350000	250000	80000	-	55000	147000	140000	-
		C	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	計	計	500000	500000	500000	400000	400000	300000	250000	350000	250000	80000	-	55000	147000	140000	-
在	庫	A	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		B	2532360	3019360	3422360	3912360	4242860	4557860	4696860	4441360	4544160	4240660	3689700	3113600	1996600	1251100	288600
		C	1800	1300	5500	4000	5000	5800	11000	12000	11300	15600	11600	8986	6778	5252	3667
	合	計	2534460	3014660	3475860	3922360	4247860	4565660	4707860	4693360	4555360	4256260	3701300	3122386	2003378	1250342	292267
	計 Y	Y	8289425	3828552	4249010	4754408	5147621	5425840	5360877	5402598	5148132	4818874	4509750	3935838	2774463	1689080	393201

150c

需要区分	年	昭和	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
		西暦	1931	1932	1933	1934	1935	1936	1937	1938	1939	1940	1941	1942	1943	1944	1945
需 要 量	A	Rea	-	-	-	-	-	-	-	-	-	16,000	40,000	40,000	40,000	40,000	30,000
		Con.	-	-	-	-	-	-	-	-	-	20,000	16,000	16,000	-	-	-
	B	Rea	250,000	330,000	380,000	450,000	470,000	500,000	560,000	610,000	700,000	830,000	1,020,000	1,720,000	1,490,000	1,400,000	180,000
		Con.	250,000	330,000	380,000	450,000	470,000	500,000	560,000	610,000	700,000	830,000	1,040,000	1,694,000	1,490,000	1,220,000	290,000
	C	Rea	24,715	20,671	45,650	76,548	113,961	21,1974	387,539	237,191	202,300	279,000	332,000	223,000	222,000	187,000	67,000
		Con.	24,715	32,671	45,650	76,548	113,961	21,1974	387,539	235,238	197,810	271,570	377,360	212,480	211,720	191,820	51,826
	計	Rea	24,715	351,671	425,150	546,548	582,761	717,781	727,539	847,191	263,000	1,145,000	1,578,000	1,983,000	1,352,000	627,000	277,080
	(X)	Con.	24,715	351,671	425,150	546,548	582,761	717,781	727,539	845,238	871,350	1,135,900	1,587,200	1,924,980	1,917,920	1,396,820	3,468,26
差 額	(+) - (X)		3,014,660	24,715	35,238,10	424,760	456,360	477,810	452,360	405,360	42,620	270,1304	512,370	2,093,318	1,261,343	291,260	46,375
	粗料及繊維		3,014,660	24,715	35,238,10	424,760	456,360	477,810	452,360	405,360	42,620	371,300	31,273,86	2,092,398	1,263,322	292,267	
差 額 (+/-)			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

B 重 典

需 要 区 分	年	1936	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
		西壓	1931	1932	1933	1934	1935	1936	1937	1938	1939	1940	1941	1942	1943	1944	1945
生 产 供 給	天 然 石	A	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	84,100	73,150	47,550	-
		B	40,000	40,000	40,000	39,000	40,000	41,000	39,000	40,000	39,000	34,000	41,000	55,000	41,000	33,000	1,000
		C	55,620	46,405	81,487	147,153	214,382	234,213	246,619	347,319	396,758	336,064	702,646	479,323	475,348	249,516	61,394
		計	95,620	86,405	121,487	186,153	254,382	275,213	285,613	389,319	435,758	370,064	743,646	618,423	609,498	330,146	62,394
		人石	-	-	-	-	-	-	-	-	-	28,854	44,278	160,977	158,518	89,037	88,843
	其 他 の 産 物	A	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8,000	8,000
		B	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		C	-	-	-	-	-	-	-	-	-	28,000	32,745	150,158	148,496	72,699	-
		計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	28,000	32,745	150,158	148,496	72,699	8,000
		A	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	31,000	55,000	-
輸 入 方	A	B	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		C	119,610	127,727	152,281	164,625	209,599	175,164	189,523	220,553	123,942	134,612	965,483	52,578	139,616	-	-
		計	119,610	131,727	152,281	164,625	209,599	175,164	189,523	220,553	123,942	134,612	485,483	52,578	130,626	55,000	-
	B	A	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	56,000	38,000	32,000
		C	50,000	36,000	50,000	50,000	60,000	60,000	60,000	60,000	70,000	70,000	80,000	50,000	20,000	12,010	5,000
在 庫	C	計	55,000	54,900	59,700	65,300	86,750	95,000	140,200	122,700	605,000	308,800	318,000	282,400	86,500	78,000	49,000
		合計 Y	1,331,220	1,512,225	1,610,467	1,868,000	2,432,131	2,166,815	2,77,336	3,048,001	2,274,480	2,161,861	1,605,552	1,264,508	1,171,618	1,378,82	2,68,237

裏面白紙

602

需要区分		年	昭和 6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
		西暦	1931	1932	1933	1934	1935	1936	1937	1938	1939	1940	1941	1942	1943	1944	1945
需 要 額	A	Redi	6,000	7,000	10,000	15,000	15,000	20,000	20,000	30,000	30,000	60,000	240,000	300,000	180,000	120,000	142,800
	A	Con	6,000	7,000	10,000	15,000	15,000	20,000	20,000	30,000	30,000	60,000	82,000	138,000	180,000	138,000	24,000
	B	Redi	30,000	50,000	50,000	50,000	60,000	60,000	70,000	70,000	80,000	70,000	150,000	150,000	150,000	150,000	50,000
	B	Con	30,000	50,000	50,000	50,000	60,000	60,000	70,000	70,000	80,000	90,000	110,000	160,000	180,000	95,000	35,000
	C	Redi	1,246,325	1,379,535	1,485,160	1,710,220	2,267,130	1,946,610		2,013,610	1,988,900	1,632,000	1,174,872	914,641	648,112	3,123,572	867,87
	C	Con	1,240,325	1,375,530	1,485,160	1,710,220	2,267,130	1,946,610		2,343,600	1,775,685	1,697,460	1,666,150	840,000	933,610	357,880	32,960
	計	Redi	1,276,325	1,452,730	1,546,160	1,781,220	2,172,130	2,026,610	2,983,610	211,7,000	1,878,000	1,182,000	1,048,72	1,304,641	978,112	643,572	278,000
	(X)	Con	1,276,325	1,452,730	1,546,160	1,781,220	2,172,130	2,026,610	2,733,610	2,443,600	1,885,685	1,847,460	1,322,150	1,188,000	1,078,010	590,880	71,900
	差	(Y) - (X)	54,895	55,705	65,307	86,958	95,601	140,203	132,966	60,5,004	388,803	314,461	282,402	86,508	78,008	49,002	116,337
	前年度余额		34,400	52,710	65,310	26,756	95,000	140,200	153,700	60,5,000	388,800	314,400	282,400	86,500	78,000	49,000	
引	差额(+) - 残高(-)	① 5 ② 5 ③ 5 ④ 7 ⑤ 8 ⑥ 1 ⑦ 5 ⑧ 6 ⑨ 4 ⑩ 3 ⑪ 1 ⑫ 2 ⑬ 2 ⑭ 8 ⑮ 8 ⑯ 2															

潤滑油

No. 1

(3)

需要年 区分	昭和 西暦	年																		
		6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20				
生産	1931	1932	1933	1934	1935	1936	1937	1938	1939	1940	1941	1942	1943	1944	1945					
A	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6,600	11,100	5,000	6,000				
B	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,000	5,000	14,000	10,600	10,000	3,500				
C	164,343	164,505	201,136	235,370	237,512	243,777	261,202	289,300	365,556	205,624	205,020	320,340	286,420	156,980	45,042					
計	164,343	164,505	201,136	235,370	237,512	243,777	261,202	289,300	365,556	206,624	210,020	340,940	308,120	171,980	54,542					
供給	人行	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
A	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,652	566			
B	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
C	8,200	9,500	12,000	15,300	20,120	18,290	29,940	31,940	40,586	37,328	38,500	22,000	19,100	8,200	3,800					
地	計	8,200	9,500	12,100	15,300	20,120	18,290	29,940	31,940	40,586	37,328	38,500	22,000	19,100	10,952	3,366				
輸入	A	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	50,000	-	-	-	-	-	-	-	
B	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10,000	20,000	-	-	-	-	-	-	-	-	
C	20,200	19,989	22,525	38,962	42,529	86,976	71,865	103,460	62,658	145,466	93,524	-	-	-	-	-	-	-	-	
計	20,200	19,989	22,525	38,962	42,529	86,976	71,865	103,460	62,658	145,466	123,524	-	-	-	-	-	-	-	-	
在庫	A	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	20,000	40,000	38,000	27,000	13,000				
B	10,000	10,000	10,000	12,000	13,000	13,000	13,000	13,000	15,000	20,000	20,000	21,000	26,500	24,900	20,100					

No. 2

年 月 日		昭和 6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	
		西暦 1931	1932	1933	1934	1935	1936	1937	1938	1939	1940	1941	1942	1943	1944	1945	
	C	13,200	13,560	20,200	21,250	22,370	23,980	30,250	35,300	80,100	69,100	15,000	13,500	17,000	17,000	19,949	
	計	22,200	23,560	30,200	23,250	35,370	36,980	43,250	48,300	95,100	89,100	55,000	82,500	81,500	76,900	55,049	
	合計(Y)	215,743	217,554	265,861	322,822	325,531	386,223	406,247	478,100	563,900	498,520	477,044	445,440	408,720	259,832	162,957	
需	A	Ran	6,300	6,600	7,300	8,600	9,800	11,200	12,400	13,600	16,800	32,300	45,200	39,600	35,200	16,200	
	Con.	6,300	6,600	7,300	8,600	9,800	11,200	12,400	13,600	16,800	17,900	21,100	30,000	28,900	5,800		
供	B	Ran	6,500	8,700	9,500	10,300	11,400	11,500	12,600	13,000	15,200	17,300	20,000	30,000	25,700	29,600	10,800
	Con	6,500	8,800	9,500	10,300	11,400	11,500	12,600	13,300	15,200	17,300	20,000	30,000	25,700	20,800	7,500	
C	Ran	170,593	171,954	215,810	268,610	277,350	320,070	332,940	351,000	446,000	408,000	274,827	224,930	180,840	134,269	78,000	
	Con	170,523	171,954	215,810	268,610	277,350	320,070	332,940	351,000	446,000	409,420	296,640	312,840	276,120	155,083	53,657	
額	計	Ran	192,383	187,354	232,610	287,510	298,550	340,770	357,940	377,600	474,800	442,100	327,127	300,180	246,140	189,069	105,000
	(X)	Con	192,383	187,354	232,610	287,510	298,550	340,770	357,940	377,900	474,800	443,820	334,540	363,940	331,820	204,783	66,957
差	(Y) - (X)		23,460	30,200	33,251	35,372	36,981	43,253	48,307	95,100	89,100	55,000	12,504	81,500	76,900	55,049	46,000
	翌年度繰越		23,460	30,200	33,250	35,370	36,980	43,250	48,300	95,100	89,100	55,000	82,500	81,500	76,900	55,049	
引	不足(+) 違(+)		0	0	1	2	1	3	7	0	0	0	④	0	0	0	

航空揮發油

OK

需 要 年 四 分	昭和6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20		
	西 暦 1931	1932	1933	1934	1935	1936	1937	1938	1939	1940	1941	1942	1943	1944	1945		
供 給 生 石	A	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	59,000	32,000	62,000	-		
	B	42,000	46,000	60,000	63,600	62,000	71,000	77,000	80,000	94,000	107,000	206,000	240,000	186,000	129,000	1,500	
	C	6,530	8,702	17,625	9,950	9,644	14,236	32,517	66,416	77,904	85,456	110,066	62,243	113,412	79,224	13,430	
	計	48,630	54,702	77,625	72,950	71,644	85,236	109,517	146,416	171,904	192,456	318,066	381,243	331,412	270,224	14,930	
	入力	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	361	241	195	
供 給 資 産	A	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	B	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5,000	
	C	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	150	52,325	25,910	
	計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	150	52,325	30,910	
	輸	A	-	-	-	-	-	-	-	20,000	40,000	43,000	146,000	173,000	101,000	-	
引 入	B	-	-	-	-	-	-	-	-	50,000	240,000	200,000	19,000	141,000	199,000	-	
	C	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	計	-	-	-	-	-	-	-	-	70,000	280,000	243,000	165,000	314,000	30,000	-	
	在	A	43,300	42,600	45,400	46,300	44,700	44,300	45,200	43,600	38,100	53,300	154,500	265,300	238,600	176,000	130,000
	庫	B	68,800	70,500	72,400	87,600	100,200	104,300	99,400	97,600	95,500	150,200	315,700	140,300	322,800	195,000	112,400

裏面白紙

年 月 日 付		昭和 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20																		No. 2								
		西暦 1931		1932		1933		1934		1935		1936		1937		1938		1939		1940		1941		1942		1943		1944
	C	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	300	300	400	400	400	200						
	計	111,700	113,200	117,900	134,000	145,600	148,700	145,300	141,300	133,700	202,600	470,500	669,200	561,800	371,400	344,600												
	合計(Y)	160,230	167,900	195,625	206,950	216,644	233,936	254,817	287,716	376,604	675,056	1,031,566	1,195,443	1,207,723	974,190	270,635												
	A Rea	23,100	25,000	32,100	30,000	32,000	40,000	50,000	75,000	90,000	91,000	180,000	310,000	421,000	460,000	180,000												
	Cdn	23,000	24,000	30,000	30,000	32,000	40,000	50,000	75,000	90,000	91,000	185,000	310,000	421,000	367,000	56,000												
	B Rea	23,100	25,000	30,000	30,000	33,000	45,000	65,000	75,000	80,000	100,000	160,000	290,000	400,000	410,000	120,000												
	Cdn	23,000	25,000	30,000	30,000	33,000	45,000	65,000	75,000	80,000	100,000	165,000	315,000	412,000	382,000	76,000												
	A Rea	1,000	1,000	1,500	2,000	3,000	3,500	3,500	3,500	10,000	12,000	15,500	10,000	23,10	3,450	468	—											
	Cdn	1,000	1,000	1,500	2,000	3,000	3,500	3,500	3,500	4,000	4,000	13,600	11,500	8,200	3,700	440	—											
	額計	Rea	47,000	51,000	61,500	62,000	69,000	88,500	118,500	160,000	172,000	206,500	362,000	608,210	834,450	870,468	300,000											
	Cdn	47,000	50,000	61,500	62,000	68,000	88,500	113,500	154,000	174,000	204,600	361,500	633,200	836,910	749,440	132,000												
	差(Y) - (X)	113,230	117,902	134,626	144,950	148,644	145,436	141,317	133,716	202,604	470,456	670,066	562,043	376,823	344,750	158,635												
	翌年接続越	112,200	117,900	134,000	145,000	148,700	145,300	141,300	133,700	202,600	470,500	669,300	561,800	371,400	344,600	—												
	不足(一)	④	④	④	④	④	④	④	④	④	④	④	④	④	④	④	④	④	④	④	④	—						
	差引過(+) 30	-2	25	50	56	136	17	16	4	44	866	643	577	150	—													

昭和二十二年4月分石油計画及実績比較表

	粗	焚	油	灯	油	軽	油	呑	重	C	重	油	潤	滑	油	半	自	合
	実	績	%	実	績	%	実	績	%	実	績	%	実	績	%	実	績	%
供給力	国内生産	-1100 2576	△2000 128	1969 88	△700 879	126	△3540 3808	106	-	-	△2300 4559	198	△500 208	42	134944 134	-	-	
在庫	-1002 49632	448	4675	-	8601	-	34001	-	12000 195	7	△2029 31315	1150	△296 3028	-	1603 1304244	21140	-	
輸入	-15000 14298	-	△2000 94	44644 119	△6566 10511	112	△15530 46317	104	-	-	△4000 605	15	-	-	150000 41445	143	-	
合計	-18002 62506	307	△6000 11208	187	△7200 19989	209	△44070 85126	194	△2000 195	9	△9029 36449	410	△746 3336	445	721434 241	-	-	
農林用	-274 162	-	△308 484	-	△999 92	104	△260 309	119	-	-	△526 894	87	△24 13	54	2341 234	98	-	
自動車	-15486 14938	76	-	-	△75 48	104	-	-	-	-	△1092 921	86	△12 11	92	16608 15453	76	-	
水産用	-100 95	95	△150 410	95	△2900 2548	88	△21000 27205	130	-	-	△1600 1470	89	△13 6	46	26163 31684	121	-	
官需用	-250 267	143	△113 78	87	△20 190	99	△484 550	114	-	-	△111 553	14	△33 22	67	1829 1822	144	-	
公共用	-250 261	104	△89 64	79	△203 196	87	△200 243	122	-	-	△111 94	81	△11 6	54	862 851	99	-	
鉄工業用	-1501 1659	111	△910 557	61	△800 982	98	△3150 5326	169	△2000 111	6	△1386 3348	941	△603 520	78	12610 12214	116	-	
船舶用	-19 104	132	△184 186	98	△418 484	116	△3893 17108	131	-	-	△1231 448	78	△11 5	45	18035 18035	119	-	
進駐軍用	-62 44	124	△63 86	127	△242 102	42	△1843 942	46	-	-	△142 186	113	△9 5	56	2391 1166	114	-	
保健衛生用	-	-	△143 258	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	493 288	55	-	
灯火用	-	-	△650 935	66	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	850 925	66	-	
合計	-18002 19812	98	△3743 2917	97	△5118 182	92	△40800 51483	124	△2000 121	6	△9036 1918	88	△596 588	46	17915 15468	104	-	
特外	-	-	-	-	-	-	5	-	-	-	134	-	-	-	-	134	-	
掃海用	-	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1583	-	
合計	-18002 19822	-	△3903 2867	-	△5618 5182	-	△40800 52061	-	△2000 121	-	△9036 8050	-	△596 588	-	17915 15468	-	104	

(註) ① 上段計画下段実績 ② 農林用(含開墾用) ③ 自動車(含外府政府機械) ④ 進駐軍用(含A.B1.B2.)

昭和二十一年度五月分石油計画及実績比較表

	揮発油	灯油	鉛油	B重油	C重油	機械油	半固体	合計
国内生産	△1000 46 1831 92	△2000 06 1646 32	△100 00 481 69	△3500 00 2461 69	- 18 △1000 190 19	△2790 00 3251 230	△500 00 378 16	△10990 90 12012 125
在庫	△11253 45533 378	△2162 82411 382	△13642 13642	△5092 - 91325 39	△1000 190 19	△2098 28153 134	△328 2540 790	△26151 129710 496
輸入	-	-	△16960 21071 149	△15000 44923 128	△19000 13198 116	△5000 64664 125	-	△91906
合計	△17553 49364 146	△4162 4923 238	△15600 35194 225	△43942 78185 119	△14000 13386 45	△9388 39868 415	△828 2485 366	△85696 119 △224958 240
農林用	△285 287 102	△924 805 87	△4210 2900 65	△293 250 46	-	△564 558 98	△24 28 104	△8291 4830 99
自動車	△16405 16498 16	-	-	△80 94 114	-	△1135 1096 99	△12	△17429
水産用	△110 110 109	△550 434 80	△3000 3049 93	△22000 21181 96	-	△1460 1580 92	△14 9 14	△19644 △27674 98
官署用	△182 662 169	△145 131 90	△201 206 167	△484 896 182	-	△929 481 63	△33 25 96	△1845 2161 115
公共団体用	△219 282 100	△91 113 80	△230 229 99	△258 248 91	-	△114 112 99	△11 8 93	△936 951 92
鐵工業用	△1466 1904 113	△865 584 68	△831 856 102	△4351 5226 120	△1000 -	△3682 3885 106	△663 462 64	△12858 12916 99
船舶用	△83 113 138	△198 144 98	△634 628 98	△10325 15236 116	-	△1300 1115 86	△11 6 55	△16556 19292 114
進駐軍用	△62 43 119	△63 43 68	△242 234 44	△2493 1462 51	-	△103 287 266	△9 5 55	△2491 2664 114
保健衛生	-	△443 280 59	-	△6 6 100	-	-	-	△444 286 60
燈火用	-	△856 744 88	-	-	-	-	-	△950 944 88
計	△19253 19511 162	△4162 3303 81	△9933 8225 85	△28792 44419 100	△1000 -	△9388 9114 94	△980 552 11	△88288 85124 91
その他	8	-	108	644	-	343	-	1103
合計	△14753 19519	△4162 3303	△9933 8333 -	△43942 45063	△1000 -	△9388 9451 1	△980 552	△88288 86221

(註) ①上段計画下段実績 ②農林用(含開墾用) ③自動車(含外國政府機關用) ④進駐軍用(A.B1.B2) ⑤その他(含海軍用)

(2)

昭和二十二年度六月分石油計画及実績比較表

	揮発油	灯油	軽油	B重油	C重油	機械油	半固体	合計
國内生産	△ 1800 2749	△ 2000 126	△ 1000 2528	△ 1000 1164	△ 1000 119	△ 3500 4222	△ 1000 121	△ 1000 418
在庫	△ 1266 26139	△ 2844 126	△ 6029 411	△ 6029 251	△ 6029 426	△ 11000 31344	△ 286 13154	△ 11000 119
輸入	△ 14300 21326	△ 4440 151	△ 4440 2494	△ 4440 4464	△ 4440 136	△ 24000 42141	△ 14273 91	△ 24000 11900
合計	△ 20360 50334	△ 4874 244	△ 13339 12628	△ 13339 260	△ 13339 34562	△ 11000 262	△ 14273 123	△ 14273 42130
農林用	△ 333 354	△ 1023 107	△ 7456 1507	△ 7456 95	△ 461 6557	△ 693 366	△ 29 95	△ 10333 4483
自動車用	△ 14470 1663	△ 550 94	△ 100 49	△ 100 67	△ 22000 3300	△ 180 1044	△ 12 88	△ 19082 1044
水産用	△ 110 109	△ 350 100	△ 3310 353	△ 3310 82	△ 22000 18358	△ 1538 83	△ 14 11	△ 24042 11
官需用	△ 245 560	△ 146 204	△ 191 97	△ 191 11	△ 613 98	△ 921 610	△ 32 10	△ 19601 921
公共団体用	△ 99 410	△ 91 141	△ 230 93	△ 230 112	△ 250 204	△ 119 98	△ 24 102	△ 1935 8
然工業用	△ 1446 1491	△ 665 161	△ 839 644	△ 839 71	△ 2426 841	△ 3115 2663	△ 663 90	△ 20562 18341
船舶用	△ 85 84	△ 203 94	△ 695 168	△ 695 83	△ 14655 464	△ 3656 15326	△ 121 104	△ 18524 1121
進駐軍用	△ 62 304	△ 63 445	△ 242 51	△ 242 81	△ 2373 1884	△ 145 81	△ 9 254	△ 2804 1441
保健衛生用		△ 413 588	△ 124 124		△ 703 6			△ 1236 6
燈火用		△ 850 418	△ 84 84		△ 11000 39445	△ 9625 90		△ 830 919
計	△ 20360 14949	△ 4874 98	△ 13339 4292	△ 13339 88	△ 11000 39445	△ 9625 90	△ 980 93	△ 103634 60
海外	△ 261		△ 9	△ 1441		△ 61	△ 213	△ 3441
合計	△ 20360	△ 4874	△ 13339	△ 13339	△ 11000	△ 9625	△ 980	△ 103634
	20210	4292	12326	95	10341	95	5916	682

(註) ① 上段計画、下段実績 ② 農林用(含前型用) ③ 自動車(含外政府) ④ 進駐軍用(A, B1, B2.) ⑤ 海外(含輸出用)

(3)

214

昭和二十二年七月分石油計画及実績比較表

	揮発油	灯油		軽油		B重油		C重油		潤滑油		半固体		合計	
		実績	%	実績	%	実績	%	実績	%	実績	%	実績	%	実績	%
内生産	- 2000 2856 122	- 2000 1045 73	- 500 500 81	- 1500 1931 55	- 163 163 100	- 2200 - 3462 171	- 500 358 122	- 10900 1116 102							
在庫	- 20626 29457 122	- 1241 9364 129	- 13410 20498 152	- 33094 30270 116	- 1146 1197 261	- 28040 32494 106	- 2630 2129 105	- 10900 113381 122	- 109005 113381 122						
輸入	- 14300	- 5460	- 1000	- 45360	- 13690	-	-	-	-	-	-	-	-	- 85000 103464 164	
合計	- 41320 32303 81	- 14641 10937 114	- 21760 34923 168	- 81894 16163 191	- 127476 5343 214	- 30240 38613 129	- 2536 2484 98	- 10900 289959 143	- 206995 289959 143						
農業用	- 356 325 44	- 1925 1464 102	- 3855 3539 97	- 511 520 101	-	-	- 669 624 93	- 25 20 80	- 6981 6632 98						
自動車用	- 18109 14185 91	-	- 130 143 95	-	-	-	- 1241 1194 95	- 19 16 47	- 20113 18436 92						
水産用	- 111 109 48	- 556 503 90	- 3339 3270 98	- 22260 22696 102	-	-	- 192 1536 84	- 14 10 71	- 28000 28118 101						
官需用	- 336 532 159	- 323 341 102	- 232 226 91	- 524 496 45	-	-	- 946 946 94	- 32 24 75	- 2203 2354 106						
公共用	- 287 514 148	- 94 64 89	- 237 241 102	- 258 248 96	-	-	- 120 115 96	- 11 8 73	- 1000 1266 125						
鉄工業用	- 1480 1567 102	- 869 884 99	- 861 831 99	- 2951 11189 379	- 11000 2349 23	-	- 3015 3423 101	- 663 443 67	- 21539 20943 98						
船舶用	- 87 82 44	- 208 186 89	- 340 506 86	- 15130 16391 108	-	-	- 1359 1180 87	- 12 7 58	- 11386 18352 106						
進駐軍用	- 32 268 234	- 63 68 108	- 242 212 99	- 2323 1586 68	-	-	- 145 140 97	- 9 4 44	- 28444 2307 81						
保健衛生用	- 5	- 135	- 6	- 957	-	-	-	-	- 450 146 19						
灯火用	-	- 850 822 85	-	-	-	-	-	-	- 850 822 85						
掃海用	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
合計	- 21428 26483 96	- 42338 4151 96	- 4506 9223 94	- 44414 53124 119	- 11000 2599 23	-	- 9115 9226 95	- 449 525 68	- 101480 94311 98						
特外	- 16	- 1	- 92	- 1890	- 258	- 201	-	-	- 2458						
合計	20499	4152	4315	55314	2837	9427	325	101469							

(註) ① 上段計画下段実績 ② 農業用(含漁業用) ③ 自動車(含外國政府機關) ④ 進駐軍用(含A、B1、B2)

⑤ 特外(含掃海用)

(4)

8月石油需給計画実績比較表

		粗 脂 油	灯 油	輕 油	重 油	C 重 油	潤滑油	半 固 体	計
		実 繢 %	実 繢 %	実 繢 %	実 繢 %	実 繢 %	実 繢 %	実 繢 %	実 繢 %
供給部	国内生産	△ 2004 2046	- 1400 2815	105 112	- 300 1983	50 52	-	-	△ 11400 12194
	在庫	△ 1674 1689	- 116 1932	123 123	△ 164.1 24238	150 14281	210 230	△ 16.29 29442	116 148
	輸入	△ 31243 19694	- 2985 38	-	△ 0.996 6452	△ 30.85 42.90	35 35	△ 4.603 10382	△ 141.9 108
	合計	△ 45200 35205	- 16134 44	101 101	△ 23.007 38402	△ 92.79 100.00	180 180	△ 37.419 52.486	△ 165.456 124.596
農林用		△ 453 452	- 1035 94	123 1350	△ 3.681 29.4	△ 66 46	-	△ 4.41 452	△ 6.935 28
自動車		△ 14892 18101	-	-	△ 1.56 145	△ 44 44	-	△ 130.3 120.8	△ 21358 9.5
本産用		△ 111 105	- 556 456	811 811	△ 333.9 313.9	△ 22.60 24.48	91 91	△ 14.20 14.62	△ 280.00 85
官需用		△ 299 591	- 136 198	74 104	△ 19.8 21.6	△ 92 110	-	△ 32 51.9	△ 2105 77
公用同沐用		△ 288 233	- 45 92	91 91	△ 2.98 2.62	△ 59 110	-	△ 12.0 11.9	△ 151.0 98
鐵工業用		△ 14255 1285	- 81.6 66.0	75 75	△ 814 413	△ 31.46 49.44	313 313	△ 3.836 31.38	△ 21922 98
船舶用		△ 89 98	- 21.3 21.0	100 100	△ 0.65 1.22	△ 15.50 16.22	0.05 105	△ 100.5 12.32	△ 196.04 88
進駐軍用		△ 62 233	- 63 34.6	89 56	△ 2.42 1.94	△ 2.323 1.631	1.12 1.16	△ 145 311	△ 3.844 214
保健衛生用		-	-	-	△ 75.4 1.0	△ 70 70	-	-	△ 15.9 8
灯火用		-	-	-	△ 1000 803	86 86	-	-	△ 100.0 84.6
掃海用		△ 15 5	-	-	△ 1.6 1.6	△ 2000 449	24 24	△ 64 11	△ 26.95 28
合計		△ 22646 21204	- 3944 3824	96 96	△ 10104 8504	△ 11005 50221	101 196	△ 10104 9957	△ 105510 93885
料外		-	-	-	60	86	108 344	-	688
合計		△ 22696 21307	- 3944 3824	-	△ 10104 8624	△ 11005 50221	101 9957	△ 10104 9957	△ 105510 90533

(註) 1 上段計画 下段実績 2 農林用(合開墾用) 3 自動車(含外國政府機關) 4 進駐軍用(含A. B1. B2.)

(5)

216

22
5.15.
3~3.

石油製品配給規則（案）（関係各省共同省令案）

第一條 この命令で石油製品とは別表に掲げるものをいう。この命令で需要者は自己の使用に供するため石油製品を需要する者をいい。

又販売業者は石油配給公團法第十五條第一項第五号の規定により石油配給公團認裁の行う指定を受けて石油製品の販売を業とする者をいふ。

この命令で主務官廳とは石油製品の配給に關し經濟安定本部の定める需要部門別に當該部門を主管する中央官廳、その地方特別官廳及びその指示を受けた地方廳をいう。

第二條 石油製品の割当は第三條の規定による配給割当公文書を交付してこれを行う。

工業用石油製品の需要者に対する割当については、この省令に定めるものの外、指定生産資材割当規則第三條乃至第四條の規定を準用する。

第三條 配給割当公文書の種類は左の通りとする。

一、需要者に対する主務官廳より発給せらるる購入切符、購入通帳、購入割当証明書等

二、第八條第一項に規定する在庫保有限度の範囲内に於て販売業者に対する商工局長より発給せられる割当証明書

三、石油製品の生産業者、販売業者及び石油配給公團が業務遂行の目的を以てその保有する石油製品を自己の使用に供するため、これららの者に対する商工大臣又は地方商工局長より発給せられる自家使

3AC
- 217 -

用承認書、配給割当公文書の様式その他必要な事は別に規定する。

第四條 石油製品は配給割当公文書の記載するところに従つて且つ、引換え又は提示する所でなければ何人もこれを譲り渡し又は譲り受けることは出来ない。但し左に掲げる場合はこの限りではない。

石油配給公園に対する譲り渡す場合

二、天災事変その他の理由により商工大臣又は商工局長の指示によつて配給する場合

第五條 販売業者は配給割当公文書と引換え又はこれを販売する石油製品の譲り受けの申述があつたときは當該石油製品を折半して譲り受け正当事由があるのでなければこれを拒むことは出来ない。

その販売は統制價格で且つ公正な條件で行はなければならぬ。販売業者は前項の統制價格にて需要者が容易に入手可能得る方より表示しなければならない。

第六條 石油製品の生産業者、販賣業者及び石油配給公園は、保有する石油製品を第三條第三号の規定により承認を受けた上で、自己の使用に供してはならない。

第七條 配給割当公文書は、これを他に譲り渡し又は他から譲り受けたり。

配給割当公文書と引換え又はこれを提示へ所要の記入を全じして譲り受けた石油製品は、配給割当公文書に記載するところに従いこれを使用し又は譲り渡さなければならぬ。

第八條 商工局長は、商工大臣の指示により、販売業者の石油製品在庫保有限度を定めるものとする。

この省令を施行する当初に於て又は已むを得ない事由により、前項の限度を超えて在庫を保有する場合は、販売業者はその旨を通二局長に報告してその承認又は指示を受けなければならぬ。

第九條 主務官廳が石油製品の配給及び消費の規則を圓滿たる経済安定本部總裁の定める方策に基き、特定の施設設備機械等につき登録の実施との他必要な措置を行ふ場合は何人もその定めるところに従うのでなければ当該施設設備機械等に石油製品を使用することは出来ない。但し已往を得た事由により主務官廳の許可を受けた使用する場合はこの限りでない。

第十條 商工大臣は、石油製品配給の適正を圖るため特に必要があると認めるときは、經濟安定本部總裁の定める方策に基いて石油配給公團又は販売業者に対して必要を指示を行うものとする。

第十一條 主務官廳が需要者又は販売業者に対し石油製品を割当く仕様合及び販売業者の在庫保有限度を定めた場合は、これを公示する所とする。

第十二條 在に當る場合に於て、不服ある者は經濟安定本部總裁へ其の旨を申し出て公正を解決を求めることが出来る。

一、需要者又は販売業者が自己に対する割当について不服あるとき
二、販売業者が自己に対する在庫保有限度の決定に不服あるとき
三、販売を行ふことする者が正当の事由なくして販売業者に指定せら

れをかつたとす

第五條の規定により石油製品の譲り受けを申し込んだ者が正当の事由なくしてこの申込を拒まれたときは、その者は商工局長に対し、その旨を申し出て公正を解決を求めることが出来る。

第十三條 販売業者は帳簿を備えて左に掲げる事項を眞實に記載しなければならぬ。

一 石油配給公團より仕入れた石油製品の品種別 数量 價格及び仕入年月日

二 需要者に対する販売した石油製品の品種別 数量 及び價格、需要者配給割当公文書の発行官廳及び割当番号、販売の年月日並に需要者の方名又は名稱及び住所

三 每日の石油製品の品種別在庫数量

第十四條 販売業者は、毎月末日を以て前條の帳簿記入を締め切り整理

集計の上、翌月十日迄に尤に掲げる事項を商工局長に報告しなければならない。

- 一 前月中に於ける品種別仕入数量
- 二 前月中に於ける需要部門別販売数量
- 三 前月末日に於ける品種別在庫数量

附 則

この省令は、公布の日からこれを施行する。

指定生産資材割当規則附表第一中、工業用石油製品との欄を削る。

裏面白紙

221

但し、この省令施行の期日迄に指定生産資材割当規則に基き提出又は発行せらるる石油製品割当申請書又は石油製品割当証明書は、これをこの省令に基いて提出又は発行せられたものとみます。

◎ 総理廳令

内務省令

大藏省令

司法省令

文部省令

厚生省令

農林省令

商工省令

運輸省令

逓信省令

労働省令

臨時物資需給調整法及び石油配給公團法に基いて石油製品配給規則を次の如く制定する。

昭和二十二年十月三十一日

総理大臣 片山 哲
内務大臣 木村 小左衛門
大蔵大臣 栗體 趙夫
司法大臣 鈴木 義男

文部大臣 森 戸辰男
厚生大臣 一松 定吉
農林大臣 平野 力三郎
商工大臣 水谷 長三郎
運輸大臣 苫米地 義三
通信大臣 三木 武夫
労働大臣 米塙 满亮

石油製品配給規則

第二條

二の命令下石油製品と併別表に掲げるものと/or> 二の命令で需要者は自己の使用に供するため石油製品を需要する者、生産業者は石油製品の生産を業と

するものといひ、又販売業者は石油配給公団法第十五條第一項第五号及び二の命令の第七九、及び第十條の規定により石油配給公団總裁の行う指定を受けて石油製品の販売を業とする者を云う。

二の命令で主務官廳とは石油製品の配給に關し經濟安定本部總裁の定めの需要部門別に当該部門を主管する中央官廳、その地方特別官廳及びその指示を受けた地方廳をいう。

第二條 石油製品の割当は第三條の規定による配給割当公文書を交付して二此と行う。

工業用石油製品の需要者に対する割当については二の命令に定めるもの外 指定生産資材割当規則第二條乃

至第三條が規定を準用する。

第三條 配給割当公文書の種類は左の通りとする。

一、需要者に対して主務官廳より發給せらるる登録証薄入通帳、購入割当証明書等にして切取式又は流通式アリないもの。

二、販売業者に対して商工局長より發給せらるる割当証明書。

三、生産業者 一販売業者及び石油配給公団が業務遂行の目的、もつてその保有する石油製品を自己の使用に供するため、これらの者に対して商工大臣又は商工局长より發給せらるる自家使用承認書。

配給割当公文書の様式その他必要な事項は第二條第

二項に定めるものを除き別に二項を定めよ。

第四條 石油製品は配給割当公文書の記載するところに従い、且つ二項と引き換へるへ通帳の場合は提出する以下同じのでなければ何人も二項を譲り渡し又は譲り受けではならぬ。但し左に掲げる場合はこの限りではない。

一 石油配給公團に付して譲り渡す場合
一、天災地変により商工大臣又は商工局長の指示によつて配給する場合

第五條 販売業者は配給割当公文書と引換えに又は二項を提示して石油製品の譲受けの申込があつたときは当該石油製品を所持しない場合その他正当の事由があるのでなければ販売を拒んではならぬ。

前項による販売は統制価格で且つ公正な條件で行はなければならない。

販売業者は、前項の統制価格を需要者が容易にこれで下知し得る方法で表示しなければならない。

第六條 生産業者 販売業者及び石油配給公團は、その保有する石油製品を、第三條第三号の自家使用承認書に記載せられた数量を超えて、自己の使用に供してはならず。譲り受けでは本うない。

第七條 配給割当公文書は、二項を他に譲り渡し又は他から譲り受けでは本うない。

配給割当公文書と引換へに譲り受けた石油製品は配給割当公文書に記載すると二項に従へこれを使用し又は譲り受けでは本うない。

り渡さなければならぬ。但し、経済安定本部総裁の定める方策に基いて、主務官廳が行う許可を受けた場合は、二の限りではない。

第八條 主務官廳が石油製品の配給及び消費の規制を図るために、經濟安定本部総裁の定める方策に基き、特定の施設設備機械等につき登録制の実施その他必要な特置を行う場合は、何人もその定めるところに従うのでなければ、当該施設設備機械等に石油製品を使用してはならない。

第九條 石油製品の販売を行うとする者は石油配給公団總裁に対し別記様式による石油製品販売業者指定申請書を提出しなければならない。

前項の申請書は石油配給公団出張所又は支那に於て

此を受付けるものとする。

第十條 石油配給公団總裁は前條の申請書に基きこれを諮詢委員会に諮詢して申請者が左に掲げる資格を有する二へ變へらるる場合に於て販売業者の指定を行うものとす。

石油製品の配給に必要な設備を使用することを証明し得ること。

二 石油製品の配給地区へ都道府縣をもつて単位とする。

一内に一定の店舗を有すること。

前項の指定は經濟安定本部總務長官の定める條件に基く商工人監の認可を受けなければならぬ。

第十一條 前條第一項に掲げる諮詢委員会は都道府縣別に

石油配給公團代表者、消費者代表者、監察官廳官吏等を
まとめて民主的に構成されなければならぬ。

第十二條 第十條による販売業者の指定は左に掲げる事項
を明示してこれを行ふ。

一 指定番号

氏名又は名稱及び住所

営業店舗の所在地

販売をなす上得る都道府、縣名

特定の製品のみを取扱い場合はその製品名

その他必要な事項

指定を受けた販売業者はその旨を店頭その他見易い場所に表示しなければならぬ。

石油配給公團及び前項の販売業者以外の者は品目又は
品質の如何にかかわらず石油製品の販売を行つてはなら
ない。

第十三條 商工局長は販売業の資格及び能力を基礎とし
且つ都道府縣別又は地域別石油製品配給割当量を勘案し
て販売業者に対し配給許可数量の割当を行う。

都道府縣別又は地域別石油製品配給割当量が当該地域全販売業
者に對し最低経済量の割当をする余裕のない場合は商工
局長は販売業者に對し配給許可数量の割当を行ふ。又は二
とかでさる。但し、この命令を施行する前に石油製品の
配給統制機関として指定せられたものに對する配給許可
数量の割当がある場合はその中より控除してその販売業

者に對し割当を行わなければならぬ。

第十四條 販売業者が第十條の指定を受けた当初において有する在庫数量がその者に對して割当てられた配給許可数量を超える場合においては当該超過分の販売につて得た配給割当公文書はこれを商工局に送付しなければならぬ。

前項の超過分に相當する数量について在庫の補充は行はれないとする。

第十五條 商工大臣は 石油製呂配給の適正を図るため特に必要があると認めるとときは 經済安定本部總裁の定める方策に基いて 石油配給公團又は販売業者に對して必要な指示を行うものとする。

第十六條 主務官廳が需要者に對し石油製呂を割当てた場合及び販売業者に對し配給許可数量を割当てた場合にこれを公示するものとする。

第十七條 左に掲げる場合に於て 不服ある者は 逐次 安定本部總裁にその旨を申出て公正な解決を求めることがで

きる。
一、需要者又は販売業者が自己に對する割当について不服あるとき。

二、販売業者が自己に對する配給許可数量の割當に不服あるとき。

三、販売業者の特權を申請した者が正当の理由なくして指定せられなかつたとするとき。

第五條の規定により石油製品の譲受けを申し込んだ者が正当の事由なくしてその申込みを拒否されたとするときはその者は商工局長に付しその旨を申出で公正な解決を求める二とができる。

第十八條 販売業者は帳簿を備えて左に掲げた事項を眞實に記載しなければならぬ。

- 一 石油配給公団より仕入れた石油製品の品種別数量
西格及び仕入年月日
- 二 需要者に対し販売した石油製品の品種別数量及び価格、配給割当公文書の発行官廳及び割当番号販売の年月日並びに需要者の氏名又は名称及び住所
- 三 毎日の石油製品の品種別在庫数量

第十九條 販売業者は毎月末日を以て前條の帳簿記入を締めり、整理集計の上、翌月十日までに左に掲げた事項を商工局長に報告しなければならぬ。

- 一 前月中に於ける品種別仕入数量
- 二 前月中に於ける需要部門別販売数量
- 三 前月末日に於ける品種別在庫数量

第二十条 生産業者は帳簿を備へて毎月の石油製品の品種別生産数量、出荷数量、自家使用数量及び月末在庫数量を眞實に記載し翌月十日迄にこれを商工大臣に報告しなければならぬ。

付則
命令は昭和十二年十一月一日から二項を施行す

指定生産資材割当規則附表第一の四、石油ロ工業用
石油製品の欄中ノ至ヲ削リ、工業用石油製品レヨン石
油製品レヨンに改メルをノに改めて以下を順次繰リ上げる。
二の命令施行の日までに、指定生産資材割当規則の規定
に上リ提出し又は交付せられた工業用石油製品の需要申請
者又は割当証明書は、二の命令の規定に上リ提出し又は交
付せられたものとみなす。

別表

一 第一條第一項の石油製品は左に掲げるものをいう。

イ 撥発油

ロ 燈油

ハ 軽油

ニ 重油

一

未固滑油(半固体潤滑油を含む)

二 前号の石油製品の品目は商工大臣の定めるとニテによ

三 第一号に掲げる石油製品が前号に依つて定められた製品以下の品質のものであつても本則の適用を受けるものとす。

商工省告示第七十六号

石油製品配給規則別表二により石油製品の品目を次のよう規定する。

昭和二十二年十月三十一日

商工大臣 水谷長三郎

種別	標準品目
一、揮発油	自動車用揮発油
二、燈油	工業用揮発油(ヘンギン、大豆油揮発油、ゴム用揮発油) 脱水用揮発油、ミネラルターヘンタイシン)
三、軽油	白燈油、茶燈油、信号燈油、ソルベント

10.

四重油	B重油 B重油(人造石油) C重油
五、潤滑油及半固体潤滑油	電気絶縁油(低圧絶縁油、高圧絶縁油、蓄電氣油、電纜油) マシン油(特マシン油、一二〇マシン油、一六〇マシン油)、タービン油(九〇タービン油、一四〇タービン油、一八〇タービン油) スピンドル油(自スピンドル油、六〇スピンドル油、 別スピンドル油、一五〇スピンドル油) ダイナモ油、二〇タインモ油 冷凍機油(一五〇冷凍機油、三〇〇冷凍機油) バリゾールギーゼルエンジン油(B三五〇ギーゼルエンジン油) B四五〇ギーゼルエンジン油(B七〇〇ギーゼルエンジン油) マリンエンジン油

